

学 生 便 覧

2011（平成 23）年度

神戸大学大学院人間発達環境学研究科

目 次

人間発達環境学研究科機構図	1
1 教学規則等	
1 神戸大学教学規則	3
2 神戸大学共通細則	30
3 神戸大学学位規程	36
4 神戸大学学生表彰規程	46
5 神戸大学学生懲戒規則	48
6 神戸大学学生懲戒規則に関する申合せ	50
2 研究科規則等	
1 神戸大学大学院人間発達環境学研究科規則	51
2 神戸大学学位規程人間発達環境学研究科細則	72
3 神戸大学大学院人間発達環境学研究科外国人特別学生の入学に関する規程	74
4 神戸大学大学院人間発達環境学研究科長期履修規程	76
5 神戸大学大学院人間発達環境学研究科科目等履修生規程	81
6 神戸大学大学院人間発達環境学研究科聴講生規程	83
7 神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究生規程	85
8 入学前の既修得単位認定に関する内規	87
9 神戸大学大学院人間発達環境学研究科特別聴講学生規程	88
10 神戸大学大学院人間発達環境学研究科特別研究学生内規	89
11 神戸大学大学院人間発達環境学研究科博士課程（後期課程） における特例修了に関する申合せ	90
12 交通機関の運休、気象警報発令の場合における授業、 学期末試験の休講措置について	92
13 人間発達環境学研究科修士論文等の指導体制について	93
14 修士論文作成要領	95
15 課程博士論文の指導体制等について	97
1 課程博士論文提出及び審査の流れ（3月修了の場合）	97
2 課程博士論文提出及び審査の流れ（留年：9月修了の場合）	98
3 課程博士論文提出及び審査の流れ（特例修了の場合）	99
（1）特例修了1年の場合	99
（2）特例修了1年6月の場合	99
（3）特例修了2年の場合	100
（4）特例修了2年6月の場合	100

4	別表課程博士論文提出及び審査の流れ（留年を含む。）	101
5	別表課程博士論文提出及び審査の流れ（特例修了の場合）	101
6	後期課程の研究指導体制について	103
7	基礎論文提出要領	103
8	予備審査論文提出要領	105
9	博士論文提出要領	107
10	博士論文審査要領	110
11	神戸大学大学院人間発達環境学研究科学位（論文博士）授与に関する内規	112
12	学位（論文博士）論文等作成要領	115
13	後期課程の履修について	119
14	特別研究の履修について	119
15	人間発達環境学研究科博士課程（後期課程）所定単位修得退学者に関する申合せ	119
3	研究倫理について	121
4	教育職員免許状の所要資格の取得等	
1	本研究科で取得できる教育職員免許状の種類及び免許教科	123
2	基礎資格及び最低必要単位数	124
3	教科等に関する授業科目	125
5	臨床心理学コースの学生の受講科目について	133
6	発達支援インスティテュート	135
7	学生生活上の周知事項	
1	学生への通知等について	137
2	証明書類の交付，発行等について	137
3	通学定期乗車券の購入について	138
4	住所等の変更の届出について	138
5	休学，復学，退学等願出について	138
6	授業料の納付について	139
7	学内掲示物について	139
8	学校施設の使用について	139
9	教材用印刷機の使用について	139
10	発達ホール（Dルーム）の利用について	140
11	禁煙について	140
12	車両による校内への乗入れ禁止について	140
13	盗難の防止について	140

14	その他	140
8	授業科目の履修及び修了要件等について	
1	授業について	141
2	履修要件について	141
3	授業科目の試験について	142
4	研究指導について	142
5	修士論文等について	142
6	最終試験について	143
7	修了要件について	143
8	学位の授与について	143
9	論文の保管について	143
9	附属施設関係規則	
1	神戸大学留学生センター規則	145
2	神戸大学情報基盤センター利用規程	147
10	人間発達環境学研究科教員名簿	
1	前期課程	149
2	後期課程	153
11	神戸大学学舎配置図等	
1	施設配置図	157
2	鶴甲第2キャンパス発達科学部配置図・平面図	158
3	部局等所在地及び電話番号	163

人間発達環境学研究科機構図

区分	講座名 前期課程 後期課程	教育研究分野 前期課程 後期課程	前期課程履修コース	附属施設	
人間発達環境学研究科	心身発達専攻	人間発達論	心理発達基礎論	発達支援インスティテュート ・心理教育相談室・社会貢献室・サイエンスシヨップ ・ヒューマン・コミュニティ創成研究センター（HCセンター） ・HCセンターサテライト施設のびやかスペースあーち	
			臨床心理学		
			健康発達論		
	教育・学習専攻	人間形成論	教育科学論		教育科学論
			子ども発達論		子ども発達論
			発達支援論*		2年履修コース 1年履修コース
	人間行動専攻	人間行動論	身体行動論		身体行動論
			行動発達論		行動発達論
	人間表現専攻	人間表現論	表現文化論		表現文化論
			表現創造論		コミュニティアート
	人間環境学専攻	環境基礎論	自然環境論		自然環境論
			数理情報環境論		数理情報環境論
環境形成論		生活環境論	生活環境論		
		社会環境論	社会環境論		
連携講座 環境先端科学 (後期課程のみ)		環境先端科学			

*：人間発達論講座との連携で1年履修コースを設けている。

1 教學規則等

1 神戸大学教学規則

(平成16年4月1日制定)

目次

第1章 総 則

- 第1条 趣 旨
- 第2条 教 育 憲 章
- 第3条 学 部
- 第4条 大 学 院
- 第5条 乗 船 実 習 科
- 第6条 収 容 定 員
- 第7条 学 年 期
- 第8条 学 期
- 第9条 休 業 日

第2章 学 部

第1節 入 学

- 第10条 入 学 許 可
- 第11条 早 期 入 学
- 第12条 入 学 期
- 第13条 編 入 学
- 第14条 転 入 学
- 第15条 再 入 学
- 第16条 入 学 志 願
- 第17条 入 学 手 続
- 第18条 入学料の免除
- 第19条 入学料の徴収猶予等
- 第20条 死亡等による入学料の免除
- 第21条 宣 誓

第2節 修業年限, 教育課程, 課程の履修等

- 第22条 修 業 年 限
- 第23条 修業年限の通算
- 第24条 在 学 年 限
- 第25条 教 育 課 程
- 第26条 授業科目の区分
- 第27条 授 業 の 方 法
- 第28条 履修方法及び試験

第29条 履修科目の登録の上限

第30条 成績評価基準

第31条 単位の授与

第32条 単位の基準

第33条 他学部の授業科目の履修

第34条 他の大学又は短期大学における授業科目の履修

第34条の2 休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位の取扱い

第35条 大学以外の教育施設等における学修

第36条 入学前の既修得単位等の認定

第37条 編入学，転入学，再入学者の修業年数等

第38条 転学部

第39条 転学科

第3節 留学及び休学

第40条 留学

第41条 休学の許可

第42条 休学の解除

第43条 休学の命令

第44条 休学期間の取扱い

第4節 退学及び除籍

第45条 退学

第46条 疾病等による除籍

第47条 入学金等未納による除籍

第5節 卒業要件及び学士の学位

第48条 卒業要件

第49条 学士の学位授与

第6節 授業料

第50条 授業料の納期

第51条 授業料の免除

第52条 授業料の徴収猶予及び月割分納

第53条 休学者の授業料

第54条 退学者等の授業料

第7節 賞罰

第55条 表彰

第55条の2 懲戒

第3章 大学院

第1節 入学

第56条 修士課程，前期課程及び専門職学位課程の入学資格

第57条 修士課程，前期課程及び専門職学位課程への早期入学

第58条 後期課程の入学資格

第59条 医学研究科の博士課程の入学資格

第60条 医学研究科の博士課程への早期入学

第61条 進 学

第62条 選 考 方 法

第2節 修業年限, 教育方法, 修了要件等

第63条 標準修業年限

第64条 教育方法等

第65条 他大学大学院等の研究指導

第66条 研究指導のための留学

第67条 修士課程及び前期課程の修了要件

第68条 博士課程の修了要件

第69条 専門職学位課程の修了要件

第70条 学位論文及び最終試験

第71条 修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与

第3節 準 用 規 定

第72条 準 用 規 定

第73条 履修科目の登録の上限

第74条 他大学大学院の授業科目の履修

第74条の2 休学期間中に外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い

第75条 入学前の既修得単位の認定

第76条 留 学

第77条 休 学

第4章 特別聴講学生, 特別研究学生, 科目等履修生, 聴講生, 研究生, 専攻生及び外国人特別学生

第78条 特別聴講学生

第79条 特別研究学生

第80条 科目等履修生

第81条 聴講生, 研究生及び専攻生

第82条 授業料の納期

第83条 外国人特別学生

第5章 授業料, 入学料及び検定料の額

第84条 授業料, 入学料及び検定料の額

第84条の2 授業料等の不徴収

第6章 教育職員免許状

第85条 教員の免許状授与の所要資格の取得

附 則

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規則は、国立大学法人神戸大学学則（平成16年4月1日制定）第29条の規定に基づき、学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育憲章)

第2条 本学の教育は、神戸大学教育憲章（平成14年5月16日制定）に則り、行うものとする。

(学 部)

第3条 本学の学部に置く学科は、次のとおりとする。

文 学 部	人文学科
国際文化学部	国際文化学科
発達科学部	人間形成学科，人間行動学科，人間表現学科，人間環境学科
法 学 部	法律学科
経 済 学 部	経済学科
経 営 学 部	経営学科
理 学 部	数学科，物理学科，化学科，生物学科，地球惑星科学科
医 学 部	医学科，保健学科
工 学 部	建築学科，市民工学科，電気電子工学科，機械工学科，応用化学科，情報知能工学科
農 学 部	食料環境システム学科，資源生命科学科，生命機能科学科
海事科学部	海事技術マネジメント学科，海洋ロジスティクス科学科，マリンエンジニアリング学科

(大 学 院)

第4条 本学の大学院研究科に置く専攻及びその課程は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別
人文学研究科	文化構造専攻，社会動態専攻	博士課程
国際文化学研究科	文化関連専攻，グローバル文化専攻	博士課程
人間発達環境学 研 究 科	心身発達専攻，教育・学習専攻，人間行動専攻，人間表現専攻， 人間環境学専攻	博士課程
法 学 研 究 科	理論法学専攻，政治学専攻	博士課程
	実務法律専攻	専門職学位 課 程
経済学研究科	経済学専攻	博士課程

経営学研究科	前期2年の課程	マネジメント・システム専攻, 会計システム専攻, 市場科学専攻	博士課程
	後期3年の課程	マネジメント・システム専攻, 会計システム専攻, 市場科学専攻, 現代経営学専攻	
	現代経営学専攻		専門職学位課程
理学研究科	数学専攻, 物理学専攻, 化学専攻, 生物学専攻, 地球惑星科学専攻		博士課程
医学研究科	バイオメディカルサイエンス専攻		修士課程
	医科学専攻		博士課程
保健学研究科	保健学専攻		博士課程
工学研究科	建築学専攻, 市民工学専攻, 電気電子工学専攻, 機械工学専攻, 応用化学専攻		博士課程
システム情報学研究科	システム科学専攻, 情報科学専攻, 計算科学専攻		博士課程
農学研究科	食料共生システム学専攻, 資源生命科学専攻, 生命機能科学専攻		博士課程
海事科学研究科	海事科学専攻		博士課程
国際協力研究科	国際開発政策専攻, 国際協力政策専攻, 地域協力政策専攻		博士課程

2 人文学研究科, 国際文化学研究科, 人間発達環境学研究科, 法学研究科, 経済学研究科, 経営学研究科, 理学研究科, 保健学研究科, 工学研究科, システム情報学研究科, 農学研究科, 海事科学研究科及び国際協力研究科の博士課程は, これを前期2年の課程(以下「前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「後期課程」という。)に区分し, 前期課程は, これを修士課程として取り扱うものとする。

3 法学研究科実務法律専攻及び経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程は, 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第99条第2項に規定する専門職大学院の課程とし, 法学研究科の専門職学位課程は, 専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第18条第1項に規定する法科大学院とする。

(乗船実習科)

第5条 本学に置く乗船実習科に関することは, 神戸大学乗船実習科規則(平成16年4月1日制定)で定める。

(収容定員)

第6条 本学の収容定員は, 別表のとおりとする。

(学 年)

第7条 学年は, 4月1日に始まり, 翌年3月31日に終る。

(学 期)

第8条 学年を分けて, 次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第9条 定期の休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

本学創立記念日 5月15日

春季休業 3月27日から4月5日まで

夏季休業 8月8日から9月30日まで

冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

- 2 臨時の休業日は、学長が定める。
- 3 教育上必要と認めるときは、第1項の規定にかかわらず、春季、夏季及び冬季休業の期間は、各学部及び各研究科において学長の承認を得て変更することができる。
- 4 教育上必要と認めるときは、第1項から前項までの規定にかかわらず、休業日において授業等を行うことができる。

第2章 学 部

第1節 入学

(入学許可)

第10条 学長は、次の各号のいずれかに該当し、入学試験に合格した者で、第17条に規定する入学手続を完了した者（第18条の規定により入学料の免除を申請している者及び第19条の規定により入学料の徴収猶予を申請している者を含む。）に対し、入学を許可する。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、前号に相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第47号）
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号。以下「旧規程」という。）による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）
- (8) 法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けさせるにふさわしい学力があると認めたもの

(9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(早期入学)

第11条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であつて、本学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 高等学校に2年以上在学した者
- (2) 中等教育学校の後期課程、高等専門学校又は特別支援学校の高等部に2年以上在学した者
- (3) 外国において、学校教育における9年の課程に引き続く学校教育の課程に2年以上在学した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（高等学校の課程に相当する課程を有する者として指定したものを含む。）の当該課程に2年以上在学した者
- (5) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第152条の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において2年以上在学した者
- (6) 文部科学大臣が指定した者（平成13年文部科学省告示第167号）
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則第4条に定める試験科目の全部（試験の免除を受けた試験科目を除く。）について合格点を得た者（旧規程第4条に規定する受検科目の全部（旧検定の一部免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。）について合格点を得た者を含む。）で、17歳に達したもの

2 前項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(入学期)

第12条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

(編入学)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学に編入学を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することができる。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 施行規則附則第7条に規定した者

2 前項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で文学部、法学部、経済学部又は経営学部編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することができる。

- (1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 高等専門学校を卒業した者
- (4) 外国において、前3号と同程度の課程を修了した者

3 第1項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で発達科学部、理学部、工学部、農学部又は海事科学部に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することができる。

- (1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
 - (2) 短期大学を卒業した者
 - (3) 高等専門学校を卒業した者
 - (4) 外国において、前3号と同程度の課程を修了した者
 - (5) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第10条各号のいずれかに該当する者に限る。）
- 4 第1項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で医学部保健学科に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。
- (1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
 - (2) 短期大学を卒業した者
 - (3) 外国において、前2号と同程度の課程を修了した者
 - (4) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第10条各号のいずれかに該当する者に限る。）
- 5 第1項及び第3項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で工学部の第2年次に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。
- (1) 外国において、学校教育における13年の課程を修了した者
 - (2) 前号に掲げる者と同等以上の学力があると認められた者

（転入学）

第14条 他の大学に現に在学する者で、本学に転入学を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

（再入学）

第15条 本学を第45条の規定により中途退学した者又は除籍された者で、再び同一の学部に入學を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

（入学志願）

第16条 入学を志願する者は、所定の日までに、検定料を納付したうえ、入学願書、検定料払込証明書及び別に指定する書類を提出しなければならない。

- 2 既納の検定料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該額に相当する額を還付するものとする。
- (1) 学部の入学試験において出願書類等により第一段階目の選抜を行い、その合格者に限り学力検査その他により第二段階目の選抜を行う場合において、第一段階目の選抜で不合格となった者が第二段階目の選抜に係る額の返還を申し出たとき。
 - (2) 学部の入学試験において入学の出願を受理した後に本学が大学入試センター試験において受験することを課した教科・科目を受験していないことにより、出願の資格がないことが判明した者が第二段階の選抜に係る額の返還を申し出たとき。
 - (3) 検定料を納付した者が、所定の日までに入学願書を提出しなかった場合において、返還を申し出たとき。
 - (4) 検定料を納付し、入学願書を提出した者が、受験を認められなかった場合において、返還を申し

出たとき。

(入学手続)

第17条 入学試験に合格した者は、所定の期日までに、入学料を添えて入学手続を行わなければならない。

2 既納の入学料は、還付しない。

(入学料の免除)

第18条 入学料の納付が困難な者に対しては、本人の申請により入学料の全額又は半額を免除することがある。

2 入学料の免除の取扱いについては、別に定める。

(入学料の徴収猶予等)

第19条 入学料の納付期限までに納付が困難な者に対しては、本人の申請により入学料の徴収を猶予することがある。

2 前条第1項の入学料の免除又は前項の入学料の徴収猶予を申請した者に係る入学料は、免除又は徴収猶予を許可し、又は不許可とするまでの間は、徴収を猶予する。

3 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除の許可をされた者（次項により徴収猶予の申請をした者を除く。）は、免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

4 入学料の免除を不許可とされた者又は半額免除の許可をされた者が、第1項に規定する徴収猶予を受けようとする場合は、免除の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に徴収猶予の申請を行わなければならない。

5 入学料の徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

(死亡等による入学料の免除)

第20条 前条第1項又は前条第2項の規定により入学料の徴収を猶予されている者が、その期間内において死亡したことにより除籍された場合は、未納の入学料の全額を免除する。

2 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者が、前条第3項に規定する入学料の納付期間内において死亡したことにより除籍された場合又は第47条第1号の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の入学料の全額を免除する。

(宣 誓)

第21条 入学者は、所定の方法により宣誓を行わなければならない。

第2節 修業年限、教育課程、課程の履修等

(修業年限)

第22条 学部の修業年限は、4年とする。ただし、本学に3年以上在学した者（施行規則第149条に規定する者を含む。）が、卒業の要件として学部規則に定める単位を優秀な成績で修得したものと認められ、かつ、学生が卒業を希望する場合には卒業することができる。

2 前項ただし書に規定する卒業の認定の基準は、学部規則において定め、公表するものとする。

3 医学部医学科については、第1項の規定にかかわらず、その修業年限は6年とする。

4 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。

5 前項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(修業年限の通算)

第23条 科目等履修生（大学の学生以外の者に限る。）として本学において一定の単位を修得した者が本学に入学する場合においては、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、教授会の定めるところにより、修得した単位数その他の事項を勘案して前条の修業年限の2分の1を超えない期間を修業年限に通算することができる。

(在学年限)

第24条 学生は、修業年限の2倍を超えて在学することはできない。

2 第22条第4項の規定により履修を認められた学生（以下「長期履修学生」という。）の在学年限については、関係の学部規則で定める。

(教育課程)

第25条 教育課程は、本学、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を次条第1項に定める区分に従って開設し、体系的に編成するものとする。

(授業科目の区分)

第26条 授業科目の区分は、次のとおりとする。

教養原論

外国語科目

情報科目

健康・スポーツ科学

専門科目（専門基礎科目及び共通専門基礎科目を含む。）

関連科目

資格免許のための科目

その他必要と認める科目

2 前項に規定するもののほか、外国人留学生のための授業科目として、日本語及び日本事情に関する科目を置くことができる。

(授業の方法)

第27条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項に規定する授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項に規定する授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 第1項に規定する授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

5 前4項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(履修方法及び試験)

第28条 第26条第1項の区分に従って開設される授業科目及びその履修方法並びに試験に関することは、各学部規則及び神戸大学全学共通授業科目履修規則（平成16年4月1日制定。以下「履修規則」という。）で定める。

2 第26条第2項の規定により開設される授業科目（以下「日本語等授業科目」という。）及びその履修方法並びに試験に関することは、各学部規則及び神戸大学日本語等授業科目履修規則（平成16年4月1日制定）で定める。

(履修科目の登録の上限)

第29条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は各学部規則において定めるものとする。

2 各学部規則の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(成績評価基準)

第30条 各学部は、各授業における学習目標や目標達成のための授業の方法及び計画を明示するとともに、学生の授業への取組状況等を考慮した多元的な成績評価基準を定め、公表するものとする。

(単位の授与)

第31条 一の授業科目を履修した者に対しては、試験の上、単位を与える。ただし、第32条第4項の授業科目については、各学部規則で定める方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(単位の基準)

第32条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で各学部規則で定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で各学部規則で定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、当該学部規則で定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

(3) 一の授業について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部規則で定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項各号の規定にかかわらず、全学共通授業科目（履修規則で定める全学に共通する授業科目をいう。）については、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習、実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 一の授業について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、日本語等授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、研究指導等の授業科目については、これらの学修の成論を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を各学部規則で定めることができる。

(他学部の授業科目の履修)

第33条 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。この場合は、所属学部長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第34条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協定に基づき、学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことがある。
- 3 前2項の規定は、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修させる場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合について準用する。
- 4 前3項に関して必要な事項は、協定に定めるもののほか、関係の学部規則で定める。

(休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位の取扱い)

第34条の2 教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に本学と協定を締結している外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学において修得したものとみなすことができる。

- 2 前項により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 3 前2項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第35条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、第34条第2項及び前条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 3 前2項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第36条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。以下「既修得単位」という。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第34条第2項、第34条の2第1項及び前条第1項により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 前3項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(編入学、転入学、再入学者の修業年数等)

第37条 第13条から第15条までの規定により入学する者の修業すべき年数、履修すべき科目及びその単位については、教授会がこれを定める。

(転学部)

第38条 学生で、所属学部長の承認を得て転学部を希望する者があるときは、志望学部の教授会の議を経て、当該学部の学部長は、許可することがある。

(転学科)

第39条 転学科に関することは、学部規則で定める。

第3節 留学及び休学

(留 学)

第40条 第34条第1項の規定に基づき、外国の大学又は短期大学に留学しようとする者は、所属学部長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第22条の修業年限に算入するものとする。

(休学の許可)

第41条 学生が、疾病その他の理由により、3か月以上修学を休止しようとするときは、所属学部長の許可を得て休学することができる。

2 前項の休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、学部長は、1年を限度として、休学期間の延長を認めることができる。

(休学の解除)

第42条 前条の休学期間中にその理由が消滅したときは、所属学部長の許可を得て、復学することができる。

(休学の命令)

第43条 学生で、疾病により3か月以上修学を休止させることが適当と認められる者があるときは、学部長の申請により、学長が休学を命ずる。

(休学期間の取扱い)

第44条 休学の期間は、通算して3年を超えることはできない。

2 休学期間は、在学年数に算入しない。

第4節 退学及び除籍

(退 学)

第45条 学生が、退学しようとするときは、その理由を具し、所属学部長に願い出て許可を受けなければならない。

(疾病等による除籍)

第46条 学生が、疾病その他の理由により、成業の見込みがないと認められるときは、学部長の申請により、学長がこれを除籍する。

(入学科等未納による除籍)

第47条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学部長がこれを除籍する。

- (1) 第18条又は第19条の規定により入学料の免除又は徴収猶予を申請した者で、免除若しくは徴収猶予が不許可になったもの又は半額免除若しくは徴収猶予が許可になったものが、その者に係る納付すべき入学料を納付期限内に納付しないとき。
- (2) 授業料の納付を怠り、督促を受けても、納付期限の属する学期の末日までに納付しないとき。

第5節 卒業要件及び学士の学位

(卒業要件)

第48条 卒業の要件は、第22条に定める期間在学し、124単位（医学部医学科にあつては、188単位。以下同じ。）以上を各学部規則の定めるところにより修得することとする。

- 2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき124単位のうち、第27条第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。ただし、124単位を超える単位数を卒業の要件としている場合においては、同条第1項に規定する授業により64単位（医学部医学科にあつては、128単位）以上を修得しているときは、60単位を超えることができることとする。

(学士の学位授与)

第49条 前条の規定により、学部所定の課程を修めて本学を卒業した者に対しては、学士の学位を授与する。

第6節 授業料

(授業料の納期)

第50条 授業料は、次の2期に分け、年額の2分の1に相当する額をそれぞれその納付期間中に納付しなければならない。

期別	納付期間
前期（4月から9月まで）	4月1日から4月30日まで
後期（10月から3月まで）	10月1日から10月31日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
- 3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。
- 4 第1項の納付期間を経過した後において入学した者のその期の授業料は、入学の日の属する月に納

付しなければならない。

5 学年の中途において卒業する者の授業料は、その卒業の月までの分を、月割をもって在学する期の納付期間内に納付しなければならない。

6 既納の授業料は、還付しない。ただし、第2項又は第3項の規定により授業料を納付した者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、納付した者の申出により当該各号に定める授業料相当額を還付するものとする。

(1) 第2項の規定により授業料を納付した者が、後期に係る授業料の納付期間前に休学又は第45条の規定により退学した場合 後期分の授業料に相当する額

(2) 第3項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の末日までに入学を辞退した場合 入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料に相当する額

(3) 第3項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の末日までに入学年度の初日から休学を申し出、第41条第1項の規定により休学を許可された場合 入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料に相当する額

(授業料の免除)

第51条 経済的理由により授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀である者その他特別な事情がある者に対しては、本人の申請により授業料の全額又は半額を免除することがある。

2 前項に規定する授業料の免除の取扱いについては、別に定める。

(授業料の徴収猶予及び月割分納)

第52条 経済的理由により授業料の納付期限までに授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀である者その他特別な事情がある者に対しては、本人の申請により授業料の徴収猶予又は月割分納を許可することがある。

2 前項に規定する授業料の徴収猶予及び月割分納の取扱いについては、別に定める。

(休学者の授業料)

第53条 学生が授業料の納付期限までに休学を許可された場合又は授業料の徴収猶予を受けていた者が休学を許可された場合は、月割計算により休学当月の翌月（休学を開始する日が月の初日に当たる場合は、その月）から復学当月の前月までの授業料を免除する。

2 休学中の者が復学した場合は、復学当月以後のその期の授業料を月割をもって復学の際に納付しなければならない。

(退学者等の授業料)

第54条 第50条に定める期中の中途において、第45条の規定により退学し、第55条の2第1項の規定により停学若しくは懲戒退学を命ぜられ、又は除籍された者は、その期の授業料を納付しなければならない。ただし、死亡し、若しくは行方不明となったことにより除籍された場合又は第47条第2の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の授業料の全額を免除することがある。

2 授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されている者が退学を許可された場合は、月割計算により退学の翌月以後に納付すべき授業料の全額を免除することがある。

第7節 賞 罰

(表 彰)

第55条 学生として表彰に値する行為があったときは、所属学部長等の推薦により、学長は、これを表彰することができる。

2 前項に関し必要な事項は、神戸大学学生表彰規程（平成17年2月17日制定）で定める。

(懲 戒)

第55条の2 本学の規定に違背し、学生の本分を守らない者があるときは、所定の手続により学長が懲戒する。

2 懲戒は、訓告、停学及び懲戒退学とする。

3 停学3か月以上にわたるときは、その期間は、第22条の修業年限に算入しない。

4 前3項に関し必要な事項は、神戸大学学生懲戒規則（平成16年4月1日制定）で定める。

第3章 大 学 院

第1節 入 学

(修士課程、前期課程及び専門職学位課程の入学資格)

第56条 修士課程、前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- (8) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(修士課程、前期課程及び専門職学位課程への早期入学)

第57条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 大学に3年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者

2 前項に関して必要な事項は、関係の研究科規則で定める。

(後期課程の入学資格)

第58条 後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位（法第104条第1項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。）を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第74条において「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
- (7) 本学において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(医学研究科の博士課程の入学資格)

第59条 医学研究科の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学、歯学又は獣医学を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学又は獣医学）を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学又は獣医学）を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は、医学、歯学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者（昭和30年文部省告示第39号）
- (6) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (7) 本学において、個別の入学資格審査により、大学の医学、歯学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(医学研究科の博士課程への早期入学)

第60条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 大学（医学，歯学又は獣医学を履修する課程に限る。）に4年以上在学した者
 - (2) 外国において学校教育における16年の課程（医学，歯学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程（医学，歯学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者
- 2 前項に関して必要な事項は，関係の研究科規則で定める。

（進 学）

第61条 本学大学院の修士課程，前期課程又は専門職学位課程を修了し，引き続き後期課程又は，医学研究科の博士課程に進学を志望する者については，当該研究科の定めるところにより，選考の上，進学を許可する。

（選考方法）

第62条 大学院の入学志願者に対する選考方法は，各研究科において別に定める。

第2節 修業年限，教育方法，修了要件等

（標準修業年限）

第63条 修士課程の標準修業年限は，2年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず，修士課程においては，主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって，教育研究上の必要があり，かつ，昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは，各研究科の定めるところにより，専攻又は学生の履修上の区分に応じ，標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。
- 3 前項に規定する修士課程を置く研究科及びその標準修業年限は，次のとおりとする。

人間発達環境学研究科 教育・学習専攻（発達支援論コース）1年
- 4 人文学研究科，国際文化学研究科，人間発達環境学研究科，法学研究科，経済学研究科，経営学研究科，理学研究科，保健学研究科，工学研究科，システム情報学研究科，農学研究科，海事科学研究科及び国際協力研究科の博士課程の標準修業年限は，前期課程2年，後期課程3年の5年とする。
- 5 医学研究科の博士課程の標準修業年限は，4年とする。
- 6 経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程の標準修業年限は，2年とする。ただし，教育研究上の必要があると認められるときは，研究科の定めるところにより，学生の履修上の区分に応じ，標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。
- 7 法学研究科実務法律専攻の専門職学位課程（以下「法科大学院」という。）の標準修業年限は，3年とする。

（教育方法等）

第64条 大学院の教育は，授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

- 2 専門職大学院においては，その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究，

現地調査、双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適切な方法により授業を行うものとする。

3 研究科において教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

4 各研究科における授業科目、その単位数及び研究指導並びにそれらの履修方法については、当該研究科規則で定める。

(他大学大学院等の研究指導)

第65条 教育上有益と認めるときは、他大学（外国の大学を含む。）の大学院又は研究所等（外国の研究機関を含む。）との協定に基づき、学生に当該大学の大学院又は当該研究所等において必要な研究指導を受けさせることがある。ただし、修士課程及び前期課程の学生については、当該研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。

(研究指導のための留学)

第66条 前条の規定に基づき、外国の大学又は研究機関に留学しようとする者は、所属研究科長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第63条の標準修業年限に算入する。

(修士課程及び前期課程の修了要件)

第67条 修士課程及び前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ修士論文又は特定の課題について研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士課程の修了要件)

第68条 博士課程（医学研究科の博士課程を除く。）の修了要件は、後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年（2年未満の在学期間をもって修士課程又は前期課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、施行規則第156条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士課程の後期3年の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院（専門職大学院を除く。以下この項において同じ。）に3年（専門職大学院設置基準第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

3 医学研究科の博士課程の修了要件は、当該課程に4年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

(専門職学位課程の修了要件)

第69条 専門職学位課程（法科大学院を除く。以下この条において同じ。）の修了要件は、当該課程に2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科，専攻又は学生の履修上の区分にあつては，当該標準修業年限）以上在学し，所定の単位を修得することとする。

2 専門職学位課程の在学期間に関しては，第75条の規定により認定された入学前の既修得単位（法第102条第1項の規定により入学資格を有した後，修得したものに限る。）を，当該単位数，その修得に要した期間その他を勘案して当該課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし，この場合においても，当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

3 法科大学院の修了要件は，当該課程に3年以上在学し，所定の単位を修得することとする。

4 法科大学院の在学期間については，第75条の規定により認定された入学前の既修得単位（法第102条第1項の規定により入学資格を有した後，修得したものに限る。）を，当該単位数，その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

5 法科大学院は，法学の基礎的な学識を有すると認める者に関しては，第3項に規定する在学期間については，前項の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えない範囲で研究科が認める期間在学したものと，同項に規定する単位については，第74条及び第75条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えない範囲で研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。

（学位論文及び最終試験）

第70条 学位論文及び最終試験に関することは，学位規程に定めるところによる。

（修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与）

第71条 各研究科において，所定の課程を修了した者に対しては，その課程に応じて修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

2 前項の学位に関することは，学位規程に定めるところによる。

第3節 準用規定

（準用規定）

第72条 第12条（入学期），第14条（転入学），第15条（再入学），第16条（入学志願），第17条（入学手続），第18条（入学料の免除）（第2項を除く。），第19条（入学料の徴収猶予等），第20条（死亡等による入学料の免除），第21条（宣誓），第22条（修業年限）（第1項，第2項及び第3項を除く。），第24条（在学年限），第27条（授業の方法），第31条（単位の授与），第32条（単位の基準）（第2項及び第3項を除く。），第33条（他学部の授業科目の履修），第38条（転学部），第39条（転学科），第45条（退学），第46条（疾病等による除籍），第47条（入学料等未納による除籍），第50条から第54条まで（授業料），第55条（表彰）及び第55条の2（懲戒）の規定は，大学院に準用する。ただし，第24条を準用する場合において，医学研究科の博士課程以外の博士課程にあつては，標準修業年限を前期課程と後期課程に分ける。

（履修科目の登録の上限）

第73条 専門職大学院学生の履修科目の登録の上限に関しては、第29条第1項を準用する。この場合において、「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(他大学大学院の授業科目の履修)

第74条 大学院学生その他大学（外国の大学を含む。）の大学院の授業科目の履修に関しては、第34条を準用する。この場合において、同条第2項中「60単位」とあるのは、「10単位（ただし、専門職大学院学生（法科大学院学生を除く。）にあつては15単位、法科大学院学生にあつては30単位）」と、同条第3項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を」と、同条第4項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(休学期間中に外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い)

第74条の2 大学院学生が休学期間中に外国の大学において履修した授業科目について修得した単位に関しては、第34条の2を準用する。この場合において、同条第1項中「外国の大学又は短期大学」とあるのは「外国の大学の大学院」と、同条第2項中「60単位」とあるのは、「10単位（ただし、専門職大学院学生（法科大学院学生を除く。）にあつては15単位、法科大学院学生にあつては30単位）」と、同条第3項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第75条 大学院学生の入学前の既修得単位の認定に関しては、第36条（第2項を除く）を準用する。この場合において、同条第1項中「大学又は短期大学」とあるのは「大学院」と、同条第3項中「第34条第2項、第34条の2第1項及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位」とあるのは、「10単位（ただし、専門職大学院学生（法科大学院学生を除く。）にあつては第74条の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて15単位、法科大学院学生にあつては第74条の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位）」と、同条第4項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(留 学)

第76条 大学院学生の外国の大学への留学に関しては、第40条を準用する。この場合において、同条第1項中「第34条第1項」とあるのは「第74条」と、「所属学部長」とあるのは「所属研究科長」と、同条第2項中「第22条」とあるのは「第63条」と読み替えるものとする。

(休 学)

第77条 大学院学生の休学に関しては、第41条第1項、第42条、第43条及び第44条第2項を準用するほか、各研究科規則で定める。

第4章 特別聴講学生，特別研究学生，科目等履修生，聴講生，研究生， 専攻生及び外国人特別学生

(特別聴講学生)

第78条 他の大学，短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）又は高等専門学校との協定に基づき、当該大学（大学院を含む。），短期大学又は高等専門学校の学生で、本学の授業科目を履修しようとする

る者があるときは、特別聴講学生として許可することがある。

- 2 特別聴講学生については、協定に定めるもののほか、関係の学部規則及び研究科規則で定める。
(特別研究学生)

第79条 他大学（外国の大学を含む。）の大学院との協定に基づき、当該大学院の学生で、本学において研究指導を受けようとする者があるときは、特別研究学生として許可することがある。

- 2 特別研究学生については、協定に定めるもののほか、関係の研究科規則で定める。
(科目等履修生)

第80条 本学が開設する1又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、科目等履修生として許可することがある。

- 2 科目等履修生に対しては、単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生については、関係の学部規則及び研究科規則で定める。

(聴講生、研究生及び専攻生)

第81条 本学が開設する1又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは、聴講生として許可することがある。

- 2 特定の事項について研究しようとする者があるときは、研究生として許可することがある。
- 3 本学学部卒業者で、特定の専門事項について攻究しようとする者があるときは、専攻生として許可することがある。
- 4 聴講生、研究生及び専攻生については、それぞれ関係の学部規則、研究科規則及び専攻生規則で定める。

(授業料の納期)

第82条 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生、研究生及び専攻生の授業料については、それぞれの在学予定期間に応じ、3か月分又は6か月分に相当する額を当該期間における当初の月に納付するものとし、在学予定期間が3か月未満又は6か月未満であるときは、その期間分に相当する額を当該期間における当初の月に納付しなければならない。

(外国人特別学生)

第83条 外国人で、第10条、第56条、第58条又は第59条の規定によらないで、外国人特別学生として本学の学部又は大学院に入学を志願する者があるときは、教授会の議を経て許可する。

- 2 前項の学生で、学部又は大学院の課程を修了した者には、第49条又は第71条に定める学位を授与する。

第5章 授業料、入学料及び検定料の額

(授業料、入学料及び検定料の額)

第84条 本学の授業料、入学料及び検定料（以下「授業料等」という。）の額は、神戸大学における授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額に関する規程（平成16年4月1日制定）に定められた額とする。

(授業料等の不徴収)

第84条の2 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に基づく国費外国人留学生の授業料等については、前条の規定にかかわらず、不徴収とする。

- 2 特別聴講学生及び特別研究学生の授業料等については、第82条及び前条の規定にかかわらず、第78条第1項又は第79条第1項の協定に基づき、不徴収とすることができる。
- 3 外国人特別学生の授業料等については、学長が認めたときは、前条の規定にかかわらず、不徴収とすることができる。

第6章 教育職員免許状

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第85条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 前項の規定により所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については、関係の学部規則及び研究科規則の定めるところによる。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、別表第1学部の表の規定中海事科学部の第3年次編入学定員に係る部分は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 神戸大学学則等を廃止する規則（平成16年4月1日制定）第1条の規定による廃止前の神戸大学学則（以下「旧学則」という。）第2条第2項に規定する法学研究科経済関係法専攻、公共関係法専攻及び政治社会科学専攻は、改正後の神戸大学教学規則（以下「新規則」という。）第4条第1項の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該専攻の前期課程又は後期課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 旧学則の規定により存続するものとされた学部の学科及び研究科の専攻のうち、平成16年3月31日において現に学生が在学する学科又は専攻は、新規則第3条及び第4条第1項の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該学科若しくは当該専攻の前期課程又は後期課程に在学する者が当該学科又は当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第17条の規定に基づき、神戸商船大学において同大学を卒業するため又は同大学の大学院の課程を修了するため必要であった教育課程の履修を引き続き本学において行うため、平成16年3月31日において現に神戸商船大学に在学する者（以下「在学者」という。）が在学しなくなるまでの間、海事科学部及び自然科学研究科に次に掲げる課程及び専攻を置く。

海事科学部 商船システム学課程，輸送情報システム工学課程，海洋電子機械工学課程，動力システム工学課程

自然科学研究科

前期2年の課程 商船システム学専攻，輸送情報システム工学専攻，海洋電子機械工学専攻，動力システム工学専攻

後期3年の課程 海上輸送システム科学専攻，海洋機械エネルギー工学専攻

- 5 前項に規定する課程及び専攻における教育課程の履修その他在学者の教育に関し必要な事項は、海事科学部教授会及び自然科学研究科教授会が定めるものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別表第1学部の表の規定中発達科学部の第3年次編入学定員に係る部分は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 第34条第3項、第56条、第58条及び第59条の改正規定は、平成16年12月13日から適用する。
- 3 国際文化学部コミュニケーション学科及び地域文化学科並びに発達科学部人間発達科学科、人間環境科学科及び人間行動・表現学科は、改正後の第3条の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 文学研究科哲学専攻、芸術学芸術史専攻、社会学専攻、史学専攻、国文学専攻及び英米文学専攻は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行し、改正後の第13条第1項第2号及び第56条第2号の規定については、平成17年10月1日から適用する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成18年4月1日以降において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者は、改正後の第26条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成18年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者は、改正後の第47条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年3月20日から施行し、改正後の神戸大学教学規則の規定は、平成19年3月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成19年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の第67条の規定を除き、なお従前の例による。
- 3 工学部建設学科は、改正後の第3条の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 文学研究科文化基礎専攻及び文化動態専攻、総合人間科学研究科コミュニケーション学専攻、地域文化学専攻、人間発達科学専攻、人間環境科学専攻、人間行動・表現学専攻、人間形成科学専攻、コミュニケーション科学専攻及び人間文化科学専攻、文化学研究科文化構造専攻及び社会文化専攻並びに自

然科学研究科数学専攻，物理学専攻，化学専攻，生物学専攻，地球惑星科学専攻，建設学専攻，電気電子工学専攻，機械工学専攻，応用化学専攻，情報知能工学専攻，応用動物学専攻，植物資源学専攻，生物環境制御学専攻，生物機能化学専攻，食料生産環境工学専攻，海事技術マネジメント学専攻，海上輸送システム学専攻，マリンエンジニアリング専攻，数物科学専攻，分子物資科学専攻，地球惑星システム科学専攻，情報・電子科学専攻，機械・システム科学専攻，地域空間創生科学専攻，食料フィールド科学専攻，海事科学専攻，生命機構科学専攻及び資源生命科学専攻は，改正後の第4条の規定にかかわらず，平成19年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間，存続するものとする。

附 則

この規則は，平成19年2月25日から施行する。

附 則

- 1 この規則は，平成20年4月1日から施行し，改正後の第4条第3項，第10条第8号，第11条第1項第5号，第13条第1項第2号及び第3号，第22条第1項，第56条第2号及び第8号，第58条第1号，第59条第6号，第68条第2項並びに第69条第2項及び第4項の規定は，平成19年12月26日から適用する。ただし，別表第1学部の表の規定中農学部及び海事科学部の第3年次編入学定員に係る部分は，平成22年4月1日から施行する。
- 2 農学部応用動物学科，植物資源学科，生物環境制御学科，生物機能化学科及び食料生産環境工学科並びに海事科学部海事技術マネジメント学課程，海上輸送システム学課程及びマリンエンジニアリング課程は，改正後の第3条の規定にかかわらず，平成20年3月31日に当該学科又は課程に在学する者が当該学科又は課程に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。
- 3 経済学研究科経済システム分析専攻及び総合経済政策専攻並びに医学系研究科バイオメディカルサイエンス専攻，医科学専攻及び保健学専攻は，改正後の第4条の規定にかかわらず，平成20年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

附 則

この規則は，平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は，平成22年4月1日から施行する。
- 2 工学研究科情報知能学専攻は，改正後の第4条第1項の規定にかかわらず，平成22年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

附 則

この規則は，平成22年10月26日から施行する。

別表 収容定員

1 学 部

区 分		入学定員		2年次編入学定員		3年次編入学定員		総定員	
		学科別	計	学科別	計	学科別	計	学科別	計
文学部	人文学科	115	115					460	460
国際文化学部	国際文化学科	140	140					560	560
発達科学部	人間形成学科	90	280			学科 共通 10	10	360	1,140
	人間行動学科	50		200					
	人間表現学科	40		160					
	人間環境学科	100		400					
法学部	法律学科	180	180			20	20	760	760
経済学部	経済学科	270	270			20	20	1,120	1,120
経営学部	経営学科	260	260			20	20	1,080	1,080
理学部	数学科	25	140			学科 共通 25	25	100	610
	物理学科	35		140					
	化学科	25		100					
	生物学科	20		80					
	地球惑星科学科	35		140					
医学部	医学科	105	265	5	5	5	25	618	1,308
	保健学科	看護学専攻		80				10	
		検査技術科学専攻		40				5	
		理学療法学専攻		20				5	
		作業療法学専攻		20				5	
工学部	建築学科	90	540			学科 共通 20	20	360	2,200
	市民工学科	60		240					
	電気電子工学科	90		360					
	機械工学科	100		400					
	応用化学科	100		400					
	情報知能工学科	100		400					
農学部	食料環境システム学科	35	150			学科 共通 20	20	140	640
	資源生命科学科	53		212					
	生命機能科学科	62		248					
海事科学部	海事技術マネジメント学科	90	200			学科 共通 10	10	360	820
	海洋ロジスティクス科学科	50		200					
	マリンエンジニアリング学科	60		240					
合 計			2,540		5		170		10,698

2 大学院

区 分		入 学 定 員										総 定 員																
		修士課程		博 士 課 程						専 門 職 学位課程		修士課程		博 士 課 程						専 門 職 学位課程								
				前 期		後 期		専 攻 別						前 期		後 期		専 攻 別										
				専 攻 別	計	専 攻 別	計	専 攻 別	計					専 攻 別	計	専 攻 別	計	専 攻 別	計			専 攻 別	計	専 攻 別	計			
人文学研究科	文化構造専攻		20		8							40		24														
	社会動態専攻		30	50	12	20						60	100	36	60													
国際文化学 研 究 科	文化相関専攻		20		6							40		18														
	グローバル文化専攻		30	50	9	15						60	100	27	45													
人間発達環境 学 研 究 科	心身発達専攻		18		3							36		9														
	教育・学習専攻		18		4							36		12														
	(発達支援論コース)		4	96		17						4	188		51													
	人間行動専攻		6				2							12			6											
	人間表現専攻		10				2							20			6											
	人間環境学専攻		40				6							80			18											
法学研究科	理論法学専攻		28				14									56		42										
政治学専攻		12	40		6		20							24		80	18	60										
	実務法律専攻								80	80											260	260						
経済学研究科	経済学専攻		83	83	34	34						166	166	102	102													
経営学研究科	マネジメント・システム専攻		17		9							34		27														
	会計システム専攻		14	51	7	34						28	102	21	102													
	市場科学専攻		20		10							40		30														
	現代経営学専攻				8									24														
	現代経営学専攻							69	69													138	138					
理学研究科	数学専攻		22		4							44		12														
	物理学専攻		24		5							48		15														
	化学専攻		28	120	6	30						56	240	18	90													
	生物学専攻		22		8							44		24														
	地球惑星科学専攻		24		7							48		21														
医学研究科	バイオメディカルサイエンス専攻	25	25								50	50																
	医科学専攻						78	78													312	312						
保健学研究科	保健学専攻		56	56	25	25							112	112	75	75												
工学研究科	建築学専攻		65		8							130		24														
	市民工学専攻		43		6							86		18														
	電気電子工学専攻		65	324	8	42						130	648	24	126													
	機械工学専攻		78		10							156		30														
	応用化学専攻		73		10							146		30														
システム 情報学研究科	システム科学専攻		28		3							56		6														
	情報科学専攻		28	80	3	14						56	160	6	28													
	計算科学専攻		24		8							48		16														
農学研究科	食料共生システム学専攻		27		6							54		18														
	資源生命科学専攻		42	119	8	25						84	238	24	75													
	生命機能科学専攻		50		11							100		33														
海事科学研究科	海事科学専攻		60	60	11	11						120	120	33	33													
国際協力研究科	国際開発政策専攻		26		9							52		27														
	国際協力政策専攻		22	70	7	25						44	140	21	75													
	地域協力政策専攻		22		9							44		27														
合 計			25	1,199		312		78		149		50	2,394		922				312				398					

2 神戸大学共通細則

(平成16年4月1日制定)

(入学志願)

第1条 入学志願者は、所定の期日までに次の書類を提出しなければならない。

入 学 願 書

出身学校長の調査書又はこれに代わる書類

写 真

その他の書類

(合否の判定)

第2条 入学試験の合否の判定は、学力試験及び出身学校長の調査書又はこれに代わる書類の成績等を総合して教授会が行う。

(宣 誓)

第3条 入学者は、次の誓詞により学長に対し宣誓書を提出しなければならない。

私は、神戸大学の学生として学業に励み、本学の規律を守ることを誓います。

(成 績)

第4条 授業科目の成績は、秀、優、良、可及び不可に分け、可以上を合格とする。

(学 生 証)

第5条 学生は、学生証の交付を受け、これを携行し本学職員の請求があったときは、いつでも、これを提示しなければならない。

2 学生証は、入学したときに学長が発行する。

3 学生証を携帯しない場合には、教室、研究室、図書館その他学内施設の利用を許さないことがある。

4 学生証を紛失したとき若しくは使用に耐えなくなったとき、又は休学等によりその有効期間が経過したときは、速やかに発行者に届け出て再交付を受けなければならない。

5 学生は、卒業、退学等により学籍を離れた場合は、速やかに学生証を発行者に返納しなければならない。

6 学生証の再交付手続き及び返納は、学生の所属学部又は研究科において行うものとする。

(欠 席 届)

第6条 学生が、3週間以上欠席するときは、理由を具し、欠席届を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

(学生登録票)

第7条 学生は、入学したときは、速やかに学生登録票を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

(身上異動・住所変更届)

第8条 学生は、改姓、改名等、身上に異動があったとき、又は住所（保護者等の住所等を含む。）を変更したときは、速やかに身上異動・住所変更届を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

第9条 大学院の第1条から第4条までに定める事項については、それぞれ関係の研究科において定める。大学院における入学志願及び合否の判定については、第1条及び第2条の規定にかかわらず、各研究科において定めるものとする。

2 大学院における授業科目の成績については、第4条に定めるもののほか、必要があると認めるときは、各研究科において定めることができる。

(健康診断)

第10条 学生は、毎年本学で行う健康診断を受けなければならない。

(様式)

第11条 諸願届等の様式は、別紙のとおりとする。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年7月29日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成23年4月1日から施行する。

2 この細則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成23年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

様式 1 号

入 学 許 可 書

受験番号 番
氏 名

神戸大学 学部に入学を許可する。
年 月 日

神戸大学長

A 4 (297mm×210mm)

様式 2 号

宣 誓 書

私は、神戸大学の学生として学業に励み、本学の規律を守ることを誓います。

年 月 日

神戸大学長 殿

署 名

A 4 (297mm×210mm)

様式 3 号

年 月 日

神戸大学 殿

学部

学籍番号 学科番
住所氏名 氏名 ④

休 学 願

下記のとおり休学したいので御許可願います。

記

1. 理 由

2. 期 間 自 年 月 日
至 年 月 日

注 病気の場合は診断書添付のこと。 A 4 (297mm×210mm)

様式 4 号

年 月 日

神戸大学 殿

学部

学籍番号 学科番
住所氏名 氏名 ④

復 学 願

下記のとおり復学したいので御許可願います。

記

1. 理 由

2. 復学年月日 年 月 日

注 病気の場合は健康診断書（復学意見書）添付のこと。
A 4 (297mm×210mm)

様式 5 号

年 月 日

神戸大学 殿

学部 学科

学籍番号
本人住所
氏 名

⑩

退 学 願

下記のとおり退学したいので御許可願います。

記

1. 理 由

2. 退学年月日 年 月 日

注 病気の場合は診断書添付のこと。 A 4 (297mm×210mm)

様式 6 号

(表)

神戸大学学生証

写
真

所 属
学籍番号
氏 名
生年月日

上記の者は、本学の学生であることを証明する。

発行年月日 年 月 日
有効期限 年 月 日

神戸市灘区六甲台町 1-1

神戸大学長 印

(図書館利用 I D)

(裏)

◀

注意事項

- 1 本学学生は常にこの学生証を携帯し、次の場合は、これを提示しなければならない。
 - (1) 本学教職員の請求があった場合
 - (2) 通学定期乗車券又は学生用割引乗車券の購入及びこれによって乗車船し、係員の請求があった場合
 - (3) 本学図書館を利用する場合
- 2 本証は他人に貸与又は譲渡してはならない。
- 3 本証を紛失したとき、又は記載内容に変更が生じたときは、直ちに発行者に届け出ること。
- 4 卒業、退学等により学籍を離れたときは、直ちに発行者に返納すること。

神戸大学 〒657-8501 神戸市灘区六甲台町 1-1 TEL (078) 881-1212 (大代表)

様式7号

通学定期乗車券発行控 (年度)				注意：			
学籍番号		氏名		神戸大学長印	① 通学定期乗車券を購入する際は学生証と共に本証を提示すること。		
住所				印	② 本証の取扱いは学生証に準ずるものとする。		
通 学 区 間				③ 主な所在地 神戸市灘区六甲台町1-1			
・ 間	經由	・ 間	經由	④ 医学部 (楠キャンパス) 神戸市中央区楠町7-5-1			
・ 間	經由	・ 間	經由	⑤ 医学部 (名谷キャンパス) 神戸市須磨区友が丘7-10-2			
・ 間	經由	・ 間	經由	⑥ 海事科学部 (深江キャンパス) 神戸市東灘区深江南町5-1-1			
・ 間	經由	・ 間	經由	⑦ 全学共通科目を受講する者は、大学教育推進機構全学共通教育部 (鶴甲第1キャンパス) (所在地：神戸市灘区鶴甲1-2-1) へ通学する。			
この通学定期乗車券発行控の有効期限は 年3月31日までとする。							
発行年月日	有効期間	発行駅	記 事	発行年月日	有効期間	発行駅	記 事
	箇月				箇月		
	箇月				箇月		
	箇月				箇月		
	箇月				箇月		
	箇月				箇月		
	箇月				箇月		
	箇月				箇月		

様式8号

年 月 日

神戸大学 殿

学部
学科
番

学籍番号
住所
氏 名

欠 席 願

下記のとおり欠席しますからお届けします。

記

1. 理 由

2. 期 間 自 年 月 日
至 年 月 日

様式9号

学生登録票

年 月 日 提出

学部	20 (平成)年 月 日 入学・進学	学籍番号	
学 科	フリガナ		
研究科	フリガナ		
課 程	フリガナ		
専 攻	フリガナ		
指 導 教 員	フリガナ		
性別	男・女	氏 名	
出生年月日	昭和 平成)年 月 日 生	戸籍	
現 住 所	フリガナ		
住 居	フリガナ		
電 話 番 号	フリガナ		
電 話 番 号	フリガナ		
本人の勤務先等	フリガナ		
職 業	フリガナ		
保 護 者 等 の 住 所 等	フリガナ		
氏 名	フリガナ		
郵便番号	フリガナ		
電 話 番 号	フリガナ		
住 居	フリガナ		
緊急時の連絡先	フリガナ		
氏 名	フリガナ		
勤務先等	フリガナ		
同 住 所	フリガナ		

注 1 本人の氏名、生年月日は戸籍どおり(外国人は外国人登録原簿記載事項証明書のとおり)正確に記入してください。
 2 高校卒業後の学歴を有する者は、最終出身学校名・学部・学科等(中途を含む。)まで記入してください。
 3 在学中に、改修・転学、現任所属変更、保護者等の住所変更等があった場合は、速やかに身上異動・住所変更届を、所属学部又は研究科の担当係に提出してください。
 4 この学生登録簿に記載された個人情報については、個人情報保護法等を遵守の上、適切に取り扱うこととし、在学中において、授業料関係書類の送付、出席記録資料の送付など本学から連絡(保証)する場合は、教務上の名簿作成、学籍指導上必要な場合に限り利用します。

A 4 (297mm×210mm)

様式10号

様式10号
 神戸大学 学部長 殿
 研究科長 殿
 年 月 日 届出

学部	昼間主・夜間主コース	学科	課程
研究科		専攻	課程
学籍番号	フリガナ 氏名 戸籍どおり楷書で記入してください。(学籍及び学位記の字体として使用)		

下記のとおり身上異動・住所変更等がありましたのでお届けします。

記

改姓 改名 現住所等変更 保護者等の住所等変更 その他の変更()
 以下は、変更した事項のみ記入してください。

身上異動 (改姓、改名等)	ローマ字	フリガナ 氏名 戸籍どおり楷書で記入してください。(学籍及び学位記の字体として使用)		
	新	異動年月日	年	月
現住所	自宅・学生寮・その他()	Eメールアドレス		
	郵便番号	大学が付与するアドレス以外を記入してください。		
	住所			
	電話番号 [固定電話]	-	-	
	電話番号 [携帯電話]	-	-	
本人の勤務先等 (該当者のみ)	勤務先名			
	勤務先の電話番号	-	-	
保護者等の住所等 ※ 学生本人が独立計者の場合は、世帯主の氏名・住所等を記入してください。	フリガナ	本人との続柄		
	氏名			
	郵便番号	電話番号	-	-
緊急時の連絡先 (本人以外)	フリガナ	本人との続柄		
	氏名			
	勤務先等	固定電話	-	-
	同居住所	携帯電話	-	-

注 この身上異動・住所変更届に記載された個人情報については、個人情報保護法等を遵守の上、適切に取り扱うこととし、在学中において、授業料関係書類の送付、広報誌等資料の送付など本学から連絡(発信)する場合は、教学上の名簿作成、修学指導上必要な場合に限り利用します。

3 神戸大学学位規程

(平成16年4月1日制定)

(趣 旨)

第1条 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条第1項の規定により、神戸大学(以下「本学」という。)が授与する学位については、神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定。以下「教学規則」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(学 位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

(学士の学位の授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

(修士の学位の授与の要件)

第4条 修士の学位は、次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

- (1) 本学大学院研究科(以下「研究科」という。)の修士課程を修了した者
- (2) 研究科の博士課程の前期課程を修了した者

(博士の学位の授与の要件)

第5条 博士の学位は、研究科の博士課程を修了した者に授与する。

2 博士の学位は、次の要件を満たす者にも授与する。

- (1) 研究科において前項に該当する者と同等以上の学力があると確認されたこと。(この確認を以下「学力の確認」という。)
- (2) 研究科において行う博士論文の審査及び試験に合格したこと。

(専門職学位の授与の要件)

第6条 専門職学位は、次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

- (1) 研究科の専門職大学院の課程(次号の課程を除く。)を修了した者
- (2) 研究科の法科大学院の課程を修了した者

(研究科の在学者の論文等提出手続)

第7条 研究科に在学する者の学位論文又は教学規則第67条に規定する特定の課題についての研究の成果は、当該研究科長に提出するものとする。

2 博士論文は、学位論文審査願、論文目録及び履歴書とともに提出しなければならない。

3 学位論文は、修士の場合は1編、1通を、博士の場合は1編、3通を提出するものとする。ただし、参考として他の論文を附加して提出することを妨げない。

4 審査のため必要があるときは、提出論文の数を増加し、又は論文の訳本、模型若しくは標本等の資料その他を提出させることがある。

5 第1項に定める研究の成果(以下「研究の成果」という。)の提出に関することは、各研究科において別に定める。

(研究科の在学者の論文審査)

第8条 研究科長は、前条の規定による博士論文の提出があったときは、教授会において当該研究科の教授のうちから2人以上の審査委員を選定して、博士論文の審査を行わせるものとする。

2 研究科長は、前条の規定による修士論文又は研究の成果の提出があったときは、教授会において当該研究科の教授及び准教授のうちから2人以上の審査委員を選定して、修士論文又は研究の成果の審査を行わせるものとする。ただし、少なくとも教授1人を含めなければならない。

3 教授会において審査のため必要があると認めるときは、博士論文の審査にあつては第1項の審査委員のほか、当該研究科の教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を、修士論文又は研究の成果の審査にあつては前項の審査委員のほか、当該研究科の教授及び准教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

4 教授会において審査のため必要があると認めるときは、当該研究科の教授以外の者（修士論文又は研究の成果の審査のため必要があると認めるときは、当該研究科の教授及び准教授以外の者）にも調査を委嘱することができる。

（研究科の在学者の最終試験）

第9条 審査委員及び前条第4項の規定により調査を委嘱された者は、学位論文又は研究の成果を中心として、これに関連ある科目について、筆答又は口頭により最終試験を行う。

2 最終試験の期日は、その都度公示する。

（博士課程を経ない者の学位論文の提出手続）

第10条 第5条第2項の規定による学位申請者の学位論文は、論文審査料57,000円を添え、学位申請書、論文目録及び履歴書とともに、その申請に応じた研究科長を経て学長に提出するものとする。

2 本条の規定による論文の提出については、第7条第3項及び第4項の規定を準用する。

（博士課程を経ない者の論文審査及び試験）

第11条 学長は、前条第1項の規定による学位論文の提出があったときは、当該研究科長にその論文の審査を付託し、研究科長は、第8条の規定に準じて論文の審査を、第9条の規定に準じて試験を行わせるものとする。

2 前項の学位論文は、それを受理した日から1年以内に審査を終了するものとする。ただし、特別の理由があるときは、教授会の議決により審査期限を延長することができる。

（博士課程を経ない者の学力の確認）

第12条 第10条第1項の規定による学位論文の提出があったときは、教授会は、学位申請者の学力の確認を行う。

2 学力の確認は、筆答又は口頭による試問の結果に基づいて行う。ただし、学位申請者の学歴、業績等に基づいて学力の確認を行うことができる場合は、試問を省略することができる。

3 学力の確認のため必要があるときは、学位申請者にその著書、論文その他を提出させることがある。

4 教授会が学力の確認の議決をする場合には、第15条第2項の規定を準用する。

（退学者の学位論文の提出手続、論文審査、試験及び学力の確認）

第13条 研究科の博士課程において所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な博士論文の作成等に対する指導を受けて退学した者が、再入学しないで学位の授与を受けようとするときは、前3条の規定による。

2 前項に該当する者が、退学後5年以内に学位論文を提出して審査を受けるときは、第5条第1項に

該当する者と同等以上の学力を有するものとみなす。

(論文及び審査料の不返還)

第14条 提出された修士論文又は博士論文及び納入した審査料は、その理由のいかんを問わず返還しない。

2 提出された研究の成果の返還に関することは、各研究科において別に定める。

(修士及び博士の学位授与の決定)

第15条 教授会は、研究科に在学する者については、論文審査及び最終試験の結果報告に基づいて、また第12条の規定により学力を確認された者及び第13条第2項に該当する者については、論文審査及び試験の結果報告に基づいて、学位を授与すべきか否かを決定する。

2 前項の教授会は、当該教授会構成員の3分の2以上の出席があることを要し、学位を授与すべきものと議決するには、無記名投票の方法により、出席者の3分の2以上の賛成があることを要する。

(審査結果の報告)

第16条 研究科長は、教授会において修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべきものと決定したときは、次に掲げる事項を記載した書類を学長に提出しなければならない。

(1) 授与しようとする学位（専攻分野の名称を付記したもの）

(2) 授与しようとする年月日

(3) 博士の場合は、第5条第1項又は第2項のいずれの規定によるかの別

(4) 博士の場合は、論文審査及び最終試験又は試験の結果の要旨

(5) 博士の場合は、論文審査及び最終試験又は試験を担当した機関に関する事項

(6) 第5条第2項による博士の場合は、学力の確認の結果及び学力の確認を担当した機関に関する事項

2 前項の学位を授与できないと決定した者については、その旨を学長に報告する。

(学位の授与)

第17条 学長は、第3条に規定する者に対しては、学位記を交付して学士の学位を授与する。

2 学長は、前条に規定する報告に基づき、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべきものと決定した者に対しては、学位記を交付して当該学位を授与し、当該学位を授与できないと決定した者に対しては、その旨を通知する。

3 前項の規定により博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告する。

(審査要旨の公表)

第18条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

(学位論文の公表)

第19条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内にその学位論文を印刷公表しなければならない。ただし、既に印刷公表したときはこの限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、当該教授会の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。

(専攻分野の名称)

第20条 学位を授与するに当たっては、別表に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

(学位の名称)

第21条 本学において学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、神戸大学の文字を付記す

るものとする。

(修士及び博士の学位並びに専門職学位の取消し)

第22条 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、不正の方法により当該学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、当該教授会及び神戸大学大学院教育推進委員会の議を経て、その学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

2 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったときは、前項の規定に準じてその学位を取り消すことができる。

3 教授会が前2項の規定による議決をする場合には、第15条第2項の規定を準用する。

(様 式)

第23条 学位記、学位簿その他の様式は、別記様式のとおりとする。

(補 則)

第24条 この規程の施行に必要な事項は、各学部又は各研究科においてこれを定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定）附則第4項に規定する海事科学部の課程を卒業した者及び自然科学研究科の専攻を修了した者に授与する学位に付記する専攻分野の名称は、別表の規定にかかわらず、商船学又は工学とするものとする。

附 則

この規程は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規程施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成19年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規程施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成20年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 文学研究科及び文化科学研究科が存続する間、改正後の第8条第1項中「教授会」とあるのは「教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）」と、同条第3項及び第4項並びに第11条から第22条までの規定中「教授会」とあるのは「教授会等」と読み替えて適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第20条関係）

1 学士の学位を授与する場合

学部名等	専攻分野の名称
文学部	文学
国際文化学部	国際文化学
発達科学部	発達科学
法学部	法学
経済学部	経済学
経営学部	経営学又は商学
理学部	理学
医学部医学科	医学
医学部保健学科	看護学，保健衛生学又は保健学
工学部	工学
農学部	農学
海事科学部	海事科学

2 修士の学位を授与する場合

研究科名	専攻分野の名称
人文学研究科	文学
国際文化学研究科	学術
人間発達環境学研究科	学術，教育学又は理学
法学研究科	法学又は政治学
経済学研究科	経済学
経営学研究科	経営学又は商学
理学研究科	理学
医学研究科	バイオメディカルサイエンス
保健学研究科	保健学
工学研究科	工学
システム情報学研究科	システム情報学又は工学
農学研究科	農学
海事科学研究科	海事科学
国際協力研究科	国際学，経済学，法学又は政治学

3 博士の学位を授与する場合

研究科名	専攻分野の名称
人文学研究科	文学又は学術
国際文化学研究科	学術
人間発達環境学研究科	学術，教育学又は理学
法学研究科	法学又は政治学
経済学研究科	経済学
経営学研究科	経営学又は商学
理学研究科	理学又は学術
医学研究科	医学
保健学研究科	保健学
工学研究科	工学又は学術
システム情報学研究科	システム情報学，工学，学術又は計算科学
農学研究科	農学又は学術
海事科学研究科	海事科学，工学又は学術
国際協力研究科	学術，法学，政治学又は経済学

4 専門職学位を授与する場合

研究科名	専攻分野の名称
経営学研究科	経営学

別記様式第1（第3条により学位を授与する場合）

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30px; margin: 0 auto;">大学印</div>	学 位 記	○第	号
		氏	名
		年	月 日 生
本学○○学部○○○○所定の課程を修めて本学を卒業したので、 学士（○○）の学位を授与する			
	年	月	日
	神 戸 大 学 長		氏 名 印

別記様式第2（第4条第1号により学位を授与する場合）

年 月 日	神 戸 大 学	本学大学院○○研究科○○専攻の修士課程を修了したので修士（○○）の学位を授与する	修第 号
		学 位 記	
		氏	
		年 月 日 生	
		名	

別記様式第3 (第4条第2号により学位を授与する場合)

修第 号	学位 記	氏 名	年 月 日生	大学印	本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程の前期課程を修了したので修士(○○)の学位を授与する	年 月 日	神 戸 大 学
---------	---------	--------	--------------	-----	---	-------------	------------------

別記様式第4 (第5条第1号により学位を授与する場合)

博 い 第 号	学位 記	氏 名	年 月 日生	大学印	本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程を修了したので博士(○○)の学位を授与する	年 月 日	神 戸 大 学
------------------	---------	--------	--------------	-----	--	-------------	------------------

別記様式第5 (第5条第2項により学位を授与する場合)

博士 第 号	学 位 記	大学印	氏 名	年 月 日 生	本学に学位論文を提出し所定の審査及び 試験に合格したので博士(○○)の学位を 授与する	年 月 日	神 戸 大 学
--------------	-------------	-----	--------	------------------	---	-------------	------------------

別記様式第6 (第6条第1号により学位を授与する場合)

専 第 号	学 位 記	大学印	氏 名	年 月 日 生	本学大学院○○研究科○○専攻の専門職 大学院の課程を修了したので○○修士(専 門職)の学位を授与する	年 月 日	神 戸 大 学
-------------	-------------	-----	--------	------------------	--	-------------	------------------

別記様式第7（第6条第2号により学位を授与する場合）

年 月 日 神 戸 大 学	職）の学位を授与する 学院の課程を修了したので法務博士（専門 本学大学院○○研究科○○専攻の法科大	大学印 年 月 日 氏 名	学 位 記 法 第 号
-------------------------------------	---	---------------------	--------------------------------

別記様式第8（第4条から第6条により学位を授与する場合（英文学位記））

学章	
KOBE UNIVERSITY HEREBY CONFERS THE DEGREE OF ○○○○○○ of ○○○○○○ UPON ○○○○ ○○○○ FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED THE ○○○○ PROGRAM IN THE FIELD OF ○○○○○○ ADMINISTERED BY THE GRADUATE SCHOOL OF ○○○○○○ ON THIS ○○○○ DAY OF ○○○○ IN THE YEAR ○○○○ ○○○○ ○○○○ President of Kobe University	大学印 ○○○○ ○○○○ Dean of Graduate School of ○○○○○○

別記様式第9

年 月 日

〇〇研究科長 殿

学 籍 番 号

氏 名 印

学 位 論 文 審 査 願

神戸大学学位規程第7条の規定により下記の書類を提出いたしますから審査をお願いします。

記

学位論文 通

論文目録 通

別記様式第10

年 月 日

神戸大学長 殿

氏 名 印

学 位 申 請 書

神戸大学学位規程第10条の規定により学位論文に論文目録及び履歴書を添え博士（〇〇）の学位の授与を申請いたします。

備考 退学者が再入学しないで学位を申請する場合には「第10条」を「第13条」に読み替えるものとする。

別記様式第11

年 月 日

論 文 目 録

氏 名 印

論 文

1 題 目

2 印刷公表の方法及び時期

方 法

時 期

3 冊 数 冊

参考論文

1 題 目

2 冊 数 冊

別記様式第12

備考 学位簿の表紙には、学位簿と標記し、博士の専攻分野の名称の順に登録する。

				契印
				番号
				授与年月日
				氏名
				論文題目
				取扱者印

博士（〇〇）

学 位 簿

4 神戸大学学生表彰規程

(平成17年2月17日制定)

(趣 旨)

第1条 この規程は、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定）第55条第2項の規定に基づき、神戸大学（以下「本学」という。）の学生及び学生団体の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、学生及び学生団体のうち、次の各号のいずれかに該当するものについて行うものとする。

- (1) 学術研究活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの。
 - イ 国際的規模又は全国的規模の学会から賞を受けたもの
 - ロ その他これらに準ずる学会等から高い評価を受けたもの
- (2) 本学公認課外活動団体の活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの。
 - イ 国際的規模の競技会、公演会、展覧会等（以下「競技会等」という。）において優秀な成績を修め、又は高い評価を受けたもの
 - ロ 全国的又は地区的規模の競技会等において優秀な成績を修めたもの
 - ハ 公的機関等から表彰を受ける等高い評価を受けたもの
 - ニ 卒業年度に当たる者で、在学中の課外活動において特に顕著な功労があったもの
- (3) 社会活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの。
 - イ ボランティア活動等において、公的機関等から表彰を受ける等社会的に特に高い評価を受けたもの
 - ロ 人命救助、犯罪防止、災害救助等に貢献したことにより、公的機関等から表彰を受ける等社会的に高い評価を受けたもの
 - ハ その他社会活動において特に高い評価を受けたもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に優れた業績、功績等があったと認められるもの

(表彰候補者の推薦)

第3条 各学部長、各研究科長、各課外活動団体の顧問教員等は、前条各号のいずれかに該当すると認められる学生又は学生団体（以下「表彰候補者」という。）がある場合は、別記様式第1により学長に推薦するものとする。

(被表彰者の選考及び決定)

第4条 学長は、前条の規定に基づき推薦された表彰候補者について、学生委員協議会の議を経て、表彰される者（以下「被表彰者」という。）を決定する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、学長が別記様式第2の表彰状を授与することにより行う。

- 2 前項の表彰状に添えて、記念品を贈呈することができる。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、被表彰者が決定された後、速やかに行うものとする。ただし、第2条第2号に該当す

る表彰については、原則として毎年3月に行うものとする。

(事 務)

第7条 表彰に関する事務は、学務部学務課又は学務部学生生活課において処理する。

(雑 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、学生及び学生団体の表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行し、施行日以降の学生及び学生団体の活動について適用する。

別記様式1, 2 (略)

5 神戸大学学生懲戒規則

(平成16年4月1日制定)

(趣 旨)

第1条 この規則は、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定）第55条の2（第72条において準用する場合を含む。）に規定する学生の懲戒について必要な事項を定めるものとする。

(懲 戒)

第2条 懲戒は、本学の規定に違背し、学生としての本分を守らない者があるときに行われるものとする。

(懲戒の内容)

第3条 懲戒の内容は、次のとおりとする。

- (1) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること。
- (2) 停学 有期又は無期とし、この間の登校及び次の行為を禁止すること。
 - イ 本学の施設及び設備を利用すること（本学が発行したアカウントを用いて、本学の管理する電子計算機及び情報ネットワーク機器を利用することを含み、特に退去を命ぜられない限り、本学の学生寮又は外国人留学生宿舎に居住することを除く。）。
 - ロ 本学の公認課外活動団体の活動に参加すること。
- (3) 懲戒退学 命令により退学させ、再入学を認めないこと。

(懲戒の発議)

第4条 懲戒の対象となりうる行為があったと認めるときは、当該行為を行った学生の所属学部の教授会（以下「教授会」という。）は、その事実関係を調査し、懲戒処分の要否等について審議するものとする。

- 2 学長が指名した理事は、前項の調査及び審議に際し、必要があると認めるときは、教授会に対し意見を述べることができる。
- 3 教授会は、懲戒処分の必要があると認めたときは、事実関係についての調査報告書及び懲戒処分案を作成し、学長に懲戒の発議を行わなければならない。

(複数の学部に係わる場合の懲戒手続)

第5条 懲戒の対象となりうる行為が、異なる学部にも所属する複数の学生によって引き起こされた場合は、教授会は、事実関係の調査及び審議に際して、相互に連絡し、調整するものとする。

(弁 明)

第6条 教授会は、第4条第1項の事実関係の調査を行うに当たり、当該学生にその旨を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。

- 2 当該学生は、弁明の際、必要な証拠を提出し、証人の喚問を求めることができるとともに、補佐人を指名し、その補佐を受けることができる。
- 3 弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由もなく当該学生が欠席し、又は弁明書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。

(懲戒処分の決定)

第7条 学長は、第4条第3項により教授会から発議があったときは、教育研究評議会（以下「評議会」という。）の議を経て、懲戒処分を決定する。

2 評議会は、前項の審議において必要があると認め、改めて事実関係の調査及び審議を行う場合においては、前条の規定を準用する。

（懲戒処分の通知）

第8条 学長は、懲戒処分を決定した場合は、当該学生に通知しなければならない。

2 懲戒処分の通知は、処分理由を記載した懲戒処分書を当該学生に交付することにより行う。ただし、交付の不可能な場合には、他の適当な方法により通知する。

（懲戒の発効）

第9条 懲戒の発効日は、懲戒処分書の交付日とする。ただし、やむをえない場合は、この限りでない。

（無期停学の解除）

第10条 教授会は、無期停学の学生について、その発効日から起算して6月を経過した後、停学の解除が妥当であると認めたときは、学長に停学の解除を発議することができる。

2 学長は、前項の発議に基づき、停学を解除する。

（異議申立て）

第11条 懲戒処分を受けた者は、事実誤認、新事実の発見その他の正当な理由があるときは、懲戒の発効日から起算して14日以内に、文書により学長に異議申立てを行うことができる。

2 学長は、前項の異議申立てがあったときは、再審査の要否を評議会に付議するものとする。

3 評議会が再審査の必要があると認めたときは、学長は、教授会に再審査を要請するものとする。

（読替規定）

第12条 この規則の大学院学生への適用に当たっては、「学部」を「研究科」に、「教授会」を「教授会（文学研究科及び文化科学研究科にあつては研究科委員会）」に読み替えるものとする。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前に神戸大学学則等を廃止する規則（平成16年4月1日制定）の規定による廃止前の神戸大学学生懲戒規則の規定によりなされた処分その他の行為は、この規則の規定によりなされた処分その他の行為とみなす。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年12月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行し、改正後の神戸大学学生懲戒規則の規定は、施行日以後に第7条第1項の規定により決定される懲戒処分から適用する。

6 神戸大学学生懲戒規則に関する申合せ

(平成16年4月1日教育研究評議会決定)

神戸大学学生懲戒規則は、これまでともすれば不明確なままに運用されてきた懲戒に関する手続きを透明化し、あわせて学生に対して手続的な権利を認めることにより、懲戒処分にふさわしい適正な手続を定めるものである。

このような手続の適正化、透明化を図るに当たっては、懲戒処分に該当する行為それ自体もあらかじめ明確に特定しておくことが望まれることから、懲戒規則の制定にあわせて、次の申合せを行うものとする。

- 1 懲戒の対象となりうる行為は、次の行為とする。
 - (1) 学生の本分に反する重大な犯罪行為
 - (2) 本学の教職員又は学生に対する暴力行為
 - (3) 本学の施設・設備への重大な破壊行為
 - (4) 本学の教育・研究活動に重大な妨害行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 2 教育研究機関としての大学のなす懲戒は、教育的な配慮から慎重に行わなければならない。学生の自主的な活動に対しては、特に慎重な配慮が加えられなければならない。
- 3 申合せ第1項は、懲戒対象行為を限定し、その明確化を図ることを旨とし、従来了解されてきたその範囲を拡大するものではない。

2 研 究 科 規 則 等

1 神戸大学大学院人間発達環境学研究科規則

(平成19年3月20日制定)

(趣 旨)

第1条 この規則は、国立大学法人神戸大学学則（平成16年4月1日制定。）及び神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定。以下「教学規則」という。）に基づき、神戸大学大学院人間発達環境学研究科（以下「研究科」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究科における教育研究上の目的)

第2条 研究科は、人間の発達及びそれを取り巻く人間環境に関わる応用的・実践的教育研究活動に主体的に参加し、これを推進する中核的な人材の養成を行うことを目的とする。

(課 程)

第3条 研究科の課程は、博士課程とする。

2 博士課程は、これを前期2年の課程（以下「前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「後期課程」という。）に区分し、前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

(専 攻 等)

第4条 研究科に次の専攻を置く。

心身発達専攻
教育・学習専攻
人間行動専攻
人間表現専攻
人間環境学専攻

2 前期課程に次の履修コースを置く。

心身発達専攻 心理発達基礎論コース、臨床心理学コース、健康発達論コース
教育・学習専攻 教育科学論コース、子ども発達論コース、発達支援論コース
人間行動専攻 身体行動論コース、行動発達論コース
人間表現専攻 表現文化論コース、コミュニティアートコース
人間環境学専攻 自然環境論コース、数理情報環境論コース、生活環境論コース、
社会環境論コース

3 前期課程教育・学習専攻発達支援論コースに1年履修コースを置く。

(各専攻における教育研究上の目的)

第5条 各専攻における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 心身発達専攻

人間の生涯発達を理解する上で欠かせない諸問題を教育研究対象とし、前期課程においては、各履修コースに関する高度な専門的知識及び基礎的な研究能力を持つ高度専門職業人又は市民社会で活躍できる人材の養成を目的とし、後期課程においては、心身発達に関する高度な専門的学識及び創造的な研究能力を持つ自立した研究者又は研究能力に加えて確かな教育開発能力を備え

た大学等の教員の養成を目的とする。

(2) 教育・学習専攻

教育・学習という人間形成に関する社会的・個人的営為を教育研究対象とし、前期課程においては、各履修コースに関する高度な専門的知識及び基礎的な研究能力を持つ高度専門職業人又は市民社会で活躍できる人材の養成を目的とし、後期課程においては、教育・学習に関する高度な専門的学識及び創造的な研究能力を持つ自立した研究者又は研究能力に加えて確かな教育開発能力を備えた大学等の教員の養成を目的とする。

(3) 人間行動専攻

人間行動の身体行動に関する側面と、加齢に伴う発達及び環境への適応に関する側面を教育研究対象とし、前期課程においては、各履修コースに関する高度な専門的知識及び基礎的な研究能力を持つ高度専門職業人又は市民社会で活躍できる人材の養成を目的とし、後期課程においては、人間行動に関する高度な専門的学識及び創造的な研究能力を持つ自立した研究者又は研究能力に加えて確かな教育開発能力を備えた大学等の教員の養成を目的とする。

(4) 人間表現専攻

人間の感性の発現としての表現活動を教育研究対象とし、前期課程においては、各履修コースに関する高度な専門的知識及び基礎的な研究能力を持つ高度専門職業人又は市民社会で活躍できる人材の養成を目的とし、後期課程においては、表現文化及び芸術表現に関する高度な専門的学識及び創造的な研究能力を持つ自立した研究者又は研究能力に加えて確かな教育開発能力を備えた大学等の教員の養成を目的とする。

(5) 人間環境学専攻

人間の発達を促進し支援する環境要因の解明及び開発を教育研究対象とし、前期課程においては、各履修コースに関する高度な専門的知識及び基礎的な研究能力を持つ高度専門職業人又は市民社会で活躍できる人材の養成を目的とし、後期課程においては、人間環境学に関する高度な専門的学識及び創造的な研究能力を持つ自立した研究者又は研究能力に加えて確かな教育開発能力を備えた大学等の教員の養成を目的とする。

(研究科長)

第6条 研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科に関する事項を総括する。

(副研究科長)

第6条の2 研究科に副研究科長2人を置く。

2 副研究科長は、研究科長の職務を補佐する。

3 副研究科長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(専攻長)

第7条 各専攻に専攻長を置く。

2 専攻長は、当該専攻に関する事項を総括する。

3 専攻長は、各専攻に属する研究科担当の専任の教授のうちから選出する。

4 専攻長の任期は、2年とする。

前2項に定めるもののほか、専攻長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(入学資格)

第8条 前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- (8) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

2 後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
- (7) 研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

(進 学)

第9条 神戸大学（以下「本学」という。）の大学院の修士課程、前期課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き後期課程に進学を希望する者については、選考の上、進学させる。

(再 入 学)

第10条 研究科を中途退学した者又は除籍された者が再入学を志願するときは、研究科長は、神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授会（以下「教授会」という。）の議を経て許可することができる。

2 再入学に関し必要な事項は、別に定める。

(選考方法)

第11条 入学志願者に対する選考は、学力検査、口頭試問等により行う。

(標準修業年限)

第12条 研究科の標準修業年限は、前期課程2年、後期課程3年の5年とする。

2 前項の規定にかかわらず発達支援論コースの標準修業年限は1年とする。

(在学年限)

第13条 学生は、前期課程にあつては4年、後期課程にあつては6年を超えて在学することはできない。

2 前項の規定にかかわらず1年履修コースにあつては2年を超えて在学することはできない。

(教育方法)

第14条 研究科における教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）により行う。

(授業科目等)

第15条 研究科の授業科目及び単位数等は、別表第1のとおりとする。

(単位の基準)

第16条 各授業科目の単位の計算は、次の基準による。

(1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実習については、30時間の授業をもって1単位とする。

(指導教員)

第17条 研究指導を担当する教員（以下「指導教員」という。）は、研究科担当の専任の教授又は客員教授とする。ただし、必要があるときは、教授会が認めた研究科担当の専任の准教授、講師若しくは助教又は客員准教授をもって充てることができる。

(授業科目の履修)

第18条 学生は、授業科目の履修に当たり、指導教員の承認を得て、学期の初めに所定の履修届を研究科長に提出しなければならない。

2 学生は、他の研究科の授業科目を履修しようとするときは、指導教員の承認を得た上、研究科長を経て、当該研究科長の許可を受けなければならない。

3 前項の規定により履修した他の研究科の授業科目について修得した単位は、教授会の議に基づき、10単位を限度として、第29条に規定する単位として認めることができる。ただし、後期課程においては2単位を限度とする。

(他大学大学院の授業科目の履修)

第19条 学生は、教授会の承認を得て、研究科と協定している他大学（外国の大学を含む。以下同じ。）の大学院の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、教授会の議に基づき、10単位を限度として、第29条に規定する単位として認めることができる。ただし、後期課程においては2単位を限度とする。

(入学前の既修得単位の認定)

第20条 教学規則第75条の規定に基づく既修得単位の認定は、教授会の議を経て行う。

- 2 既修得単位の認定を受けようとする者は、指定の期日までに必要な書類を研究科長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により認定された単位数は、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、10単位を限度として、第29条に規定する単位として認めることができる。ただし、後期課程においては2単位を限度とする。

(研究科以外の授業科目の認定制限)

第21条 第18条第3項、第19条第2項及び前条第3項に規定する単位の認定できる合計単位数は、前3条の規定にかかわらず、前期課程においては16単位を、後期課程においては4単位を限度とする。

(他大学大学院等の研究指導)

第22条 学生は、教授会の承認を得て、研究科と協定している他大学の大学院又は研究所等（外国の研究機関を含む。）において研究指導を受けることができる。この場合において、当該研究指導を受けることができる期間は、前期課程の学生にあつては1年、後期課程の学生にあつては2年を超えないものとする。

(留 学)

第23条 学生は、第19条及び前条の規定に基づき、外国の大学院又は研究機関に留学しようとするときは、研究科長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定により留学した期間は、標準修業年限に算入する。

(休 学)

第24条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があるときは、研究科長は、1年を限度として、休学期間の延長を認めることができる。

- 2 休学期間は、通算して、前期課程にあつては2年、後期課程にあつては3年を超えることはできない。
- 3 前2項の規定にかかわらず1年履修コースにあつては、休学期間は1年以内とし、延長を認めない。

(単位の授与)

第25条 授業科目を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 試験は、筆記試験、口頭試問又は研究報告等によって行う。

(修士論文の提出)

第26条 修士論文を提出しようとする者は、第29条に規定する単位のうち16単位以上を修得していなければならない。

(博士論文の提出)

第27条 博士論文を提出しようとする者は、第29条に規定する単位のうち12単以上を修得していなければならない。

(学位論文の審査及び最終試験)

第28条 学位論文の審査及び最終試験については、神戸大学学位規程（平成16年4月1日制定）及び神戸大学学位規程人間発達環境学研究科細則（平成19年4月1日制定）の定めるところによる。

(課程の修了要件)

第29条 前期課程の修了要件は、前期課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、

優れた業績を上げた者については、前期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。この場合において、第26条の規定は適用しない。

- 2 1年履修コースの修了要件は、前項の規定にかかわらず同コースに1年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、特定の課題についての研究の成果の審査に合格することとする。
- 3 後期課程の修了要件は、後期課程に3年以上在学し、14単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、後期課程に1年（2年未満の在学期間をもって修士課程、前期課程又は専門職学位課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りるものとする。この場合において、第27条の規定は適用しない。
- 4 前3項の課程修了の認定は、教授会が行う。

（長期にわたる教育課程の履修）

第30条 前期課程の学生は、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望するときは、研究科長の許可を得て、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を行うことができる。

- 2 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

（学位の授与）

第31条 課程を修了した者には、その課程に応じ、修士又は博士の学位を授与する。

- 2 前項の学位を授与するに当たっては、次に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

学術、教育学、理学

（特別聴講学生）

第32条 研究科と協定している他大学大学院の学生で、研究科の特別聴講学生を志願する者は、別に定めるところにより、所属大学院を經由して、研究科長に願い出るものとする。

- 2 特別聴講学生の受入れの時期は、その履修しようとする授業科目が開講される学期の初めとし、聴講期間は、当該授業科目の開講期間とする。

（特別研究学生）

第33条 研究科と協定している他大学大学院の学生で、研究科において特別研究学生として研究指導を受けようとする者は、別に定めるところにより、所属大学院を經由して研究科長に願い出るものとする。

- 2 特別研究学生の研究期間は、原則として1年を超えないものとする。

（科目等履修生）

第34条 研究科において、特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、教授会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

（聴講生）

第35条 研究科において、特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、教授会の議を経て、聴講生として入学を許可することがある。

- 2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

（研究生）

第36条 研究科において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教授会の議を経て、研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生は、研究科担当の教員の指導の下に研究を行うものとする。
- 3 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第37条 前期課程において教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 前期課程において、所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び免許教科は、別表第2のとおりとする。

(雑 則)

第38条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、教授会が定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年3月31日から施行し、改正後の第8条第1項第2号及び第8号の規定は、平成19年12月26日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成21年4月1日以後において在学者の属する年次に再入学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成22年4月1日以後において在学者の属する年次に再入学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成23年4月1日以後において在学者の属する年次に再入学する者については、なお従前の例による。

別表第1 授業科目及び単位数等（第15条関係）

○ 前期課程

(1) 心身発達専攻

授 業 科 目	単位数	必修・選択の別
人間発達特論 I	2	選択
人間発達特論演習	2	〃
人格形成特論 I	2	〃
人格形成特論演習	2	〃
自己形成特論 I	2	〃
自己形成特論演習	2	〃
教育発達心理学特論 I	2	〃
教育発達心理学特論演習	2	〃
行動発達分析学特論 I	2	〃
行動発達分析学特論演習	2	〃
発達障害臨床学特論 I	2	〃
発達障害臨床学特論演習	2	〃
心理統計法特論	2	〃
心理療法特論 I	2	〃
心理療法特論演習	2	〃
臨床人間関係学特論 I	2	〃
臨床人間関係学特論演習	2	〃
臨床心理学特論 I	2	〃
臨床心理学特論演習	2	〃
芸術療法特論 I	2	〃
芸術療法特論演習	2	〃
臨床心理検査特論	2	〃
臨床心理検査特論演習	2	〃
臨床心理基礎実習	2	〃
臨床心理実習 I	2	〃
精神医学特論	2	〃
教育臨床特論	2	〃
イメージ臨床特論	2	〃
臨床心理実践演習 A	2	〃
臨床心理実践演習 B	2	〃
健康教育学特論 I	2	〃
健康教育学特論演習	2	〃
健康行動学特論 I	2	〃
健康行動学特論演習	2	〃

小児健康発達学特論 I	2	選択
小児健康発達学特論演習	2	〃
健康生態学特論 I	2	〃
健康生態学特論演習	2	〃
健康増進科学特論 I	2	〃
健康増進科学特論演習	2	〃
特別研究 I	4	必修
特別研究 II	4	必修
ヒューマンコミュニティ創成研究	2	選択

(2) 教育・学習専攻

授 業 科 目	単位数	必修・選択の別
教育人間学特論 I	2	選択
教育人間学特論演習	2	〃
教育行政特論 I	2	〃
教育行政特論演習	2	〃
教育制度特論 I	2	〃
教育制度特論演習	2	〃
日本教育史特論 I	2	〃
日本教育史特論演習	2	〃
高等教育特論 I	2	〃
高等教育計画特論 I	2	〃
教育方法学特論 I	2	〃
教育方法学特論演習	2	〃
社会認識教育内容特論 I	2	〃
社会認識教育内容特論演習	2	〃
社会認識教育特論	2	〃
社会認識教育特論演習	2	〃
科学教育カリキュラム特論 I	2	〃
科学教育カリキュラム特論演習	2	〃
科学教育原理特論 I	2	〃
科学教育原理特論演習	2	〃
乳幼児発達特論 I	2	〃
乳幼児発達特論演習	2	〃
乳幼児教育保育特論 I	2	〃
乳幼児教育保育特論演習	2	〃
数理認識発達特論 I	2	〃
数理認識発達特論演習	2	〃

造形表現学習特論 I	2	選択
造形表現学習特論演習	2	〃
身体運動学習特論	2	〃
身体運動学習特論演習	2	〃
幼年音楽表現特論 I	2	〃
幼年音楽表現特論演習	2	〃
児童造形表現特論	2	〃
児童造形表現特論演習	2	〃
児童文学表現特論	2	〃
児童文学表現特論演習	2	〃
生涯学習支援特論 I	2	〃
生涯学習支援特論演習	2	〃
成人学習支援特論 I	2	〃
成人学習支援特論演習	2	〃
継続教育支援特論 I	2	〃
継続教育支援特論演習	2	〃
ジェンダー文化学習特論 I	2	〃
ジェンダー文化学習特論演習	2	〃
児童発達支援特論 I	2	〃
児童発達支援特論演習	2	〃
身体運動発達特論 I	2	〃
身体運動発達特論演習	2	〃
〔1年履修コース〕		
子ども・家庭支援論	2	〃
子ども・家庭支援論演習	2	〃
労働・成人教育支援論	2	〃
労働・成人教育支援論演習	2	〃
ヘルスプロモーション論	2	〃
ヘルスプロモーション論演習	2	〃
ボランティア社会・学習支援論	2	〃
ボランティア社会・学習支援論演習	2	〃
ジェンダー研究・学習支援論	2	〃
ジェンダー研究・学習支援論演習	2	〃
障害共生支援論	2	〃
障害共生支援論演習	2	〃
発達支援実地演習 I	2	〃
発達支援実地演習 II	2	〃
発達支援技術論	2	〃

特別研究Ⅰ	4	必修
特別研究Ⅱ	4	必修
ヒューマンコミュニティ創成研究	2	選択

(3) 人間行動専攻

授 業 科 目	単位数	必修・選択の別
身体運動処方特論Ⅰ	2	選択
身体運動処方特論演習	2	〃
運動心理学特論Ⅰ	2	〃
運動心理学特論演習	2	〃
身体運動制御特論Ⅰ	2	〃
身体運動制御特論演習	2	〃
身体システム特論Ⅰ	2	〃
身体システム特論演習	2	〃
スポーツバイオメカニクス特論	2	〃
スポーツバイオメカニクス特論演習	2	〃
スポーツ文化史特論Ⅰ	2	〃
スポーツ文化史特論演習	2	〃
生涯スポーツ特論Ⅰ	2	〃
生涯スポーツ特論演習	2	〃
身体コンディショニング特論	2	〃
身体コンディショニング特論演習	2	〃
身体運動障害特論Ⅰ	2	〃
身体運動障害特論演習	2	〃
ジェロントロジー特論Ⅰ	2	〃
ジェロントロジー特論演習	2	〃
スポーツジェロントロジー特論Ⅰ	2	〃
スポーツジェロントロジー特論演習	2	〃
身体機能加齢特論Ⅰ	2	〃
身体機能加齢特論演習	2	〃
宗教社会学特論Ⅰ	2	〃
宗教社会学特論演習	2	〃
身体機能調節特論Ⅰ	2	〃
身体機能調節特論演習	2	〃
行動適応特論Ⅰ	2	〃
行動適応特論演習	2	〃
特別研究Ⅰ	4	必修
特別研究Ⅱ	4	必修

ヒューマンコミュニティ創成研究	2	選択
-----------------	---	----

(4) 人間表現専攻

授 業 科 目	単位数	必修・選択の別
芸術総合特論	2	選択
音文化特論	2	〃
音文化特論演習	2	〃
デザイン史特論Ⅰ	2	〃
デザイン史特論演習	2	〃
図形科学特論Ⅰ	2	〃
図形科学特論演習	2	〃
建築文化史特論Ⅰ	2	〃
建築文化史特論演習	2	〃
メディア情報社会特論Ⅰ	2	〃
メディア情報社会特論演習	2	〃
音楽史特論Ⅰ	2	〃
音楽史特論演習	2	〃
ファッション文化特論	2	〃
ファッション文化特論演習	2	〃
音楽集団活動特論	2	〃
音楽療法特論Ⅰ	2	〃
音楽療法特論演習	2	〃
現代彫刻特論	2	〃
立体造形演習Ⅰ	2	〃
声楽表現特論	2	〃
声楽表現特論演習	2	〃
器楽表現特論	2	〃
器楽表現実践演習	2	〃
現代絵画特論Ⅰ	2	〃
現代絵画特論演習	2	〃
音楽創造特論	2	〃
音楽作品研究特論	2	〃
舞踊表現特論Ⅰ	2	〃
舞踊表現特論演習	2	〃
芸術総合実践演習	2	〃
特別研究Ⅰ	4	必修
特別研究Ⅱ	4	必修
ヒューマンコミュニティ創成研究	2	選択

(5) 人間環境学専攻

授 業 科 目	単位数	必修・選択の別
自然環境先端科学A	1	選択
自然環境先端科学B	1	〃
自然環境先端科学C	1	〃
環境科学特別講義A	1	〃
環境科学特別講義B	1	〃
サイエンスコミュニケーション演習	1	〃
インターンシップ I A	2	〃
インターンシップ I B	3	〃
インターンシップ I C	4	〃
環境基礎物質科学A	2	〃
環境基礎物質科学B	2	〃
環境基礎物質科学C	2	〃
環境基礎生命科学A	2	〃
環境基礎生命科学B	2	〃
環境分子生命科学特論	2	〃
環境植生学特論 I	2	〃
環境植生学特論演習	2	〃
植物多様性特論 I	2	〃
植物多様性特論演習	2	〃
高次生命機能特論 I	2	〃
環境創成科学特論 I	2	〃
環境地球化学特論 I	2	〃
環境地球化学特論演習	2	〃
環境地質学特論 I	2	〃
環境地質学特論演習	2	〃
宇宙環境物理学特論 I	2	〃
粒子物理学特論 I	2	〃
紫外線・放射線作用特論 I	2	〃
紫外線・放射線作用特論演習	2	〃
自然階層構造特論	2	〃
分析化学特論 I	2	〃
分析化学特論演習	2	〃
環境有機化学特論 I	2	〃
環境有機化学特論演習	2	〃
超分子化学特論	2	〃
超分子化学特論演習	2	〃

統計計画特論	2	選択
統計計画特論演習	2	〃
統計解析特論	2	〃
統計解析特論演習	2	〃
統計推測特論	2	〃
統計推測特論演習	2	〃
情報数理方法特論 I	2	〃
情報数理方法特論演習	2	〃
数理情報教育方法特論	2	〃
数理情報教育方法特論演習	2	〃
情報論理学特論 I	2	〃
情報論理学特論演習	2	〃
非線形数理特論 I	2	〃
非線形数理特論演習	2	〃
数式処理特論 I	2	〃
数式処理特論演習	2	〃
応用幾何学特論 I	2	〃
応用幾何学特論演習	2	〃
住環境特論	2	〃
住環境特論演習	2	〃
生活空間計画特論 I	2	〃
生活空間計画特論演習	2	〃
機械機能応用特論 I	2	〃
機械機能応用特論演習	2	〃
生活環境心理特論 I	2	〃
生活環境心理特論演習	2	〃
植物環境学特論 I	2	〃
植物環境学特論演習	2	〃
食環境学特論 I	2	〃
食環境学特論演習	2	〃
衣環境特論 I	2	〃
衣環境特論演習	2	〃
環境バイオテクノロジー特論 I	2	〃
環境バイオテクノロジー特論演習	2	〃
電子応用機能特論 I	2	〃
電子応用機能特論演習	2	〃
生活環境共生特論 I	2	〃
生活環境共生特論演習	2	〃

生活環境デザイン特論	2	選択
環境植物生理学特論	2	〃
産業社会構造特論Ⅰ	2	〃
産業社会構造特論演習	2	〃
都市地域構造特論Ⅰ	2	〃
都市地域構造特論演習	2	〃
農村地域構造特論Ⅰ	2	〃
農村地域構造特論演習	2	〃
国際社会構造特論Ⅰ	2	〃
国際社会構造特論演習	2	〃
社会変動特論Ⅰ	2	〃
社会変動特論演習	2	〃
労働社会史特論	2	〃
労働社会史特論演習	2	〃
憲法秩序特論Ⅰ	2	〃
憲法秩序特論演習	2	〃
比較社会規範特論Ⅰ	2	〃
比較社会規範特論演習	2	〃
社会環境思想史特論	2	〃
社会環境思想史特論演習	2	〃
特別研究Ⅰ	4	必修
特別研究Ⅱ	4	必修
ヒューマンコミュニティ創成研究	2	選択

○ 後期課程

(1) 心身発達専攻

授 業 科 目	単位数	必修・選択の別
人間発達特論Ⅱ	2	選択
人格形成特論Ⅱ	2	〃
自己形成特論Ⅱ	2	〃
教育発達心理学特論Ⅱ	2	〃
行動発達分析学特論Ⅱ	2	〃
発達障害臨床学特論Ⅱ	2	〃
心理療法特論Ⅱ	2	〃
臨床人間関係学特論Ⅱ	2	〃
臨床心理学特論Ⅱ	2	〃
芸術療法特論Ⅱ	2	〃
臨床心理実習Ⅱ	2	〃
健康教育学特論Ⅱ	2	〃
健康行動学特論Ⅱ	2	〃
小児健康発達学特論Ⅱ	2	〃
健康生態学特論Ⅱ	2	〃
健康増進科学特論Ⅱ	2	〃
教育能力養成演習	2	〃
特別研究Ⅲ	4	必修
特別研究Ⅳ	4	必修

(2) 教育・学習専攻

授 業 科 目	単位数	必修・選択の別
教育人間学特論Ⅱ	2	選択
教育行政特論Ⅱ	2	〃
教育制度特論Ⅱ	2	〃
日本教育史特論Ⅱ	2	〃
高等教育特論Ⅱ	2	〃
高等教育計画特論Ⅱ	2	〃
教育方法学特論Ⅱ	2	〃
社会認識教育内容特論Ⅱ	2	〃
市民的資質教育特論	2	〃
科学教育カリキュラム特論Ⅱ	2	〃
科学教育原理特論Ⅱ	2	〃
乳幼児発達特論Ⅱ	2	〃
乳幼児教育保育特論Ⅱ	2	〃

数理認識発達特論Ⅱ	2	選択
造形表現学習特論Ⅱ	2	〃
幼年音楽表現特論Ⅱ	2	〃
生涯学習支援特論Ⅱ	2	〃
成人学習支援特論Ⅱ	2	〃
継続教育支援特論Ⅱ	2	〃
ジェンダー文化学習特論Ⅱ	2	〃
児童発達支援特論Ⅱ	2	〃
身体運動発達特論Ⅱ	2	〃
教育能力養成演習	2	〃
特別研究Ⅲ	4	必修
特別研究Ⅳ	4	必修

(3) 人間行動専攻

授 業 科 目	単位数	必修・選択の別
身体運動処方特論Ⅱ	2	選択
運動心理学特論Ⅱ	2	〃
身体運動制御特論Ⅱ	2	〃
身体システム特論Ⅱ	2	〃
身体運動技術特論	2	〃
スポーツ文化史特論Ⅱ	2	〃
生涯スポーツ特論Ⅱ	2	〃
身体運動障害特論Ⅱ	2	〃
ジェロントロジー特論Ⅱ	2	〃
スポーツジェロントロジー特論Ⅱ	2	〃
身体機能加齢特論Ⅱ	2	〃
宗教社会学特論Ⅱ	2	〃
身体機能調節特論Ⅱ	2	〃
行動適応特論Ⅱ	2	〃
教育能力養成演習	2	〃
特別研究Ⅲ	4	必修
特別研究Ⅳ	4	必修

(4) 人間表現専攻

授 業 科 目	単位数	必修・選択の別
音楽療法特論Ⅱ	2	選択
音楽集団活動演習	2	〃
デザイン史特論Ⅱ	2	〃

立体造形演習Ⅱ	2	選択
現代絵画持論Ⅱ	2	〃
図形科学特論Ⅱ	2	〃
声楽表現演習	2	〃
建築文化史特論Ⅱ	2	〃
メディア情報社会特論Ⅱ	2	〃
音楽史特論Ⅱ	2	〃
舞踊表現特論Ⅱ	2	〃
教育能力養成演習	2	〃
特別研究Ⅲ	4	必修
特別研究Ⅳ	4	必修

(5) 人間環境学専攻

授 業 科 目	単位数	必修・選択の別
インターンシップⅡ A	2	選択
インターンシップⅡ B	3	〃
インターンシップⅡ C	4	〃
環境植生学特論Ⅱ	2	〃
植物多様性特論Ⅱ	2	〃
環境地球化学特論Ⅱ	2	〃
環境地質学特論Ⅱ	2	〃
水環境科学特論	2	〃
環境有機化学特論Ⅱ	2	〃
環境遺伝子工学特論	2	〃
分析化学特論Ⅱ	2	〃
高次生命機能特論Ⅱ	2	〃
生体超分子化学特論	2	〃
環境創成科学特論Ⅱ	2	〃
理論環境物理学特論	2	〃
紫外線・放射線作用特論Ⅱ	2	〃
粒子物理学特論Ⅱ	2	〃
宇宙環境物理学特論Ⅱ	2	〃
応用統計解析特論	2	〃
非線形数理特論Ⅱ	2	〃
情報論理学特論Ⅱ	2	〃
情報数理方法特論Ⅱ	2	〃
数式処理持論Ⅱ	2	〃
応用幾何学特論Ⅱ	2	〃

住環境材料特論	2	選択
生活空間計画特論Ⅱ	2	〃
機械機能応用特論Ⅱ	2	〃
生活環境心理特論Ⅱ	2	〃
植物環境学特論Ⅱ	2	〃
食環境学特論Ⅱ	2	〃
衣環境特論Ⅱ	2	〃
環境バイオテクノロジー特論Ⅱ	2	〃
電子応用機能特論Ⅱ	2	〃
生活環境共生特論Ⅱ	2	〃
産業社会構造特論Ⅱ	2	〃
都市地域構造特論Ⅱ	2	〃
農村地域構造特論Ⅱ	2	〃
国際社会構造特論Ⅱ	2	〃
社会変動特論Ⅱ	2	〃
憲法秩序特論Ⅱ	2	〃
比較社会規範特論Ⅱ	2	〃
大気環境科学特論	2	〃
大気化学特論	2	〃
環境ストレス科学特論	2	〃
生体環境先端計測特論	2	〃
教育能力養成演習	2	〃
特別研究Ⅲ	4	必修
特別研究Ⅳ	4	必修

別表第2 取得できる教員の免許状の種類及び免許教科（第37条関係）

専攻	免許状の種類	免許教科
心身発達専攻	特別支援学校教諭専修免許状	
教育・学習専攻	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状	
人間行動専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	保健体育 保健体育
人間表現専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	音楽, 美術 音楽, 美術
人間環境学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	理科, 数学, 家庭, 社会 理科, 数学, 家庭, 社会

研究科授業の概要

本研究の教育プログラムは、個々の学生が、本研究科在学中のあらゆる機会を通じて身に付けていく知識・スキル・能力・資質の獲得と、それらの自己開発力の獲得とを、トータルにプロデュースし、支援していく組織的な教育プログラムとなっている。

○ 前期課程

前期課程では、研究課題に応じ、基礎科目（各特論など）、展開科目（演習など）、関連科目の積み上げ方式を実施する。また「演習」においては、いくつかの開発されるスキルをシラバスに明記し、スキル開発を重視する。

修士論文指導にあたる「特別研究」では、フィールドワーク、ワークショップ等への参加など実践的な指導を行う。また、修士論文の複数教員指導体制をとる。

後期課程進学志望者については、1年次の「学会参加」、2年次の「学会発表」を支援する。

- 社会人学生については、長期履修制度があり、また、大学設置基準第14条に定める教育方法の特例を実施する。
- 研究科共通科目「ヒューマン・コミュニティ創成研究」において、HCセンター、「あーち」、サイエンス・カフェ、インターンシップなどを活用した産学官民協働のフィールド研究活動に積極的に参画する。
- 専攻レベル、研究室レベルで実施されている諸活動（専攻研究セミナー、修士論文発表会など）について、「参加」「運営」といった役割を担うことを通して、社会人基礎力の育成を支援する。

前期課程の共通授業についての概要

ヒューマンコミュニティ創成研究
ヒューマン・コミュニティ創成研究センターの実践的研究に関わっている教員が、各々の実践的研究の解説、考察を行い、研究内容と方法について学生とディスカッションを行うなどの双方向型の授業を行う。ゲストスピーカーも交えて、現実の課題のとらえ方、実践的研究手法、研究組織化のための方法、理論的研究と実践的研究の関係等について具体的に考察する。
特別研究Ⅰ
先行研究の研究に精通するための文献調査法、資料収集法、フィールドワークの技法、アクション・リサーチの技法など、研究に必要な方法論の基本的手法を修得し、研究能力の基礎を固める。
特別研究Ⅱ
フィールドワーク、ワークショップ、プロジェクト研究、作品展などの研究の実際場面に関わり、研究の実際的手法を修得する。

○ 後期課程

後期課程では、後期課程1年次に高度化科目（特論Ⅱ）を履修する。なお、後期課程からの入学者については、基礎科目（特論Ⅰなど）も履修することが望まれるので指導教員と充分相談すること。

前期課程、後期課程の5年間で円滑に博士論文を作成できるようにするため、複数教員による体系的

な論文作成指導システム（基礎論文，プロポーザル，予備審査論文，中間発表，公開最終試験）が準備される。

後期課程3年間においては，学会発表，学会誌論文投稿，研究費獲得のためのプロポーザル執筆，といったきめ細かい支援を行う。特に大学教員を目指す学生は，学部の教育実習に相当する科目「教育能力養成演習」の履修により，実践的な教育力の開発を支援する。

後期課程の共通授業についての概要

教育能力養成演習
大学教員としての教育能力・教育資質の開発を目指し，指導教員の指導監督のもとで，専門領域の基礎的内容を取り扱う学部の講義科目を一つとりあげ，その科目の「目標，シラバス，授業内容，評価手法」を設計し，その中の2回分程度を，実際の学部生を対象にして「模擬授業」を実施する。指導教員，受講学生，本人による三種類の授業評価を実施し，大学の授業づくりを体得する。
特別研究Ⅲ
研究を深化させるため，文献課題，レビュー論文の作成などを通して。国内外の研究状況を把握するための能力発展を目指す。
特別研究Ⅳ
フィールドワーク，ワークショップ，研究会，学会，プロジェクト研究などの企画，運営に参画し，研究を組織化する方法を学習する。

2 神戸大学学位規程人間発達環境学研究科細則

(平成19年3月30日制定)

(趣 旨)

第1条 この細則は、神戸大学学位規程（平成16年4月1日制定。以下「規程」という。）第24条の規定に基づき、神戸大学大学院人間発達環境学研究科（以下「研究科」という。）において規程の施行に必要な事項を定めるものとする。

(修士論文及び特定の課題についての研究の成果の提出)

第2条 規程第7条第1項に規定する修士論文の提出期限は、1月17日とする。ただし、指導教員の認める理由により期限までに修士論文を提出しなかった者及び論文審査に合格しなかった者は、次年度の7月17日までに修士論文を提出することができる。

2 発達支援論コースにおける特定の課題についての研究の成果の提出期限は、2月15日及び8月15日とする。

3 修士論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「修士論文等」という。）を提出しようとする者は、前2項に規定する修士論文等提出期限の3月前までに、指導教員の承認を経て、修士論文等の題目を神戸大学大学院人間発達環境学研究科長に届け出なければならない。

(博士論文の提出)

第3条 規程第7条第1項に規定する博士論文の提出期間は、12月1日から同月10日まで及び6月20日から同月30日までとする。

2 規程第10条第1項及び第13条第1項に規定する学位論文は、随時提出することができる。

(修士論文の審査委員)

第4条 規程第8条第2項及び第3項に規定する修士論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の審査委員は、指導教員を含め2人以上（指導教員が講師である場合は、3人以上）とする。

(博士論文の予備審査委員会等)

第5条 規程第7条第1項に規定する博士論文の作成能力を問うために、予備審査委員会を置く。

2 規程第10条第1項及び規程第13条第1項に規定する学位の申請があったときは、当該論文を学長に進達すべきか否かを検討するために、内見委員会を置く。

3 予備審査委員会及び内見委員会に関することは、神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授会（以下「教授会」という。）が別に定める。

(博士論文の審査委員)

第6条 規程第8条第1項に規定する博士論文の審査委員は、指導教員を含め5人とする。

2 規程第11条第1項及び規程第13条第1項に規定する博士論文の審査委員は、5人とする。

3 教授会において審査のため必要があると認めるときは、前2項に規定する審査委員に次の各号に掲げる者を充てることができる。

(1) 研究科の准教授

(2) 本学の他の研究科の教授又は准教授

(3) 他大学の大学院又は研究所等の教授又は准教授等

(修士論文等の最終試験)

第7条 修士論文等の最終試験は、2月15日から3月10日までの期間内に行う。ただし、第2条第1項ただし書きの規定又は第2項の規定（提出期限を8月15日とする場合に限る。）により、修士論文等を提出した者については、9月1日から同月15日までの期間内に行う。

(博士論文の最終試験及び試験)

第8条 博士論文の審査委員は、博士論文を中心として、これに関連ある科目について、口頭による最終試験又は規程第9条第1項に規定する試験（以下「試験」という。）を行う。

- 2 審査委員が必要と認めた場合は、筆答による最終試験又は試験を行うことがある。
- 3 最終試験又は試験は、論文審査終了後1月以内に行うものとする。
- 4 第1項に規定する最終試験又は試験は、原則として公開するものとする。

(試問委員)

第9条 規程第12条第2項に規定する試問（以下「試問」という。）を行う場合は、教授会において教授のうちから5人の試問委員を選出する。

- 2 前項の場合において、教授会が必要があると認めるときは、教授以外の者にも試問を委嘱することができる。
- 3 試問委員は、審査委員と同一人であることを妨げない。

(試問の範囲等)

第10条 試問の範囲その他試問に関することは、教授会が別に定める。

(審査結果等の報告)

第11条 審査委員は、修士論文等又は博士論文の審査結果及び最終試験又は試験の結果を教授会に報告しなければならない。

- 2 試問委員は、試問の結果を教授会に報告しなければならない。

(雑 則)

第12条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、教授会が定める。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年10月1日から施行する。

3 神戸大学大学院人間発達環境学研究科外国人特別学生の入学に関する規程

(平成19年3月30日制定)

(趣 旨)

第1条 この規程は、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定）第83条に規定する外国人特別学生として、神戸大学大学院人間発達環境学研究科（以下「研究科」という。）に入学を志願する者の選考に関する必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 前期課程に外国人特別学生として入学することのできる者は、外国人で次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学士の学位を有する者
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 研究科において、前2号と同等以上の学力があると認められた者

2 後期課程に外国人特別学生として入学することができる者は、外国人で次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
- (4) 研究科において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(出願手続)

第3条 外国人特別学生として入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を神戸大学大学院人間発達環境学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 出身大学が発行した学業成績証明書及び卒業証明書
- (4) 出身大学の指導教授の推薦状
- (5) 修学に差し支えない程度に日本語を修得していることの証明書
- (6) 日本に居住している者にあつては、外国人登録原票記載事項証明書
- (7) 振替払込受付証明書（所定の用紙）

(選考方法)

第4条 入学志願者に対する選考は、筆記試験、口述試験及び提出された書類により行う。

2 国費外国人留学生制度実施要領（昭和29年3月31日文部大臣裁定）第3条により選定された者及び国外に居住する外国人については、筆記試験及び口述試験を免除することがある。

(入学の時期)

第5条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと認

めるときは、学期の初めとすることができる。

(雑 則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授会が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

4 神戸大学大学院人間発達環境学研究科長期履修規程

(平成19年3月30日制定)

(趣 旨)

第1条 この規程は、神戸大学大学院人間発達環境学研究科規則（平成19年3月20日制定）第30条第2項の規定に基づき、神戸大学大学院人間発達環境学研究科（以下「研究科」という。）の前期課程における長期履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(対 象 者)

第2条 長期履修の申請をすることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、発達支援論コース（1年履修コース）に所属する者は除く。

- (1) 職業を有し、就業している者（自営業及び臨時雇用を含む。）
- (2) 家事、育児、介護等の事情を有する者
- (3) その他神戸大学大学院人間発達環境学研究科長（以下「研究科長」という。）が相当と認めた者

(履修期間等)

第3条 長期履修の期間は、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定）第63条第4項に定める標準修業年限に、2年を超えない範囲内で研究科長が許可した期間を加えた年数とする。

2 長期履修を行う学生の在学年限（長期履修を行う期間以外の期間を含む。）は、標準修業年限の2倍の年数に、前項の研究科長が許可した期間を加えた年数とする。

(申 請)

第4条 長期履修を希望する者は、所定の期日までに長期履修申請書（別記様式第1号）を、指導教員（指導教員が未定の場合にあっては、当該講座の担当教員。以下同じ。）を経て研究科長に提出しなければならない。

(履修期間の変更)

第5条 履修期間の変更を希望する者は、所定の期日までに長期履修期間変更申請書（別記様式第2号）を、指導教員を経て研究科長に提出しなければならない。

(許 可)

第6条 長期履修（履修期間の変更を含む。）の許可は、神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授会（以下「教授会」という。）の議を経て研究科長が行う。

(授 業 料)

第7条 長期履修学生が納付する授業料の額は、神戸大学における授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額に関する規程（平成16年4月1日制定）の定めるところによる。

(雑 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

神戸大学大学院人間発達環境学研究科長 殿

申請者

専攻・講座・教育研究分野

学籍番号

氏 名

印

長期履修申請書

下記のとおり、長期履修を希望したいので申請します。

記

1 入学(進学)年月 平成 年 月

2 長期履修を希望する理由

3 履修計画及び研究計画

4 長期履修計画の期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日
(標準修業年限は除く。)

指導教員の所見欄(申請者は記載しないこと)

<p>氏 名</p> <p>印</p>

- (備考) 1 入学後において長期履修学生を希望する場合は、「3 履修計画及び研究計画」に標準修業年限による計画と長期履修計画期間における計画の双方を記載すること。
- 2 「4 長期履修計画の期間」には、在学生については入学後の期間も併せて記載すること。
- 3 規程第2条各号のいずれかに該当することを証明できる書面を添付すること。なお、証明する書面を添付できないときは、その理由を付した書面を添付すること。
- 4 指導教員が未定の場合、「指導教員の所見欄」は「当該講座における審査結果欄」に読み替える。

平成 年 月 日

神戸大学大学院人間発達環境学研究科長 殿

申請者

専攻・講座・教育研究分野

学籍番号

氏 名

印

長期履修期間変更申請書

下記のとおり、長期履修期間を変更したいので申請します。

記

- 1 入学(進学)年月 平成 年 月
- 2 履修期間の変更を希望する理由
- 3 既に許可されている長期履修期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日
- 4 変更を希望する長期履修期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日
- 5 変更後の通算在学期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日(年月)
- 6 変更後の履修計画及び研究計画

指導教員の所見欄(申請者は記載しないこと)

氏名
印

(備考) 履修期間の変更を希望する理由を証明できる書面がある場合は、添付すること。

長期履修学生の申請等の手続きについて（留意事項）

1 長期履修学生について

長期履修学生とは、大学院人間発達環境学研究科博士課程前期課程の学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出て、各大学等（大学院研究科）が、あらかじめ、その計画的な履修を認めたうえで在学し、修了により学位を取得する正規の学生である。

2 「職業を有している等の事情により」について

職業を有している等の事情とは、次のいずれかに該当するもので、標準修業年限内での修学が困難な者であること。

- (ア) 職業を有し就業している者（自営業及び臨時雇用（単発的なアルバイトを除く。）を含む。）
- (イ) 家事、育児、介護等の事情を有する者
- (ウ) その他人間発達環境学研究科長が相当と認めた者

3 「修業年限を超えて一定の期間にわたり」について

修業年限を超えて一定の期間の上限年数は、神戸大学教学規則63条に定める標準修業年限（2年）に、プラス2年以内であること。

4 長期履修学生を希望する場合の申請手続きについて

ア 申請手続きの時期等

- (ア) 長期履修学生を希望する学生は、2月20日（後期から希望する場合は8月20日）までに長期履修学生申請書（別記様式第1号：別添）を、指導教員（入学前のため指導教員が未定の場合にあっては、当該講座の担当教員とする。）を経由して研究科長に提出すること。

なお、「在職を証明する書面」とは、勤務先の在職証明書でなくとも、例えば、「身分証明書や健康保険証等の写し」でも良いこと。

- (イ) 在学学生は、長期履修学生申請書の提出に当たっては、事前に指導教員と十分相談のうえ、長期履修計画や研究計画をたてること。
- (ウ) 人間発達環境学研究科では、申請の内容について審査のうえ、長期履修学生として承認することがある。

イ 承認された履修期間の変更（延長又は短縮）の申請等

- (ア) 原則として、長期履修学生として承認された期間の変更はできないが、真にやむを得ない事情により、承認された履修期間の変更（延長又は短縮）を必要とするときは、長期履修期間変更申請書（前項様式第2号：別添）を、指導教員を経て研究科長に提出すること。

なお、長期履修期間変更申請書の提出期限は、前期から変更を希望する場合は2月20日まで、後期から変更を希望する場合は8月20日までとすること。長期履修期間の延長を申請する場合であっても、神戸大学大学院人間発達環境学研究科長期履修規程第3条第2項に定める在学年限を超えることはできないので留意すること。（すでに許可された履修期間の延長・短縮は6ヶ月以上の在籍期間がある場合のみ申請を受け付ける。）

- (イ) 長期履修期間変更申請書の作成に当たっては、事前に指導教員と十分相談のうえ作成すること。

(ウ) 研究科では、変更申請の内容について審査のうえ、承認することがある。

5 納付すべき授業料の額について

(ア) 長期履修学生の授業料の年額は、神戸大学における授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額に関する規程に規定する授業料の年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を在学期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とすること。

（参考：神戸大学教学規則第84条）

(イ) 学年の途中で修了することが認められた学生が支払う授業料の額は、アにより算出した年額の12分の1に相当する額に在学の月数を乗じて得た額とすること。

(ウ) 学年の途中で在学期間の延長又は短縮が認められる場合において、アにより定められる新たな授業料の額は、翌年度から適用すること。

(エ) 長期履修学生の在学期間の短縮が認められる場合には、短縮後の期間に応じてアにより算出した授業料の年額に当該学生が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該学生が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を、在学期間の短縮を認めるときに支払うこと。

(オ) 授業料の年額の算出に当たっては下記を参照するほか、詳細については教務学生係に照会すること。

（参 考）

ケース1

平成23年度に本研究科博士前期課程（標準修業年限2年）に入学した学生Aさんが、入学時に4年間の長期履修を認められた場合（平成24年度以降は授業料の改定がないものとして算出）

(年次)	年 度	通常の学生の場 合	長 期 履 修 学 生 の 場 合	比較増△減額
(1年次)	平成23年度	(A) 円 535,800	(B) $535,800円 \times 2年 \div 4年 = 267,900円$	(B - A) 円 -
(2年次)	平成24年度	535,800	$535,800円 \times 2年 \div 4年 = 267,900円$	-
(3年次)	平成25年度		$535,800円 \times 2年 \div 4年 = 267,900円$	-
(4年次)	平成26年度		$535,800円 \times 2年 \div 4年 = 267,900円$	-
	計	1,071,600	1,071,600円	0

ケース2

平成23年度に本研究科博士前期課程（標準修業年限2年）に入学した学生Bさんが、2年次に進級するとき、残りの1年間に於いて2年間の長期履修（通算3年）を認められた場合（平成24年以降は授業料の改定がないものとして算出）

(年次)	年 度	通常の学生の場 合	長 期 履 修 学 生 の 場 合	比較増△減額
(1年次)	平成23年度	(A) 円 535,800	(B) (通常の学生として在籍) 535,800円	(B - A) 円 -
(2年次)	平成24年度	535,800	$535,800円 \times 2年 \div 3年 = 357,200円$	-
(3年次)	平成25年度		$535,800円 \times 2年 \div 3年 = 357,200円$	-
	計	1,071,600	1,250,200円	178,600

6 その他長期履修学生について疑義があるときは、教務学生係に照会すること。

5 神戸大学大学院人間発達環境学研究科科目等履修生規程

(平成19年3月30日制定)

(趣 旨)

第1条 この規程は、神戸大学大学院人間発達環境学研究科規則（平成19年3月20日制定）第34条第2項の規定に基づき、神戸大学大学院人間発達環境学研究科（以下「研究科」という。）の前期課程の科目等履修生に関する必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- (5) 研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(出願手続)

第3条 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を神戸大学大学院人間発達環境学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 科目等履修生願書（所定の用紙）
- (2) 履歴書（所定の用紙）
- (3) 健康診断書（所定の用紙）
- (4) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書
- (5) 写真（出願前3月以内に撮影したもの）
- (6) 振替払込受付証明書（所定の用紙）
- (7) その他研究科において必要と認める書類

2 官公庁、会社等に在職している者は、前項各号に掲げる書類のほか、在職のまま入学することについての所属長の承諾書を提出しなければならない。

(選考方法)

第4条 入学志願者に対する選考は、書類（健康診断書を除く。）審査及び面接により行う。

2 前項の規定にかかわらず、神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授会（以下「教授会」という。）が認めたときは、面接を省略することができる。

(入学料及び授業料)

第5条 選考に合格した者は、所定の期日までに入学料及び授業料を納付しなければならない。

(履修期間)

第6条 履修期間は、履修を許可された授業科目の開講期間とし、1年以内とする。

2 特別の理由により、前項の履修期間に引き続き履修を志願する者については、前項の規定にかかわ

らず、教授会の議を経て、履修期間を延長することがある。ただし、その場合の履修期間は、通算して2年を限度とするものとする。

(履修科目)

第7条 履修することのできる授業科目は、1学期3科目以内とする。

2 履修を許可する授業科目は、年度ごとに別に定める。

(試験)

第8条 科目等履修生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。

(単位修得証明書の交付)

第9条 科目等履修生に対しては、前条の試験に合格した授業科目について、単位修得証明書を交付する。

(退学)

第10条 科目等履修生が退学しようとするときは、研究科長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第11条 科目等履修生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、研究科長がこれを除籍する。

(1) 科目等履修生として不都合な行為があったとき。

(2) 授業料納付の義務を怠ったとき。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会が定める。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年3月31日から施行し、改正後の第2条第2号の規定は、平成19年12月26日から適用する。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

6 神戸大学大学院人間発達環境学研究科聴講生規程

(平成19年3月30日制定)

(趣 旨)

第1条 この規程は、神戸大学大学院人間発達環境学研究科規則（平成19年3月20日制定）第35条第2項の規定に基づき、神戸大学大学院人間発達環境学研究科（以下「研究科」という。）の前期課程の聴講生に関する必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 聴講生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104号第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- (5) 研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(出願手続)

第3条 聴講生として入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を神戸大学大学院人間発達環境学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 聴講生願書（所定の用紙）
- (2) 履歴書（所定の用紙）
- (3) 健康診断書（所定の用紙）
- (4) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書
- (5) 写真（出願前3月以内に撮影したもの）
- (6) 振替払込受付証明書（所定の用紙）
- (7) その他研究科において必要と認める書類

2 官公庁、会社等に在職している者は、前項各号に掲げる書類のほか、在職のまま入学することについての所属長の承諾書を提出しなければならない。

(選考方法)

第4条 入学志願者に対する選考は、書類（健康診断書を除く。）審査及び面接により行う。

2 前項の規定にかかわらず、神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授会（以下「教授会」という。）が認めたときは、面接を省略することができる。

(入学料及び授業料)

第5条 選考に合格した者は、所定の期日までに入学料及び授業料を納付しなければならない。

(聴講期間)

第6条 聴講期間は、聴講を許可された授業科目の開講期間とし、1年以内とする。

2 特別の理由により、前項の聴講期間に引き続き履修を志願する者については、前項の規定にかかわ

らず、教授会の議を経て、聴講期間を延長することがある。ただし、その場合の聴講期間は、通算して2年を限度とするものとする。

(聴講科目)

第7条 聴講することのできる授業科目は、1学期3科目以内とする。

2 聴講を許可する授業科目は、年度ごとに別に定める。

(聴講証明書の交付)

第8条 聴講した授業科目については、聴講証明書を交付することができる。

(退 学)

第9条 聴講生が退学しようとするときは、研究科長に願い出て許可を受けなければならない。

(除 籍)

第10条 聴講生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、研究科長がこれを除籍する。

(1) 聴講生として不都合な行為があったとき。

(2) 授業料納付の義務を怠ったとき。

(雑 則)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年3月31日から施行し、改正後の第2条第2号の規定は、平成19年12月26日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

7 神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究生規程

(平成19年3月30日制定)

(趣 旨)

第1条 この規程は、神戸大学大学院人間発達環境学研究科規則（平成19年3月20日制定）第36条第3項の規定に基づき、神戸大学大学院人間発達環境学研究科（以下「研究科」という。）の研究生に関する必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 前期課程に研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- (5) 研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

2 後期課程に研究生として入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
- (4) 研究科において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の時期)

第3条 入学の時期は、4月1日及び10月1日とする。ただし、特に神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授会（以下「教授会」という。）が認めたときは、この限りでない。

(出願手続)

第4条 研究生として入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を神戸大学大学院人間発達環境学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 研究生願書（所定の用紙）
- (2) 履歴書（所定の用紙）
- (3) 健康診断書（所定の用紙）
- (4) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書
- (5) 写真（出願前3月以内に撮影したもの）
- (6) 振替払込受付証明書（所定の用紙）
- (7) その他研究科において必要と認める書類

2 会社等（官公庁を含む。以下同じ。）に在職している者は、前項各号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 個人的研究のための研究生を志願するものであることを記載した本人の確約書

- (2) 会社等の事業目的の追求のためにその者を派遣するものでないことを記載した所属長の確約書
- (3) 在職のまま研究生として入学することについての所属長の承諾書

(選考方法)

第5条 入学志願者に対する選考は、書類（健康診断書を除く。）審査及び面接により行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、教授会が認めるときは、面接を省略することができる。

(入学科及び授業料)

第6条 選考に合格した者は、所定の期日までに入学科及び授業料を納付しなければならない。

(研究期間)

第7条 研究生の研究期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由により引き続き研究を願い出た者については、教授会の議を経て、1年を限度として研究期間の延長を許可することがある。

(研究)

第8条 研究生は、教授会の定める指導教員の指導の下で研究を行うものとする。

- 2 研究生は、指導教員の承認を得て、研究に関連のある授業を聴講することができる。ただし、聴講に際しては、当該授業科目の担当教員の許可を受けなければならない。

(研究証明書の交付)

第9条 研究事項について証明を願い出た者には、研究証明書を交付する。

(退学)

第10条 研究生が退学しようとするときは、指導教員を経て、研究科長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第11条 研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、研究科長がこれを除籍する。

- (1) 研究生として不都合な行為があったとき。
- (2) 授業料納付の義務を怠ったとき。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年3月31日から施行し、改定後の第2条第2号の規定は、平成19年12月26日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

8 入学前の既修得単位認定に関する内規

(平成19年4月1日制定)

(趣 旨)

第1条 この内規は、神戸大学教学規則第75条及び神戸大学大学院人間発達環境学研究科規則（平成19年3月20日制定）第20条の規定による入学前の既修得単位の認定について定めるものとする。

(認定単位数)

第2条 認定できる授業科目の単位数は、10単位を限度とする。ただし、後期課程においては2単位を限度とする。

(申 請)

第3条 既修得単位の認定を受けようとする者は、入学した年度の指定した期日までに、指導教員と相談し、次の書類を研究科長に提出しなければならない。

- (1) 申請書（本研究科所定の様式）
- (2) 成績証明書及び講義内容を明示できるもの（シラバス、講義要項等）

(審 査)

第4条 既修得単位の認定の審査は、申請した授業科目ごとに当該授業担当教員が試験（筆記又は口頭）により行う。

(成 績)

第5条 認定した授業科目の成績の表示は、「認定」とする。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から実施する。

9 神戸大学大学院人間発達環境学研究科特別聴講学生規程

(平成19年3月30日制定)

(趣 旨)

第1条 この規程は、神戸大学大学院人間発達環境学研究科規則（平成19年3月20日制定）第32条第1項の規定に基づき、特別聴講学生に関する必要な事項を定めるものとする。

(許 可)

第2条 本研究科との協定に基づき、他大学大学院から特別聴講学生の受入れ依頼があったときは、教授会の承認を得て、特別聴講学生として許可する。

(出願手続)

第3条 特別聴講学生を志望する者は、所属大学の研究科長（研究科長を置かない研究科にあつては、当該大学の学長とする。）を経て、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 特別聴講学生願書（本研究科所定用紙）
- (2) 在学中の大学院の学業成績証明書
- (3) 健康診断書

(授業料等)

第4条 特別聴講学生は、履修する授業科目に相当する授業料を指定された期間に納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者については、授業料を徴収しない。

- (1) 国立大学法人の学生
- (2) 大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項（平成3年4月11日文部省学術国際局長裁定）に基づく協定留学生
- (3) 大学間相互単位互換協定に基づく特別聴講学生に対する授業料の相互不徴収実施要項（平成8年11月1日文部省高等教育局長裁定）に基づく、大学間協定による公立又は私立の大学の学生

3 特別聴講学生に関わる検定料及び入学料は徴収しない。

(許可の取り消し)

第5条 特別聴講学生が次の各号の一に該当する場合は、許可を取り消すことがある。

- (1) 成業の見込みがないと認められるとき
- (2) 本学の諸規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があると認められるとき

附 則

この規程は、平成19年4月1日から実施する。

10 神戸大学大学院人間発達環境学研究科特別研究学生内規

(平成19年3月30日制定)

(趣 旨)

第1条 この内規は、神戸大学大学院人間発達環境学研究科規則（平成19年3月20日制定）第33条の規定による特別研究学生に関する必要な事項を定めるものとする。

(許 可)

第2条 本研究科との協定に基づき、他大学大学院から特別研究学生の受入れ依頼があったときは、本教授会の承認を得て、特別研究学生として研究指導を受けることを許可する。

(手 続 き)

第3条 特別研究学生を志望する者は、所属大学の研究科長（研究科長を置かない研究科にあつては当該の学長とする。）を経て、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 特別研究学生願書（本研究科所定用紙）
- (2) 在学中の大学院の学業成績証明書
- (3) 健康診断書

(授業料等)

第4条 特別研究学生は、研究期間に相当する授業料を指定された期間に納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、授業料を徴収しないことを協定した学校から受け入れた者については、授業料を徴収しない。
- 3 特別研究学生に関わる検定料及び入学料は徴収しない。
- 4 研究指導を受けるために必要な費用は、特別研究学生の負担とする。

(受入れ時期及び研究期間)

第5条 特別研究学生の受入れ時期は、4月及び10月とする。ただし、特に教授会が認めたときは、この限りでない。

- 2 研究期間は、前期課程にあつては1年、後期課程にあつては2年を超えないものとする。

(許可取り消し)

第6条 特別研究学生が次の各号の一に該当する場合は、許可を取り消すことがある。

- (1) 成業の見込みがないと認められるとき
- (2) 本学の諸規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があると認められるとき

附 則

この内規は、平成19年4月1日から実施する。

11 神戸大学大学院人間発達環境学研究科博士課程（後期課程） における特例修了に関する申合せ

（平成19年3月30日制定）

（趣 旨）

第1条 この申合せは、神戸大学大学院人間発達環境学研究科規則第29条第3項ただし書の規定により修了する者（以下「特例修了」という。）に関する取扱いを定める。

（特例修了者）

第2条 特例修了ができる者は、次のいずれにも該当しているものとする。

- (1) 指導教員から推薦された者
- (2) 所定の単位を修得した者

（特例終了の時期）

第3条 特例修了の時期は、学年又は学期の末日とする。

（特例修了の申請）

第4条 特例修了の適用を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、指導教員（新生にあつては、指導予定教員とする。）の推薦理由書（別紙様式）及び研究業績一覧を添えて、次の各号に掲げる期日までに研究科長に提出しなければならない。ただし、提出期日が休業日に当たるときは、その次の業務日までとする。

- (1) 1年次の末日で課程修了を申請する場合 新生ガイダンス実施日
- (2) 2年次前期の末日で課程修了を申請する場合 1年次の6月15日
- (3) 2年次の末日で課程修了を申請する場合 1年次の1月15日
- (4) 3年次前期の末日で課程修了を申請する場合 2年次の6月15日

（特例修了検討委員会）

第5条 研究科長は、前条の申請があつたときは、直ちに特例修了検討委員会を設置し、申請者の資格等を検討させるものとする。

2 特例修了検討委員会は、主たる指導教員を含め5人で構成するものとする。

（申請資格の決定）

第6条 申請資格の決定は、教授会が行う。

附 則

この申合せは、平成19年4月1日から実施する。

(別紙様式)

平成 年 月 日

人間発達環境学研究科長 殿

指導(予定)教員 _____ 印

特例修了の推薦について

下記の者は、神戸大学大学院人間発達環境学研究科規則第29条第3項ただし書の定める研究業績に関し、特に優れた業績を上げ、博士課程修了者として相応しい能力及び学識を有しているものと判断し、ここに特例修了候補者として推薦いたします。

記

専攻名	
入学年月	平成 年 月入学
学籍番号	
氏名	
生年月日	年 月 日生

1. 推薦理由

2. 予備審査論文題目

3. 研究業績目録〔次の項目を網羅した目録を作成し、併せて提出すること。〕

(1) 著書・論文名 (2) 発行雑誌名又は発行所 (3) 巻・頁・発行年

4. 課程修了に必要な単位修得状況(履修中の場合は、単位修得計画を示すこと。)

12 交通機関の運休、気象警報発令の場合における授業、 学期末試験の休講措置について

(平成16年4月1日決定)

1 交通機関の運休の場合

次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合、当日のその後に開始する授業（学期末試験を含む。）を休講する。

- (1) JR西日本（神戸線）が事故等のため運休した場合
- (2) 阪急電鉄（神戸線）及び阪神電鉄が事故等のため同時に運休した場合
- (3) 神戸市バス16系統及び36系統が事故等のため同時に運休した場合

ただし、次の場合は授業を実施する。

- ① 午前6時までに、交通機関が運行した場合は、1時限目の授業から実施する。
- ② 午前10時までに、交通機関が運行した場合は、3時限目（午後）の授業から実施する。

2 気象情報発令の場合

神戸市に気象警報（暴風、大雪、暴風雪）が発令された場合、当日のその後に開始する授業（学期末試験を含む。）を休講する。

なお、気象警報が広域に発令された場合は、発令地域に神戸市が含まれている場合にこの取扱いを適用する。

ただし、次の場合は授業を実施する。

- ① 午前6時までに、気象警報が解除された場合は、1時限目の授業から実施する。
- ② 午前10時までに、気象警報が解除された場合は、3時限目（午後）の授業から実施する。

注1 解除又は運行の確認は、テレビ、ラジオ等の報道による。

注2 演習等小人数の授業については、担当教員と受講者が相談して、授業を行うことがある。

注3 この取扱いは平成22年9月1日から適用する。

13 人間発達環境学研究科修士論文等の指導体制について

(平成19年4月1日制定)

本研究科における修士論文及び特定の課題についての研究の成果（以下「修士論文等」という。）の指導体制及び提出方法等は下記のとおりとする。

記

1 修士論文等の提出資格

修士論文等を提出しようとする者は、題目届までに授業科目を16単位以上を修得していること。

2 修士論文等の指導及び題目届

(1) 指導は、指導教員2名以上（うち主となる指導教員1名）の複数指導体制とする。

(2) 修士論文等を提出する者は、1年次の6月末までに「研究計画の概要」を指導教員に提出するものとする。また、2年次以降（発達支援論コース（1年履修コース）は、1年次）に題目届を提出するに当たっては「研究の進行状況」を指導教員に報告のうえ、論文等の題目について承認を得るものとする。

3 修士論文等の提出期限

修士論文の提出期限は、1月17日とし、3月前（10月17日）までに、指導教員の承認を得て所定の様式で論文題目を提出するものとする。次年度の9月修了予定者は、提出期限（7月17日）の3月前（4月17日）までに、上記の手続きで論文の題目を提出するものとする。

ただし、発達支援論コース（1年履修コース）の特定の課題についての研究の成果の提出期限は、2月15日及び8月15日とし、その題目の提出期限は11月15日及び、5月15日とする。

なお、提出期限の日が休業日に当たるときは、その次の業務日とする。

4 修士論文等の審査

修士論文等の審査は、指導教員を含め、教授及び准教授のうちから教授1人を含む2人以上（指導教員が講師の場合、教授及び准教授のうちから教授1人を含む2人以上と指導教員の3人以上）の審査委員により行い、審査結果を教授会に報告し、承認を得るものとする。

5 特例修了者に係る修士論文の提出資格判定

優れた業績をあげ、1年又は1年6月の在学で修士論文を提出する者については、指導教員の承認を得て、判定に必要な修士論文等を所定の期日（※）までに研究科長へ提出するものとする。

上記の提出があった場合、研究科長は判定委員会を構成するものとし、判定委員会は、提出された修士論文等に基づき、提出資格の有無を判定する。

判定委員会の構成は、当該講座1名、所属専攻1名、指導教員1名、他専攻2名の計5名とする。

※所定の期日…修学期間が1年の場合（3月修了者）は、10月17日とし、1年6月の場合（9月修了者）は、5月15日とする。なお、提出期限の日が休業日に当たるときは、その次の業務日とする。

6 修士論文等の公開

(1) 学生の所属する専攻又は講座で修士論文等の発表会を開催するなど、研究成果を公開し、その水

準の維持向上を図るものとする。

- (2) 研究科は、毎年度、修士論文等個々の概要をまとめた冊子を作り、各専攻又は講座及び図書室に備えて、閲覧に供するものとする。

14 修士論文作成要領

(平成19年4月1日制定)

1. 論文は、原本1通、副本2通（原則として）を提出するものとする。提出にあたっては、あらかじめ指導教員の点検を受け、承認を得ておくこと。
2. 論文の作成方法は、A4判サイズで縦位置、横書を基本とする。
論文の長さは、外国語による場合はそれに相当するものと各講座において規定したものとする。
3. 論文には、別に定める論文要旨を添付するものとする。
4. 論文は、参考例のとおり表紙を付して、仮綴にして提出すること。
5. 様式等に関するその他の事項については、指導教員の指示に従うものとする。

参考例（クロス表紙等）

○ ● ○	年 月 日提出
	修 士 論 文
	論 文 題 目
	指導教員 ○ ○ ○ ○ 教授
	神戸大学大学院人間発達環境学研究科 ○○○○ 専攻 △ △ △ △ 講座 学籍番号・氏名 △△△△△ ○ ○ ○ ○

上は3センチ空白

→47字 (目安)

タ イ ト ル (15ポイント)

↓

45行 (目安)

—サブタイトル (9ポイント)—

所属専攻・講座

学 生 氏 名

指導教員氏名 ○ ○ ○ ○

(12ポイント)

要旨○○○○○○○・・・ (9ポイント)

(作成要領)

1. 論文要旨は縦位置，横書とし，A4判サイズで2ページとする。
2. 日本語による場合は，1ページにつき，一行47字，45行の範囲内でまとめることを目安とする。外国語による場合は，それに相当するものとする。
3. 基本ポイントは9ポイントとする。
4. 1ページ目は次の指定を基準とする。
 - 1～2行目にタイトルを記入する (15ポイントを指定)。
 - 3行目はタイトルが長かったり，サブタイトルがある場合に記入する。
 - 4行目は空白とする。
 - 5～7行目は右端に所属専攻・講座，氏名，指導教員名を記入する (12ポイントを指定)
 - 8行目は空白とする。
 - 9行目から論文要旨を記入する。
5. 論文要旨 (日本語又は外国語)，図・表等すべての完全原稿を作成し，提出するものとする。(オフセット印刷のため)

(注) 指導教員の点検を受け，承認を得たものを提出する。提出後の原稿訂正は認めない。

下は3センチ空白

左は
2.5
センチ
空白

右は
2.5
センチ
空白

15 課程博士論文の指導体制等について

1 課程博士論文提出及び審査の流れ（3月修了の場合）

学年次	月	事項
1 学年	4 月	・ 指導教員 3 名（うち主となる指導教員 1 名）を決定 ・ 博士論文指導委員会設置
	4 月末	博士論文構想の提出
	2 月末	基礎論文提出
	3 月	・ 基礎論文審査
2 学年	4 月	・ 博士論文指導委員会審査報告
	2 月末	予備審査論文提出
3 学年	4 月	・ 博士論文予備審査申請・予備審査委員会を組織
	6 月	・ 中間報告
	9 月	・ 予備審査委員会審査報告 ・ 教授会による博士論文提出資格認定
	12月 1 日～10日	博士論文提出
	12月	・ 本審査申請・審査委員会を組織
	12月～ 2 月	・ 本審査
	2 月 1 日～13日	・ 論文公開
	14日～28日	・ 公開による最終試験
3 月 1 日まで	・ 最終審査結果報告 教授会による学位授与の可否の決定 ・ 研究科長から学長への報告 ・ 学長による学位記授与	

2 課程博士論文提出及び審査の流れ（留年：9月修了の場合）

学年次	月	事項
3 学年	12月中旬	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">予備審査論文提出</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 博士論文予備審査申請・予備審査委員会を組織
	2 月	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">中間報告会</div>
	3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予備審査委員会審査報告 ・ 教授会による博士論文提出資格認定
翌年度	6 月20日～30日	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">博士論文提出</div>
	7 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本審査申請・審査委員会を組織 ・ 本審査
	8 月18日～31日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 論文公開
	9 月 1 日～ 7 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公開による最終試験
	9 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最終審査結果報告 ・ 教授会による学位授与の可否の決定 ・ 研究科長から学長への報告 ・ 学長による学位記授与

3 課程博士論文提出及び審査の流れ（特例修了の場合）

(1) 特例修了1年の場合

学年次	月	事項
* 入学試験合格後新入生ガイダンスまでに		
1 学年	4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・特例修了の申請 ・特例修了検討委員会の設置 ・指導教員 3 名（うち主となる指導教員 1 名）を決定 ・教授会で申請資格を決定 ・予備審査委員会を組織
	5 月末	予備審査論文および参考論文を提出
	6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・予備審査論文および参考論文について審査し，特例修了（1 年）の可否を判定 ・教授会で報告 ・中間報告会
	9 月	<ul style="list-style-type: none"> ・予備審査委員会審査報告 ・教授会による博士論文提出資格認定

（以下，3月修了の場合の第3学年12月1日以降の日程に同じ）

(2) 特例修了1年6月の場合

学年次	月	事項
1 学年	4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・指導教員 3 名（うち主となる指導教員 1 名）を決定 ・博士論文指導委員会を組織
	4 月末	博士論文構想の提出
	6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・特例修了の申請 ・特例修了検討委員会の設置 ・教授会で申請資格を決定
	7 月	予備審査委員会を設置
	11 月	予備審査論文および参考論文を提出
	12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・予備審査論文および参考論文について審査し，特例修了（1 年 6 月）の可否を判定 ・教授会で報告

（以下，留年：9月修了の場合の2月以降の日程に同じ）

(3) 特例修了2年の場合

学年次	月	事項
1 学年	4 月	・ 指導教員 3 名（うち主となる指導教員 1 名）を決定 ・ 博士論文指導委員会を組織
	4 月末	博士論文構想の提出
	1 月	・ 特例修了の申請 ・ 特例修了検討委員会の設置 ・ 教授会で申請資格を決定
2 学年	2 月	・ 予備審査委員会を組織
	5 月末	予備審査論文および参考論文を提出
	6 月	・ 予備審査論文および参考論文について審査し、特例修了（2 年）の可否を判定 ・ 教授会で報告 ・ 中間報告会
	9 月	・ 予備審査委員会審査報告 ・ 教授会による博士論文提出資格認定

（以下、3 月修了の場合の第 3 学年 12 月 1 日以降の日程に同じ）

(4) 特例修了2年6月の場合

学年次	月	事項
1 学年	4 月	・ 指導教員 3 名（うち主となる指導教員 1 名）を決定 ・ 博士論文指導委員会を組織
	4 月末	博士論文構想の提出
	2 月末	基礎論文提出
2 学年	3 月	・ 基礎論文審査
	4 月	・ 博士論文指導委員会審査報告
	6 月	・ 特例修了の申請 ・ 特例修了検討委員会の設置 ・ 教授会で申請資格を決定
	7 月	・ 予備審査委員会を組織
	11 月	予備審査論文および参考論文を提出
	12 月	・ 予備審査論文および参考論文について審査し、特例修了（2 年 6 月）の可否を判定 ・ 教授会で報告 ・ 中間報告会
	3 月	・ 予備審査委員会審査報告 教授会による博士論文提出資格認定

（以下、留年：9 月修了の場合の 6 月 20 日以降の日程に同じ）

4 (別表)課程博士論文提出及び審査の流れ(留年を含む。)

No.	事 項	3月修了	9月修了(留年)
1	指導教員3人決定	1学年4月	
2	博士論文指導委員会設置	1学年4月の教授会	
3	基礎論文提出	1学年2月末	2学年8月末
4	博士論文指導委員会審査報告 (予備審査論文提出資格認定)	2学年4月の教授会	2学年10月末の教授会
5	予備審査論文提出	2学年2月末日	3学年12月中旬
6	予備審査委員会設置	3学年4月の教授会	3学年12月の教授会
7	中間報告会	3学年6月第4金曜日	3学年2月
8	博士論文提出資格認定	3学年9月の教授会	3学年3月の教授会
9	博士論文提出	3学年12/1~10	翌年度6/20~30
10	本審査委員会設置	3学年12月の教授会	翌年度7月の教授会
	論文公開	3学年2/1~13	翌年度8/18~31
11	最終試験	3学年2/14~28	翌年度9/1~7
12	修了判定	3学年3月の教授会	翌年度9月の教授会

5 (別表)課程博士論文提出及び審査の流れ(特例修了の場合)

修了期間1年の場合, 1年6月の場合

No.	事 項	3月修了(1年)	9月修了(1年6月)
1	特例修了申請	1学年新入生ガイダンスまでに	
2	特例修了検討委員会設置	1学年4月	
3	指導教員3名決定	1学年4月	1学年4月
4	申請資格決定	1学年4月の教授会	
5	博士論文指導委員会設置		1学年4月の教授会
6	基礎論文提出		
7	博士論文指導委員会審査報告 (予備審査論文提出資格認定)		
8	特例修了申請		1学年6月
9	特例修了検討委員会設置		1学年6月
10	申請資格決定		1学年6月の教授会
11	予備審査委員会設置	1学年4月の教授会	1学年7月の教授会
12	予備審査論文等提出	1学年5月末	1学年11月
13	特例修了の可否判定	1学年6月の教授会	1学年12月の教授会
14	中間報告会	1学年6月	1学年2月
15	博士論文提出資格認定	1学年9月の教授会	1学年3月の教授会
16	博士論文提出	1学年12/1~10	2学年6/20~30

17	本審査委員会設置	1 学年12月の教授会	2 学年 7 月の教授会
	論文公開	1 学年 2 / 1 ~13	2 学年 8 /18~31
18	最終試験	1 学年 2 /14~28	2 学年 9 / 1 ~ 7
19	修了判定	1 学年 3 月の教授会	2 学年 9 月の教授会

修了期間 2 年の場合, 2 年 6 月の場合

No.	事項	3 月修了(2 年)	9 月修了(2 年 6 月)
1	指導教員 3 名決定	1 学年 4 月	1 学年 4 月
2	博士論文指導委員会設置	1 学年 4 月の教授会	1 学年 4 月の教授会
3	基礎論文提出		1 学年 2 月末
4	博士論文指導委員会審査報告 (予備審査論文提出資格認定)		2 学年 4 月の教授会
5	特例修了申請	1 学年 1 月	2 学年 6 月
6	特例修了検討委員会設置	1 学年 1 月	2 学年 6 月
7	申請資格決定	1 学年 1 月の教授会	2 学年 6 月の教授会
8	予備審査委員会設置	1 学年 2 月の教授会	2 学年 7 月の教授会
9	予備審査論文等提出	2 学年 5 月末	2 学年11月
10	特例修了の可否判定	2 学年 6 月の教授会	2 学年12月の教授会
11	中間報告会	2 学年 6 月	2 学年12月
12	博士論文提出資格認定	2 学年 9 月の教授会	2 学年 3 月の教授会
13	博士論文提出	2 学年12/ 1 ~10	3 学年 6 /20~30
14	本審査委員会設置	2 学年12月の教授会	3 学年 7 月の教授会
	論文公開	2 学年 2 / 1 ~13	3 学年 8 /18~31
15	最終試験	2 学年 2 /14~28	3 学年 9 / 1 ~ 7
16	修了判定	2 学年 3 月の教授会	3 学年 9 月の教授会

6 後期課程の研究指導体制について

人間発達環境学研究科
(平成19年4月1日制定)

本研究科後期課程では、次の体制により研究指導を行う。

- ・指導は、指導教員3名（うち主となる指導教員1名）の複数指導教員体制を実施する。指導教員には、2名の教授を含むものとする。
- ・博士論文指導委員会は、指導教員3名（うち主となる指導教員1名）をもって構成する。
- ・博士論文指導委員会は入学した4月末日までに設置する。

7 基礎論文提出要領

大学院人間発達環境学研究科
(平成19年4月1日制定)

研究科後期課程学生は、予備審査論文作成能力を問うために、博士論文題目に関する基礎論文を次の要領によって作成する。

I. 提出書類

1. 基礎論文内容の要旨
2. 基礎論文

II. 作成要領

1. 基礎論文内容の要旨
 - 1) 別紙様式1により3通作成すること。
 - 2) 記載は、縦位置、横書きまたは横位置、縦書きとする。
 - 3) 日本語または英語で記述すること。
 - 4) 日本語の場合1,000～3,000字、英語の場合はダブルスペースで500～1,000語でまとめること。
2. 基礎論文
 - 1) 共著でないこと。
 - 2) 日本語または英語で記述すること。
 - 3) 記載は縦位置、横書きまたは横位置、縦書きとする。
 - 4) 原則として、日本語によるものはA4判（40字×30行）、15ページ以上、英語によるものは、A4判（1インチ10文字、60字×30行、ダブルスペース）、20ページ以上とする。（図表を含む。）
 - 5) 論文は印刷とする。
 - 6) 冊数は1編3通とする。

8 予備審査論文提出要領

人間発達環境学研究科
(平成19年4月1日制定)

本研究科後期課程学生は、博士論文の審査を願い出る前に、必ず、この要領に従って書類を作成し、予備審査を受けなければならない。書類提出に当たっては、あらかじめ指導教員に提出書類の点検を受けること。

I. 提出書類

1. 予備審査論文審査願
2. 予備審査論文内容の要旨
3. 予備審査論文

II. 作成要領

1. 予備審査論文審査願
別紙様式1により1通作成すること。(所定の用紙を交付する。)
2. 予備審査論文内容の要旨
 - 1) 別紙様式2により5通作成すること。(所定の用紙を交付する。)
 - 2) 記載は、縦位置、横書きまたは横位置、縦書きとする。
 - 3) 日本語または英語で記述すること。
 - 4) 日本語の場合1,000～3,000字、英語の場合はダブルスペースで500～1,000語でまとめること。
3. 予備審査論文
 - 1) 共著でないこと。
 - 2) 日本語または英語で記述すること。
 - 3) 記載は、縦位置、横書きまたは横位置、縦書きとする。簡易製本すること。
 - 4) 原則として、日本語によるものはA4判(40字×30行)、30ページ以上、英語によるものはA4判(1インチ10文字、40字×30行)、50ページ以上とする。(図表を含む。)
 - 5) 論文は、印刷とする。
 - 6) 冊数は1編5通とする。

9 博士論文提出要領

人間発達環境学研究科
(平成19年4月1日制定)

本研究科在学中に学位論文の審査を願い出る者は、この作成要領に従って書類を作成し、書類提出に当たっては、あらかじめ指導教員に提出書類の点検を受けること。

I. 提出書類

1. 学位論文審査願
2. 論文目録
3. 学位論文
4. 学位論文内容の要旨
5. 履歴書
6. その他参考論文等

II. 提出要領

1. 学位論文審査願
別紙様式1により1通作成すること。(所定の用紙を交付する。)
2. 論文目録
別紙様式2により1通作成すること。(所定の用紙を交付する。)
3. 学位論文
 - 1) 共著でないこと。
 - 2) 日本語または英語で記述すること。
 - 3) 記載は、縦位置、横書きまたは横位置、縦書きとし、製本のために空白をとっておくこと。
 - 4) 原則として、日本語によるものはA4版(40字×30行)、英語によるものは、A4版(1インチ10文字、60字×30行、ダブルスペース)、ページ数は各講座による。
 - 5) 論文は、印刷とする。
 - 6) 参考例に従って仮製本すること。
 - 7) 1編9通とする。
4. 学位論文内容の要旨
 - 1) 別紙様式3により8通作成すること。
 - 2) 記載は、A4版、縦位置、横書きまたは横位置、縦書きとする。
 - 3) 日本語または英語で記述すること。
 - 4) 日本語の場合3,000~6,000字、英語の場合はダブルスペースで約1,000~2,000語でまとめること。
5. 履歴書
別紙様式4により1通作成すること。(所定の用紙を交付する。)
6. その他参考論文等
所属する学会や外国の学術研究団体等のレフェリー付きの論文1点およびこれに準じる論文1点の計2点を含む(掲載予定証明のある場合を含む。)ものとし、1点につき6通とする。

III. 印刷公表の方法

1. 公表は単行の書籍または学術雑誌などの公刊物(以下「公刊物」という。)に掲載して行うこと。
2. 公表は原則として学位論文そのものを全文公表すること。
3. 自費出版などによるもので、購読できるものが限定されている出版物であっても、大学、その他の学術機関等に配布されたものについては、公刊物として扱うことができる。

(別紙様式 4)

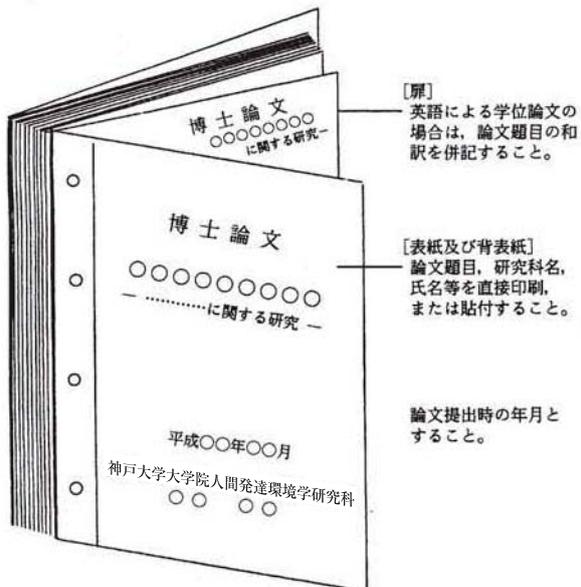
履 歴 書

ふりがな 氏 名	男・女	本 籍 または 国 籍	都・道 府・県
年 月 日生(満 歳)	電 話 () -		
現住所	-		
区 分	年 月 日	事 項	
学 歴	年 月 日	高等学校 卒業	
職 歴			
学 会 等			
賞 罰			
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 氏 名			

A 4 (297mm×210mm)

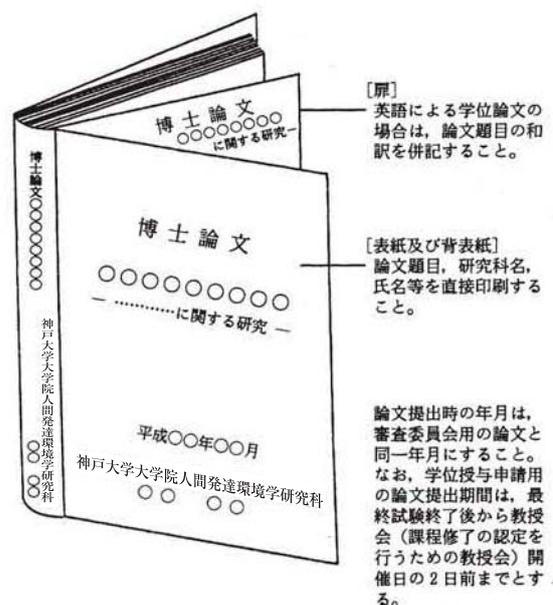
参考例

審査委員会用 (提出部数 6通)



※ クロス表紙等で仮綴すること。

学位授与申請用 (提出部数 3通)



※ 簡易製本とすること。

10 博士論文審査要領

人間発達環境学研究科
(平成19年4月1日制定)

[正規課程修了の場合]

1. 教授会は、課程博士論文作成能力を問うために、博士論文予備審査を行う。
2. 予備審査委員会の構成は、指導教員を含め5人とする。
3. 予備審査委員は、後期課程の教授2人を含む本研究科の教授とする。また、次の者を委員に充てることができる。
 - 1) 本研究科の准教授
 - 2) 本学の他研究科の教授または准教授
 - 3) 他の大学院または研究科等の教授または准教授等
4. 教授会は、予備審査委員会の報告を受け、課程博士論文提出資格を審議し、課程修了見込みの6か月前までに認定する。
5. 上記資格認定された者から、博士論文論文審査申請が出された場合、教授会は博士論文審査委員会（以下「審査委員会」と呼ぶ。）を組織する。
6. 審査委員会の構成は、指導教員を含め5人とする。
7. 審査委員は、後期課程の教授2人を含む本研究科の教授とする。また、次の者を委員に充てることができる。
 - 1) 本研究科の准教授
 - 2) 本学の他研究科の教授または准教授
 - 3) 他の大学院または研究科等の教授または准教授等
8. 審査委員会は、博士論文を中心とした最終試験を実施する少なくとも2週間前から、提出された博士論文および関係資料を公開する。
9. 審査委員会は、博士論文を中心とした最終試験を原則として公開で行い、試験結果を教授会に報告する。報告を受けた教授会は、博士号授与の可否について審議し、投票で決定する。

[特例修了の場合]

教授会は、人間発達環境学研究科規則第29条第3項ただし書きにより、修了しようとする者がいる場合には次のとおり審査を実施する。

- 1) 2年未満で修了しようとする場合には、入学時にその意向を指導教員に申し出させ、4月末までに予備審査委員会を設置する。申し出た者には、5月末までに予備審査論文およびレフェリーつき論文を原則とする参考論文を提出させ、それらについて審議し、予備審査委員会は特例修了の可否をただちに判定し、教授会に報告する。認定を受けた者には、正規課程修了者の審査要領に従い、審査する。
- 2) 2年以上3年未満で修了しようとする場合には、入学時にその意向を指導教員に申し出させ、4月末までに博士論文指導委員会を設置する。申し出た者には、5月末までに基礎論文およびレフェリーつき論文を原則とする参考論文を提出させ、それらについて指導委員会は、特例修了の可否および予備審査論文作成能力をただちに判定し、教授会に報告する。認定を受けた者には、正規課程

修了者の審査要領に従い，審査する。

(注) 特例修了については，「人間発達環境学研究科博士課程（後期課程）における特例修了に関する申合せ」を参照すること。

11 神戸大学大学院人間発達環境学研究科学位（論文博士）授与に関する内規

（平成19年4月1日制定）

（趣 旨）

第1条 この内規は、神戸大学学位規程人間発達環境学研究科細則第12条の規定に基づき、本研究科における学位（論文博士）の授与について、必要な事項を定めるものとする。

（学位申請資格）

第2条 本研究科に学位の授与を申請することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学院の博士課程において、所定の期間在学し、所定の単位を修得して退学した者
- (2) 大学院の修士課程を修了した後、3年以上の研究歴を有する者
- (3) 大学を卒業した後、5年以上の研究歴を有する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、教授会において資格があると認められた者

（研究歴）

第3条 研究歴とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 大学院、大学又は短期大学の専任教員として研究に従事した期間
- (2) 大学院、大学の研究生として研究に従事した期間
- (3) 大学院の学生として在学した期間
（修士課程は2年、博士課程は3年を上限とする。）
- (4) 官公庁、会社等において研究に従事した期間
- (5) その他教授会において認められた期間

（学位論文等の提出）

第4条 学位申請者は、次の各号に掲げる書類等を学位論文の内容に関係の深い学術領域の本研究科博士課程後期課程の教授（以下「推薦教授」という。）の推薦を受けた上、発達科学部教務学生係に提出すること。

- (1) 学位申請書（所定の用紙を交付する。） 1通
- (2) 論文目録（所定の用紙を交付する。） 1通
- (3) 学位論文 8通
- (4) 学位論文内容の要旨 8通
- (5) 履歴書 1通
- (6) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書 1通
- (7) 在職・研究従事内容証明書（所定の用紙を交付する。）又は博士課程所定単位修得退学証明書 1通
- (8) その他参考論文等 6通

次の①又は②に掲げる参考論文等のいずれかを必ず含むこと。

- ① 著書（単著） 1点
- ② 所属する学会や外国の学術研究団体等のレフェリーつきの論文2点及びこれに準じる論文1点の計3点（掲載予定証明のある場合を含む。）

(内見委員会)

第5条 研究科長は、学位の申請があったときは、当該論文を学長に進達すべきか否かを検討するため内見委員会を置く。

- 2 内見委員会の構成は、推薦教授を含め推薦教授の推薦に基づき教授会で選出した3人とする。
- 3 内見委員会は、審査の結果を速やかに教授会に報告するものとする。

(学長への進達)

第6条 教授会は、内見委員会の審査結果の報告に基づき、当該論文を学長に進達すべきか否かを決定するものとする。

- 2 前項の決定については、構成員の過半数が出席し、その出席者の過半数の賛成がなければならない。
- 3 研究科長は、第1項の規定により受理決定された当該論文を、論文審査料5万7千円を添え、学長に進達するものとする。

(審査委員会)

第7条 学長から論文審査の付託があったときは、学位論文の審査及び試験を行うため、審査委員会を置く。

- 2 審査委員会の構成は、推薦教授を含め推薦教授の推薦に基づき教授会で選出した5人とする。
- 3 審査委員は、後期課程の教授2人を含む本研究科の教授とする。ただし、教授会において必要と認めるときは、次の者を審査委員に充てることができる。
 - (1) 本研究科の准教授
 - (2) 本学の他研究科の教授又は准教授
 - (3) 他大学の大学院又は研究所等の教授又は准教授等

(試験)

第8条 審査委員会は、学位論文を中心として、これに関連ある科目について、口頭により試験を行う。

- 2 審査委員会は、博士論文を中心とした試験を実施する少なくとも2週間前から、提出された博士論文及び関係資料を公開する。
- 3 第1項に規定する試験は、原則として公開で行う。

(学力の確認)

第9条 審査委員会は、学位申請者が本研究科の課程を修了した者と同等以上の学力があることを確認するため、筆答又は口頭による学力の確認（以下「試問」という。）を行う。

- 2 試問は、学位申請者の学術領域の専門科目若しくは審査委員会が必要と認めた科目（外国語を含む。）について行う。
- 3 審査委員会が必要と認めたときは、教授会の承認を得て審査委員以外の教員にも試問を委嘱することができる。
- 4 審査委員会が学位申請者の学歴、業績等に基づいて学力の確認を行いうると判断した場合は、試問を省略することができる。

(試験及び試問の実施時期)

第10条 前2条に規定する試験及び試問は、論文審査終了後1か月以内に行うものとする。

(審査結果の報告)

第11条 審査委員会は、論文審査及び試験並びに試問が終了したときは、次に掲げる事項を教授会に報

告しなければならない。

(1) 学位論文の審査結果の要旨

(2) 試験及び試問の結果の要旨

(雑 則)

第12条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、教授会が定める。

附 則

この内規は平成19年4月1日から施行する。

12 学位（論文博士）論文等作成要領

（平成13年12月19日制定）

本研究科に学位論文の審査を願い出る者は、この作成要領に従って書類を作成し、提出に当たっては、あらかじめ推薦教授に提出書類の点検を受けること。

I. 学位申請書

1. 別紙様式1により作成すること。（所定の用紙を交付する。）
2. 退学者（博士課程所定単位修得退学者）が再入学しないで学位を申請する場合には「第13条」（神戸大学学位規程）、それ以外の学位申請者は「第10条」（同規程）の規定の適用となる。

II. 論文目録

1. 別紙様式2により作成すること。（所定の用紙を交付する。）
2. 題目（副題を含む。）は、提出論文のとおり記載すること。
3. 印刷公表の方法及び時期について
 - 1) 公表は単行の書籍又は学術雑誌等の公刊物（以下「公刊物」という。）に掲載して行うこと。
 - 2) 公表は原則として学位論文そのものを全文公表すること。
 - 3) 自費出版等によるもので、購読できるものが限定されている出版物であっても、大学、その他の学術機関等に配布されたものについては、公刊物として扱うことができる。
 - 4) 未公表のものについては、その公表の方法及び時期の予定を記載し、予定が定まっていない場合は、未定とすること。

既に投稿し、学会等において、掲載期日が決定しているが、学位論文提出時において、印刷公表していないものは次のとおり記載すること。

記載例 題目○○○○○○○○○○ ○○○○○○学会誌○巻○号
平成 年 月 日掲載予定

4. 冊数は、学位論文1通についての冊数を記載すること。
5. 参考論文等について
次の①又は②に掲げる参考論文等のいずれかを必ず含むこと。
 - ① 著書（単著） 1点
 - ② 所属する学会や外国の学術研究団体等のレフェリー付きの論文2点及びこれに準じる論文1点の計3点（掲載予定証明のある場合を含む。）

III. 学位論文

1. 共著でないこと。
2. 原則として日本語で記述すること。
3. 単行の書籍等で提出する学位論文を除き、次の各号によって作成すること。
 - 1) 論文は印刷すること。
 - 2) 記載は、A4版（40字×30行）、縦位置、横書き又は横位置、縦書きとし、製本のために空白をとっておくこと。
 - 3) ページ数は、推薦教授の判断による。

4) 簡易製本すること。

IV. 学位論文内容の要旨

1. 別紙様式3により作成すること。
2. 記載は、A4版、縦位置、横書きとする。
3. 原則として日本語で記述すること。
4. 原則として日本語で、3,000字～6,000字でまとめること。

V. 履歴書

1. 別紙様式4により作成すること。(所定の用紙を交付する。)
2. 氏名について
戸籍(旧姓使用可)又は外国人登録原票記載事項証明書(記載されている通称名使用可)のとおりに記入すること。
3. 現住所について
 - 1) 住民票に記載されている住所を記入すること。
 - 2) 各種の連絡、通知に支障のないよう、団地名、番号等も記入すること。
4. 学歴について
 - 1) 高等学校卒業後の学歴について、年次を追って記入すること。
 - 2) 入学・休学・復学・退学・卒業・修了その他在籍中における異動について、もれなく記入すること。
 - 3) 博士課程所定単位修得退学者は、単位修得退学と記入すること。
5. 学会及び社会における活動等について
加入している学会の名称及び学位審査の参考になるとと思われる社会における活動等について、年次を追って記入すること。
6. 賞罰について
特記すべきものと思われるものを記入すること。
7. 職歴・研究歴について
 - 1) 職歴・研究歴について、年次を追って記入すること。
 - 2) 職歴について、常勤の職についてその勤務先、職種等を年次を追って記入すること。ただし、非常勤の職であっても、特に教育・研究に関するものについては記入すること。
 - 3) 現職については、当該職について記入した箇所に、「現在に至る」と明示すること。
 - 4) 研究歴として記入する事項は、およそ次のようなものがある。
 - イ. 研究課題に関するもの
 - ロ. 研修に関するもの
 - ハ. 学術調査に関するもの
 - ニ. 学術奨励金に関するもの
 - ホ. その他学位審査の参考となるもの

VI. 在職・研究従事内容証明書

別紙様式5により作成すること。(所定の用紙を交付する。)

(別紙様式 4)

履 歴 書

ふりがな 氏 名	男・女	本 籍 または 国 籍	都・道 府・県
年 月 日生(満 歳)			
現住所	電話 () -		
区 分	年 月 日	事 項	
学 歴	年 月 日	高等学校 卒業	
職 歴			
学 会 等			
賞 罰			
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 氏 名			

A 4 (297mm×210mm)

(別紙様式 5)

在職・研究従事内容証明

氏 名	
在職機関名及び 在 職 期 間	自 年 月 日～至 年 月 日
研究に従事した 所属部署・職名	
研究従事期間	自 年 月 日～至 年 月 日
研究従事態様	1 週平均 時間, 1 日平均 時間
[研究題目・研究内容]	
[研究業績 (学会における活動, 学会誌への掲載等)]	

上記のとおり相違ないことを証明する。

平成 年 月 日

指導者の所属部署, 職, 氏名

印

機関の長又は代表者

印

A 4 (297mm×210mm)

13 後期課程の履修について

人間発達環境学研究科
(平成19年3月5日制定)

本研究科後期課程学生は、次の体制により研究指導を受けるものとする。

- ・指導は、指導教員3名（うち主となる指導教員1名）の複数指導教員体制とする。指導教員には、2名の教授を含むものとする。
- ・予備審査論文及び学位論文の提出については課程博士論文提出及び審査の流れ（3月修了）に従うこと。

14 特別研究の履修について

本研究科後期課程では、学生の研究能力を高めるために、指導教員が学生ごとに特定の研究課題を設けて行う演習による授業として、特別研究Ⅲ・Ⅳがある。各4単位いずれも必修科目である。履修期間は原則として1年次に特別研究Ⅲを、2年次に特別研究Ⅳを履修するものとする。

15 人間発達環境学研究科博士課程（後期課程）所定単位修得退学者に関する申合せ

(平成19年4月1日制定)

1. 所定単位修得退学者の定義

本研究科博士課程（後期課程）に3年以上在学し、所定の14単位以上を修得し、必要な研究指導を受けて退学した者を所定単位修得退学者とする。

2. 所定単位修得退学者に交付する証明書

所定単位修得退学者から請求があった場合は、別紙様式1の証明書を交付する。

3. 神戸大学学位規程の適用について

- (1) 所定単位修得退学者のうち博士論文提出資格を認定されて退学した者については、神戸大学学位規程第13条第1項及び第2項の規定を適用するものとする。
- (2) 前号に規定する者から請求があった場合は、別紙様式2の証明書を交付する。

(別紙様式 1)

第	号		
所定単位修得退学証明書			
氏名			
年	月	日生	
上記の者は、本研究科 専攻の博士課程 後期課程に所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ、 必要な研究指導を受けた上で、平成 年 月 日退学 したことを証明します。			
平成	年	月	日
神戸大学大学院人間発達環境学研究科長			

A 4 (297mm×210mm)

(別紙様式 2)

第	号		
証 明 書			
氏名			
年	月	日生	
上記の者は、本研究科 専攻の博士課程 後期課程に所定の期間在学し、所定の単位を修得し、博士論 文提出資格を認定された上で、平成 年 月 日退学 したことを証明します。			
平成	年	月	日
神戸大学大学院人間発達環境学研究科長			

A 4 (297mm×210mm)

3 研究倫理について

研究倫理について

学位論文作成に当たっては、研究倫理規定について配慮するよう心がけること。特に人を対象にした研究内容は本研究科においては多く見られることから注意を促したい。

本規程については、研究を進めるに際して心がけるだけでなく、学術論文を投稿する際においても投稿先の編集委員会によって、しかるべき機関における倫理規定の審査を経た研究内容であるかが問われる場合が多くなっている。

本研究科では2005年11月に設置された「神戸大学大学院人間発達環境学研究科における人を直接の対象とする研究に関する規程」（下記のURLを参照）があり、研究科において、人を直接の対象とする研究が倫理的配慮のもとに行われることを目的として委員会が定められた。

研究倫理規定の条文、申請書などは研究科ホームページから得ることができるので大いに活用して頂きたい。

<http://www.h.kobe-u.ac.jp/1038>

神戸大学大学院人間発達環境学研究科
における人を直接の対象とする研究審査申請書

人間発達環境学研究科長殿

申請者 所属
氏 名

印

神戸大学大学院人間発達環境学研究科における人を直接の対象とする研究に関する規程第8条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

1. 研究課題名	
2. 研究期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
3. 研究責任者	(所属)
4. 共同研究者	(所属)
5. 研究の概要	
6. 研究対象者(予定)の内容(人数、年齢、性別、職業など)	
7. 研究により生じる可能性のある侵襲の種類、不利益、危険性の有無と倫理上の配慮	
8. 研究等の対象となる者に理解を求め同意を得る方法	
9. 事故などの際における緊急時の対策	
10. その他	

備考 審査申請書の記載に関しては、次の点に留意すること。

1. 各項目の記載は、できるだけ具体的かつ詳細に行うこと。
2. 項目6. 研究対象者(予定)の内容に関しては、人数、年齢、性別、職業等申請の時点で把握し得る限り詳細に記載すること。
3. 研究計画書があれば、それを添付することをもって項目5, 6, 7に代えることができる。
4. 項目7については、例えば「精神・心理的侵襲の内容」、「運動負荷の種類、強度、時間について」などの検査・測定項目、及びそれによる侵襲、不利益、危険性やそれらに対する対処等を簡潔に記載する。また、個人の人権に対する配慮や、個人情報等の取扱い方法等についても記載する。
5. 項目8に関して、研究対象者からインフォームド・コンセントを得る場合は、別記様式第2号を参考に作成した同意書を添付すること。
6. 項目9に関して、万一の事故発生に際して準備している対応策(緊急時マニュアル遵守など)について記載する。

4 教育職員免許状の所要資格の取得等

教育職員免許状の所要資格の取得等

本研究科において専修免許状を取得しようとする者は、修了に必要な単位を修得するほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める専修免許状に必要な単位を併せて修得しなければならない。基礎資格は、修士の学位を有するほか、大学（学部）において小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭等の一種免許状（取得しようとする種類・教科）を取得していることが必要です。各専攻ごとに定められた教科・教職に関する科目（第3表～第7表）の中から24単位以上を修得すること。

1 本研究科で取得できる教育職員免許状の種類及び免許教科

【第1表】

専攻	免許状の種類	免許教科
心身発達専攻	特別支援学校教諭専修免許状	
教育・学習専攻	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状	
人間行動専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	保健体育 保健体育
人間表現専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	音楽，美術 音楽，美術
人間環境学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	理科，数学，家庭，社会 理科，数学，家庭，公民

2 基礎資格及び最低必要単位数

【第2表】

第 1 欄		第 2 欄	第 3 欄			
所要資格		基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数			
免許状の種類			教科	教職	教科又は教職	特別
小学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること	8	41	34	
	一種免許状	学士の学位を有すること	8	41	10	
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること	20	31	32	
	一種免許状	学士の学位を有すること	20	31	8	
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること	20	23	40	
	一種免許状	学士の学位を有すること	20	23	16	
特別支援学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の普通免許状を有すること				50
	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の普通免許状を有すること				26
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること	6	35	34	
	一種免許状	学士の学位を有すること	6	35	10	

〔備考〕 専修免許状に係る第3欄に定める科目の単位数のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄に定める科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程若しくは文部科学大臣の指定するこれに相当する課程において修得するものとする。

3 教科等に関する授業科目

1 心身発達専攻

【第3表】

免許法に規定する科目 〔免許状の種類〕	単位数	左に対応する授業科目		備考
		授 業 科 目	単位数	
特別支援教育に関する科目	26	人間発達特論Ⅰ	2	
		発達障害臨床学特論Ⅰ	2	
		発達障害臨床学特論演習	2	
		行動発達分析学特論Ⅰ	2	
		行動発達分析学特論演習	2	
		心理療法特論Ⅰ	2	
		臨床人間関係学特論Ⅰ	2	
		臨床人間関係学特論演習	2	
		臨床心理学特論Ⅰ	2	
		臨床心理学特論演習	2	
		芸術療法特論Ⅰ	2	
		乳幼児発達特論Ⅰ	2	
		乳幼児発達特論演習	2	

2 教育・学習専攻

【第4表】

免許法に規定する科目 〔免許状の種類〕	単位数	左に対応する授業科目		備考
		授 業 科 目	単位数	
教科・教職に関する科目 〔幼稚園教諭専修免許状〕	24	【教科に関する科目】		
		数理認識発達特論Ⅰ	2	
		数理認識発達特論演習	2	
		造形表現学習特論Ⅰ	2	
		造形表現学習特論演習	2	
		身体運動発達特論	2	
		身体運動発達特論演習	2	
		幼年音楽表現特論Ⅰ	2	
		幼年音楽表現特論演習	2	
		児童造形表現特論	2	
		児童造形表現特論演習	2	
		児童文学表現特論	2	
		児童文学表現特論演習	2	
		【教職に関する科目】		
		人間発達特論Ⅰ	2	
		人間発達特論演習	2	
		人格形成特論Ⅰ	2	

教科・教職に関する科目 〔幼稚園教諭専修免許状〕		人格形成特論演習	2	
		自己形成特論Ⅰ	2	
		自己形成特論演習	2	
		教育発達心理学特論Ⅰ	2	
		教育発達心理学特論演習	2	
		教育人間学特論Ⅰ	2	
		教育人間学特論演習	2	
		教育行政特論Ⅰ	2	
		教育行政特論演習	2	
		日本教育史特論Ⅰ	2	
		日本教育史特論演習	2	
		社会認識教育内容特論Ⅰ	2	
		社会認識教育内容特論演習	2	
		乳幼児発達特論Ⅰ	2	
		乳幼児発達特論演習	2	
		乳幼児教育保育特論Ⅰ	2	
		乳幼児教育保育特論演習	2	
		児童発達支援特論Ⅰ	2	
		児童発達支援特論演習	2	
教科・教職に関する科目 〔小学校教諭専修免許状〕	24	【教科に関する科目】		
		社会認識教育特論	2	
		社会認識教育特論演習	2	
		科学教育原理特論Ⅰ	2	
		科学教育原理特論演習	2	
		数理認識発達特論Ⅰ	2	
		数理認識発達特論演習	2	
		造形表現学習特論Ⅰ	2	
		造形表現学習特論演習	2	
		身体運動発達特論	2	
		身体運動発達特論演習	2	
		幼年音楽表現特論Ⅰ	2	
		幼年音楽表現特論演習	2	
		児童造形表現特論	2	
		児童造形表現特論演習	2	
		児童文学表現特論	2	
		児童文学表現特論演習	2	
		【教職に関する科目】		
	人間発達特論Ⅰ	2		
人間発達特論演習	2			

教科・教職に関する科目 〔小学校教諭専修免許状〕	人格形成特論 I	2	
	人格形成特論演習	2	
	自己形成特論 I	2	
	自己形成特論演習	2	
	教育発達心理学特論 I	2	
	教育発達心理学特論演習	2	
	教育人間学特論 I	2	
	教育人間学特論演習	2	
	教育行政特論 I	2	
	教育行政特論演習	2	
	日本教育史特論 I	2	
	日本教育史特論演習	2	
	社会認識教育内容特論 I	2	
	社会認識教育内容特論演習	2	
	科学教育カリキュラム特論 I	2	
	科学教育カリキュラム特論演習	2	
	児童発達支援特論 I	2	
	児童発達支援特論演習	2	

3 人間行動専攻

【第5表】

免許法に規定する科目 〔免許状の種類〕	単位数	左に対応する授業科目		備考
		授 業 科 目	単位数	
保健体育の教科に関する科目 〔中学校・高等学校教諭 専修免許状〕	24	身体運動処方特論 I	2	
		身体運動処方特論演習	2	
		運動心理学特論 I	2	
		運動心理学特論演習	2	
		身体運動制御特論 I	2	
		身体運動制御特論演習	2	
		身体システム特論 I	2	
		身体システム特論演習	2	
		スポーツバイオメカニクス特論	2	
		スポーツバイオメカニクス特論演習	2	
		スポーツ文化史特論 I	2	
		スポーツ文化史特論演習	2	
		生涯スポーツ特論 I	2	
		生涯スポーツ特論演習	2	
		身体コンディショニング特論	2	
		身体コンディショニング特論演習	2	

保健体育の教科に関する科目 〔中学校・高等学校教諭 専修免許状〕	身体運動障害特論Ⅰ	2
	身体運動障害特論演習	2
	スポーツジェロントロジー特論Ⅰ	2
	スポーツジェロントロジー特論演習	2
	身体機能加齢特論Ⅰ	2
	身体機能加齢特論演習	2
	身体機能調節特論Ⅰ	2
	身体機能調節特論演習	2
	行動適応特論Ⅰ	2
	行動適応特論演習	2

4 人間表現専攻

【第6表】

免許法に規定する科目 〔免許状の種類〕	単位数	左に対応する授業科目		備考
		授 業 科 目	単位数	
音楽の教科に関する科目 〔中学校・高等学校教諭 専修免許状〕	24	【教科に関する科目】		
		芸術総合特論	2	
		音文化特論	2	
		音文化特論演習	2	
		音楽史特論Ⅰ	2	
		音楽史特論演習	2	
		音楽作品研究特論	2	
		音楽集団活動特論	2	
		声楽表現特論	2	
		声楽表現特論演習	2	
		器楽表現特論	2	
		器楽表現実践演習	2	
		音楽創造特論	2	
		音楽療法特論Ⅰ	2	
		音楽療法特論演習	2	
		【教職に関する科目】		
		芸術総合実践演習	2	
美術の教科に関する科目 〔中学校・高等学校教諭 専修免許状〕	24	【教科に関する科目】		
		建築文化史特論Ⅰ	2	
		建築文化史特論演習	2	
		メディア情報社会特論Ⅰ	2	
		メディア情報社会特論演習	2	
		ファッション文化特論	2	
		ファッション文化特論演習	2	

美術の教科に関する科目 〔中学校・高等学校教諭 専修免許状〕	デザイン史特論Ⅰ	2	
	デザイン史特論演習	2	
	図形科学特論Ⅰ	2	
	図形科学特論演習	2	
	現代彫刻特論	2	
	現代絵画特論Ⅰ	2	
	立体造形演習Ⅰ	2	
	現代絵画特論演習	2	
	【教職に関する科目】		
	芸術総合実践演習	2	

5 人間環境科学専攻

【第7表】

免許法に規定する科目 〔免許状の種類〕	単位数	左に対応する授業科目		備考
		授 業 科 目	単位数	
理科の教科に関する科目 〔中学校・高等学校教諭 専修免許状〕	24	サイエンスコミュニケーション演習	1	
		環境基礎物質科学A	2	
		環境基礎物質科学B	2	
		環境基礎物質科学C	2	
		環境基礎生命科学A	2	
		環境基礎生命科学B	2	
		環境分子生命科学特論	2	
		環境植生学特論Ⅰ	2	
		環境植生学特論演習	2	
		植物多様性特論Ⅰ	2	
		植物多様性特論演習	2	
		高次生命機能特論Ⅰ	2	
		環境地球化学特論Ⅰ	2	
		環境地球化学特論演習	2	
		環境地質学特論Ⅰ	2	
		環境地質学特論演習	2	
		宇宙環境物理学特論Ⅰ	2	
		粒子物理学特論Ⅰ	2	
		紫外線・放射線作用特論Ⅰ	2	
		紫外線・放射線作用特論演習	2	
		自然階層構造特論	2	
		分析化学特論Ⅰ	2	
		分析化学特論演習	2	
環境有機化学特論Ⅰ	2			

		環境有機化学特論演習	2		
		超分子化学特論	2		
		超分子化学特論演習	2		
数学の教科 ・教職に関する科目 〔中学校・高等学校教諭 専修免許状〕	24	【教科に関する科目】			
		統計計画特論	2		
		統計計画特論演習	2		
		統計推測特論	2		
		統計推測特論演習	2		
		統計解析特論	2		
		統計解析特論演習	2		
		情報数理方法特論 I	2		
		情報数理方法特論演習	2		
		情報論理学特論 I	2		
		情報論理学特論演習	2		
		非線形数理特論 I	2		
		非線形数理特論演習	2		
		数式処理特論	2		
	数式処理特論演習	2			
	応用幾何学特論 I	2			
	応用幾何学特論演習	2			
			【教職に関する科目】		
			数理認識発達特論 I	2	
			数理認識発達特論演習	2	
家庭の教科に関する科目 〔中学校・高等学校教諭 専修免許状〕	24	生活空間計画特論 I	2		
		生活空間計画特論演習	2		
		機械機能応用特論 I	2		
		機械機能応用特論演習	2		
		生活環境心理特論 I	2		
		生活環境心理特論演習	2		
		食環境学特論 I	2		
		食環境学特論演習	2		
		衣環境特論 I	2		
		衣環境特論演習	2		
		電子応用機能特論 I	2		
		電子応用機能特論演習	2		
		生活環境共持論 I	2		
		生活環境共持論演習	2		
		生活環境デザイン特論	2		

免許法に規定する科目 〔免許状の種類〕	単位数	左に対応する授業科目		備考
		授 業 科 目	単位数	
社会の教科に関する科目 〔中学校・高等学校教諭 専修免許状〕	24	産業社会構造特論Ⅰ	2	
		産業社会構造特論演習	2	
		都市地域構造特論Ⅰ	2	
		都市地域構造特論演習	2	
		農村地域構造特論Ⅰ	2	
		農村地域構造特論演習	2	
		国際社会構造特論Ⅰ	2	
		国際社会構造特論演習	2	
		社会変動特論Ⅰ	2	
		社会変動特論演習	2	
		労働社会史特論	2	
		労働社会史特論演習	2	
		憲法秩序特論Ⅰ	2	
		憲法秩序特論演習	2	
		比較社会規範特論Ⅰ	2	
		比較社会規範特論演習	2	
		社会環境思想史特論	2	
		社会環境思想史特論演習	2	
公民の教科に関する科目 〔高等学校教諭 専修免許状〕	24	産業社会構造特論Ⅰ	2	
		産業社会構造特論演習	2	
		国際社会構造特論Ⅰ	2	
		国際社会構造特論演習	2	
		社会変動特論Ⅰ	2	
		社会構造特論演習	2	
		憲法秩序特論Ⅰ	2	
		憲法秩序特論演習	2	
		比較社会規範特論Ⅰ	2	
		比較社会規範特論演習	2	
		社会環境思想史特論	2	
		社会環境思想史特論演習	2	

5 臨床心理学コースの学生の受講科目について

臨床心理学コースの学生の受講科目について

臨床心理学コースの学生は、人間発達環境学研究科規則第29条による所定の修了要件を満たすとともに臨床心理士資格認定協会が定めている臨床心理士試験受験のための基礎資格の要件を満たす授業科目を必ず受講してください。

下記の(財)臨床心理士資格認定協会（以下「協会」という。）の指定科目と本学研究科の授業科目との対応表のとおり協会が指定している必修科目16単位とA～E群の各群2単位の選択科目10単位の合計26単位を取得する必要があります。

臨床心理士資格認定協会の定めた科目		神戸大学人間発達環境学研究科における科目	単位数	備考
必修4単位	臨床心理学特論	臨床心理学特論Ⅰ	2	
		臨床心理学特論演習	2	
必修4単位	臨床心理面接特論	心理療法特論Ⅰ	2	
		心理療法特論演習	2	
必修4単位	臨床心理査定演習	臨床心理検査特論	2	
		臨床心理検査特論演習	2	
必修4単位	臨床心理基礎実習 臨床心理実習	臨床心理基礎実習	2	通年, 180分授業
		臨床心理実習Ⅰ	2	通年, 180分授業
A群2単位	心理学研究法特論	特別研究Ⅰ	4	
	心理統計法特論	心理統計法特論	2	
B群2単位	発達心理学特論	人間発達特論Ⅰ	2	
		人間発達特論演習	2	
		乳幼児発達特論Ⅰ	2	
	人格心理学特論	自己形成特論Ⅰ	2	
		自己形成特論演習	2	
		人格形成特論Ⅰ	2	
人格形成特論演習		2		
教育心理学特論	教育発達心理学特論Ⅰ	2		
	教育発達心理学特論演習	2		
C群2単位	家族心理学特論	臨床人間関係学特論Ⅰ	2	
		臨床人間関係学特論演習	2	
	社会心理学特論	行動発達分析学特論Ⅰ	2	
		行動発達分析学特論演習	2	
		ジェンダー文化学習特論Ⅰ	2	
		ジェンダー文化学習特論演習	2	
子ども・家庭支援論		2		
子ども・家庭支援論演習		2		

D群 2 単位	精神医学特論	精神医学特論	2	
	障害者（児）心理学特論	発達障害臨床学特論 I	2	
		発達障害臨床学特論演習	2	
臨床心理実践演習 A		2		
心身医学特論	小児健康発達学特論 I	2		
	小児健康発達学特論演習	2		
	健康増進科学特論 I	2		
	健康増進科学特論演習	2		
E群 2 単位	投映法特論	イメージ臨床特論	2	
		芸術療法特論 I	2	
		芸術療法特論演習	2	
	学校臨床心理学特論	教育臨床特論	2	
コミュニティ・アプローチ特論	臨床心理実践演習 B（地域福祉）	2		

*協会指定科目のうち必修科目の臨床心理基礎実習，臨床心理実習 I，臨床心理検査特論・同演習の履修については，臨床心理士養成に特化した授業であり，授業で取り上げる事例のプライバシー保護の理由から，臨床心理学コースの学生に限られます。なお，他の学生で臨床心理学に関心のあるものは，臨床心理学特論 I ・同演習，心理療法特論 I ・同演習及び A 群～D 群の科目を履修することができます。

6 発達支援インスティテュート

大学と地域のプラットフォーム 発達支援インスティテュート

発達支援インスティテュートは、人間発達に関わる応用目的、実践的研究を鮮明にするために、大学と地域をつなぐプラットフォームとして設立されました。このインスティテュートは人間発達環境学研究科に付設されており、「ヒューマン・コミュニティ創成研究センター」「心理教育相談室」「社会貢献室」「サイエンスショップ」の四つの組織から成り立っています。

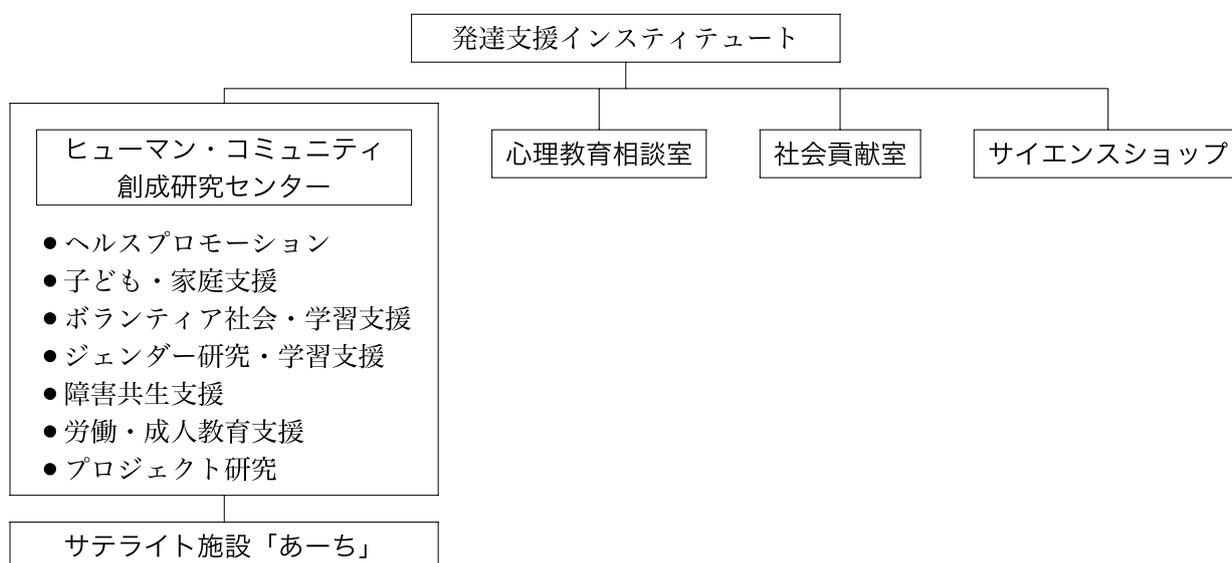
「心理教育相談室」は一般向けの心理相談業務を行い、合わせて臨床心理士の養成に関わるフィールドを提供しています。「社会貢献室」は、発達科学部および人間発達環境学研究科に所属する教員が行っているさまざまな社会貢献をまとめ、各種の公開講座を実施する等、大学と社会をつなぐ組織です。

「ヒューマン・コミュニティ創成研究センター」は、NPO、NGO、行政、企業、学校などと連携しつつ、実践的な人間発達研究を進めることを目的とした組織で、「ヘルスプロモーション」「子ども・家庭支援」「ボランティア社会・学習支援」「ジェンダー研究・学習支援」「障害共生支援」「労働・成人教育支援」の6つの部門といくつかのプロジェクト研究グループがあります。また、サテライト施設としての「のびやかスペース あーち」を運営しています。

当研究科には、上記「ヒューマン・コミュニティ創成研究センター」に属する6部門にかかわる教員が担当する「1年履修コース」が特別に設けられています。このコースは、部門に関連するフィールドで一定の社会的経験を積んだ社会人を対象としたもので、終了時に修士の学位が授与されます。院生は、このコースで、研究手法を学びながら、自らが経験してきた内容をまとめる形で修士論文またはリサーチペーパーを完成させることが求められます。修了生は、研究的視点をもって、再度現場に戻って活躍することが期待されていますが、終了後キャリアアップを実現している修了生も多くなります。

「サイエンスショップ」は、神戸大学学生および地域社会市民が科学に関わる課題や活動への取り組みの支援、学生に対しては、科学者に求められる創造的研究能力（課題発見、解決能力など）、コミュニケーション能力等の資質を高めるとともに、市民に対しては科学技術的課題に対するエンパワーメント、さらに地域の科学教育高度化を支援することを目的としています。

大学院人間発達環境学研究科博士課程前期課程



7 学生生活上の周知事項

1 学生の日常周知事項

1 学生への通知等について

学生への通知及び連絡は、すべて本研究科掲示板（発達科学部キャンパスA棟2階等）により行いますので、定期的に掲示の内容に留意してください。

2 証明書類の交付、発行等について

(1) 学生証

学生証は学籍を証明するものですから、学生は、学生証の交付を受け、これを常時携帯し本学教職員の請求があったときは、いつでもこれを提示してください。

学生証を携帯していないときは、図書館その他の施設を利用することができないことがあります。

A 再交付

学生証の紛失、破損、改姓、氏名漢字の変更等又は有効期限が過ぎたときは、教務学生係へ申し出てください。

B 磁気データ消失

学生証の磁気データが消失した場合は、学務部学務課（学生センター）へ磁気データの書き込みを申し出てください。

(2) 学生証、学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）、在学証明書、卒業見込証明書

JR（旅客鉄道会社）を利用して、実習・見学・帰省などで片道100km（営業キロ）を超えて旅行するときは、普通乗車券に限って旅客運賃の2割引で利用できるものです（他の鉄道・航路又はバス会社等については、事前に各社の窓口を確認してください）。有効期間は発行日から3か月間です。1回の交付は2枚までとし、1人年間10枚を限度とします。

学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）、在学証明書（和文・英文）、卒業（修了）見込証明書（和文・英文）、学業成績証明書（和文・英文）、仮受検票については「証明書自動発行機」で交付していますので、画面表示に従い操作を行ってください。

証明書の自動発行機を使用する際には、学生証とパスワードの入力が必要です。パスワードについてはガイダンス等で説明されますが、わからない場合には教務学生係に照会してください。

仮受験票については、初期パスワードでの交付はできませんので、事前にパスワードの変更を行ってください。

証明書自動発行機の設置場所・取扱時間は次のとおりです。

ただし、土曜（六甲台は次表を参照）・日曜・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）は、利用できません。

設 置 場 所	取 扱 時 間
国際文化学部・B棟1階ホール内	8：40～17：10
発達科学部本館A棟1階（発達ホールDルーム内）	8：30～19：00 （授業（補講・定期試験を含む）以外の時は17：15まで）
六甲台第3学舎1階学生コーナー	8：45～20：00 （土曜日も稼働、授業又は定期試験以外の時は17：00まで）

工学部玄関 1 階	9 : 00～17 : 00
文学部本館 1 階ホール内	9 : 00～17 : 15
農学部A棟 1 階学生ホール内	9 : 00～17 : 15
医学部医学科学生ホール 1 階	9 : 00～17 : 00
医学部保健学科B棟 1 階	9 : 00～18 : 00 (水・金曜日は19 : 00まで)
海事科学部事務棟 1 階	8 : 30～17 : 15

(3) 人物考査書, 推薦書

就職のために必要なときは, できるだけ早くキャリアサポートセンターへ願い出てください。

(4) 健康診断証明書

就職等のために必要な場合は, 必要とする日の前日までに保健管理センターへ申し込んでください。
(午前 9 : 00～12 : 00, 午後 1 : 00～4 : 00)

ただし, 必ずしも翌日に交付できない場合がありますので, 注意してください。

なお, 健康診断証明書は, 大学で行う定期健康診断を受検した者に限り交付します。(申込み期間等については掲示に注意してください)

卒業(修了)証明書, 提出機関が指定する様式の各種証明書が必要なときは, 教務学生係で所定の証明書発行(交付)願により申込み, 交付を受けてください。

ただし, 申込日から発行まで時間がかかりますので, 教務学生係の指示に従ってください。

3 通学定期乗車券の購入について

通学定期券を購入するときは, 学生証と「通学定期乗車券発行控」(有効期間は1年)を利用する交通機関の定期券発売所に提示し, 備えつけの申込用紙に所定事項を記入して申し込んでください。

ただし, 購入できる通学定期乗車券は宿所(現住所)の最寄り駅から大学(就学宿舎)の最寄り駅との間を順路により通学する場合に購入できます。

また, 交通機関によっては別途「通学証明書(各交通機関で配付)」を必要とする場合もありますので, 定期券発売所所定の用紙に必要事項を記入の上, 2日前までに教務学生係に証明を申し込んでください。

(注) バスの定期券は月単位になっているところもありますので, 確認のうえ, 購入の時期を誤り, 不利益にならないよう注意してください。

4 住所等の変更の届出について

入学時に提出した「学生登録票」の内容に変更があったときは, 速やかに教務学生係へ届け出てください。

5 休学, 復学, 退学等願出について

休学, 復学, 退学等につて願い出る場合は, 所定の用紙により事前に理由を記入して, 教務学生係を通じて学部長に願い出なければなりません。なお, 病気のため休学, 退学を願い出る場合及び病気

のため休学をした者が復学を願い出る場合は診断書の添付を必要とします。

6 授業料の納付について

授業料は、毎年前期分については4月中、後期分については10月中に、口座振替（自動引き落とし）により、納付していただきます。

7 学内掲示物について

学内で掲示物を掲示しようとするときは、学生用掲示板に掲示してください。

学生用掲示板はB棟2Fに設けていますので、お互いに譲り合って利用してください。

8 学校施設の使用について

授業、大学行事、施設管理等に支障のない限り、研究、集会、スポーツ活動のため教室、グラウンド、体育館、テニスコートを使用することができますが、その場合、使用責任者は、使用しようとする日の3日前までに所定の使用許可願を教室以外は学務部学生生活課へ、教室は発達科学部教務学生係へ提出し、許可を得なければなりません。

なお、教室の使用については、別に定めているので教務学生係に問い合わせてください。

〔学生の学校施設使用許可基準（昭和60年10月23日教授会決定）〕

① 本学部の学生・学生自治会、本学の課外活動団体が学校施設を使用する場合には原則として許可する。ただし、3日前までに願い出なければならない。

② 本学部の学生自治会、本学の課外活動団体が、外部団体と共催する催しについては、教授会が妥当と判断した場合には許可する。ただし、3か月前までに願い出なければならない。

なお、音楽棟および体育施設については、それぞれ当該教室の許可を必要とする。

また、使用許可に当たっては、下記の注意事項を伝達すること。

イ. 学校施設使用後は使用前の状態に必ず復帰させ、掃除、整理整頓、施錠を確認すること。

ロ. 屋外では、附近の住宅の迷惑となるような、スピーカーによる発声、音楽等は認めない。

9 教材用印刷機の使用について

本学舎A棟2階に印刷機を備えています。印刷機を使用する場合は、下記の注意事項に従って使用してください。

（教材用印刷機使用上の注意）

1. 教材用プリント以外の目的には使用できません。

2. 使用できる者は、本研究科の学生に限ります。用紙類は各自で準備してください。

3. 使用時間は、午前9時30分から午後4時30分までとします。ただし、土曜、日曜、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は使用できません。

4. 使用する場合は、教務学生係で使用申込者台帳に所要事項を記入し、使用者の学生証を預けてください。

5. 共用の物品なので、使用については十分に注意し、清潔・整頓・後始末等には特に気をつけてください。

10 発達ホール（Dルーム）の利用について

発達ホール（Dルーム）は、学習環境改善の一環として、学生相互並びに学生・教職員の交流を深め、かつ学生・教職員の福利厚生を増進を図るため、A棟1階（玄関西側）に設置されています。利用が可能な時間等は次のとおりです。

午前8時20分から午後9時30分までとし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、12月29日から1月3日までの日及びその他学部長が指定する日は利用できません。

11 禁煙について

本研究科内においては共用スペースでの喫煙は禁止します。指定された場所で喫煙してください。

12 車両による構内への乗入れ禁止について

本学部では、キャンパスが狭隘なため駐車余地がなく、また教育研究環境保全の維持、事故防止等により四輪車による学生の構内への乗入れは原則として禁止しています。

なお、単車による通学についても、常に危険を伴うので努めて自粛するよう要望しています。

身体上の理由により、車両の構内乗入れを必要とする者は「車両入構許可願」を教務学生係に提出して許可を受けてください。

やむを得ない理由により単車による通学をする者は、次の指定の駐輪場に駐車してください。

昼 間 午前6時30分から午後9時45分まで（グラウンド西側）

夜 間 午後8時から翌朝午前8時まで（C棟西側夜間専用駐輪場）

13 盗難の防止について

構内は多数の人が出入りしており、盗難事故もしばしば発生しています。盗難事故の被害者にならないためにも、貴重品等は必ず身につけるよう日頃から習慣づけておくことが望ましいです。

また、盗難にあったときは、ただちに教務学生係に届けてください。

14 その他

次の事項については、「平成23年度学生生活案内」をご覧ください。

- 1 奨学制度
- 2 アルバイトの紹介
- 3 心身の健康管理
- 4 学生教育研究災害傷害保険制度
- 5 学生アカウント利用上の注意
- 6 ハラスメント

8 授業科目の履修及び修了要件等について

授業科目の履修及び修了要件等について

本研究科の授業科目の履修に当たっては、「シラバス」、「学生便覧」及び「授業時間割表」を参照し、次の事項に留意して履修手続を行うこと。

1 授業について

(1) 学期

本学では、年度を前期（4月1日～9月30日）、後期（10月1日～翌年3月31日）の2期に区分する2学期制をとっている。

(2) 授業科目

本研究科の授業科目は、研究科規則に定められており、各授業科目の開講予定一覧及び授業科目の講義等の内容については、シラバスを参照すること。

(3) 授業の方法

授業の方法は、講義、演習及び実習の形態により行う。

(4) 単位の基準

単位の基準は、講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とし、実習については、30時間の授業をもって1単位とする。

(5) 授業時間

本研究科における授業は、月曜日から金曜日までの各5時限実施している。

なお、授業科目によっては、休業期間（夏季・冬季）中に集中講義により行うことがある。

各時限ごとの授業開始・終了時刻は次のとおりである。

時 限	授業開始・授業終了
1	8：50～10：20
2	10：40～12：10
3	13：20～14：50
4	15：10～16：40
5	17：50～19：20

2 履修要件について

学生は、指導教員の指導を受けて、下記に定めるところにより単位を修得しなければならない。

○前期課程

特別研究Ⅰ，Ⅱの計8単位を含む30単位以上。

○後期課程

特別研究Ⅲ，Ⅳの計8単位を含む14単位以上。

3 授業科目の試験について

授業科目の試験は、その科目の授業の終了した学期末に行う。ただし、科目によっては随時に行うことがある。また、研究報告（レポート）等をもって試験に代えることもある。

履修・受験届を提出し、かつ、受講した授業科目でなければ、試験を受けることはできない。学業成績の評価の基準は次のとおりである。

評語	評点
秀	90点以上～100点
優	80点以上～89点
良	70点以上～80点未満
可	60点以上～70点未満
不可	60点未満（不合格として単位を与えない。）

4 研究指導について

大学院の教育方法については、大学院設置基準第12条に「大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。」と規定されている。研究指導は、授業科目の授業とちがい単位制度によらないものであって、単位制度によらずに多様なかたちで行われる研究指導が大学院の教育上重要な意義を有するものとされている。

本研究科の課程の修了要件については、前期課程においては研究科規則第29条第1項において、2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし、発達支援論コース（1年履修コース）においては、同規則第29条第2項において、1年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、特定の課題についての研究の成果の審査に合格することとされている。

5 修士論文等について

(1) 学生（（発達支援論コース（1年履修コース）を除く。））は指導教員の指導を受けて、修士論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「修士論文等」という。）を1月17日までに研究科長に提出しなければならない。

ただし、指導教員の認める理由により期限内に修士論文等を提出しなかった者及び修士論文等の審査に合格しなかった者は、次年度の7月15日までに修士論文等を提出することができる。

(2) 発達支援論コース（1年履修コース）の学生は指導教員の指導を受けて、特定の課題についての研究の成果（以下「リサーチ・ペーパー」という。）を2月15日までに研究科長に提出しなければならない。

ただし、指導教員の認める理由により期限内にリサーチ・ペーパーを提出できなかった者及び審査に合格しなかった者は、次年度の8月15日までにリサーチ・ペーパーを提出することができる。

(3) 修士論文等を提出しようとする者は、研究科に1年以上在学し16単位以上を修得して、修士論文等提出期限の少なくとも3か月前までに、指導教員の承認を経て、修士論文等の題目を研究科長に届け出なければならない。

- (4) 発達支援論コース（1年履修コース）の学生がリサーチ・ペーパーを提出する場合は、提出期限の少なくとも3か月前までに、指導教員の承認を経て、その題目を研究科長に届け出なければならない。

6 最終試験について

最終試験は、所定の単位を修得し、学位論文を提出した者につき、その学位論文を中心として、筆記試験又は口頭試問により教授会が選出した審査委員が行う。

7 修了要件について

学生は、所定の期間内において、前期課程においては、研究科で定められた授業科目を履修して30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文等の審査及び最終試験に合格しなければならない。後期課程においては、研究科で定められた授業科目を履修して14単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

8 学位の授与について

前期課程を修了した者に対しては、神戸大学学位規程の定めるところにより修士（学術）、修士（教育）及び修士（理学）の学位を授与する。

後期課程を修了した者に対しては、神戸大学学位規程の定めるところにより博士（学術）、博士（教育）及び博士（理学）の学位を授与する。

9 論文の保管について

修士論文等は、1部は各専攻で保存し、1部は神戸大学附属人間科学図書館で公表し、閲覧に供する。

博士論文は、1部は各研究科で保存し、1部は神戸大学附属図書館本館、1部は国会図書館で公表し、閲覧に供する。

9 附属施設関係規則

1 神戸大学留学生センター規則

(平成16年4月1日制定)

(趣 旨)

第1条 この規則は、国立大学法人神戸大学学則（平成16年4月1日制定）第10条第3項の規定に基づき神戸大学留学生センター（以下「センター」という。）の目的、組織、運営等について定めるものとする。

(目 的)

第2条 センターは、神戸大学（以下「本学」という。）における外国人留学生及び海外留学を希望する学生（以下この条において「外国人留学生等」という。）に対し、必要な教育及び指導助言を行い、外国人留学生等に対する教育指導の充実発展及び留学生交流の推進に寄与することを目的とする。

(業 務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 留学生交流の推進に関し必要なこと。
- (2) 外国人留学生に対し、日本語及び日本事情に関する教育を行うこと。
- (3) 神戸大学日本語等授業科目履修規則（平成16年4月1日制定）に定める日本語等授業科目の教育に関すること。
- (4) 外国人留学生の所属する学部又は研究科（以下「学部等」という。）の協力を得て、外国人留学生に対し、修学上及び生活上の指導助言を行うこと。
- (5) 海外留学を希望する学生に対し、修学上及び生活上の指導助言を行うこと。
- (6) 留学生教育に関する調査研究を行うこと。
- (7) その他前条の目的を達成するために必要なこと。

(職 員)

第4条 センターに次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 教授及び准教授
- (4) その他の職員

(センター長)

第5条 センター長は、本学の専任の教授をもって充てる。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(副センター長)

第6条 副センター長は、センターの専任教員をもって充てる。

- 2 副センター長は、センター長の職務を補佐する。
- 3 副センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(教授会)

第7条 センターに、教授会として神戸大学留学生センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(センター長等の選考)

第8条 センター長の選考は、部局長会議の議に基づき、副センター長及びセンターの専任教員の選考は、運営委員会の議に基づき、学長が行う。

(部門)

第9条 センターに、センターの業務を遂行するため、次に掲げる部門を置く。

(1) 留学生交流推進部門

(2) 日本語等教育部門

(3) 相談指導部門

2 各部門に関し必要な事項は、別に定める。

(日本語研修コース)

第10条 センターに、外国人留学生に対する日本語教育を行うため、日本語研修コースを置く。

2 日本語研修コースの実施に関し必要な事項は、別に定める。

(日本語・日本文化研修コース)

第11条 センターに、外国人留学生に対する日本語能力及び日本事情・日本文化の理解を向上させるための教育を行うため、日本語・日本文化研修コースを置く。

2 日本語・日本文化研修コースの実施に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第12条 センターの事務は、国際部留学生課において行う。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年7月29日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 神戸大学情報基盤センター利用規程

(平成16年4月1日制定)

(趣 旨)

第1条 この規程は、神戸大学情報基盤センター規則（平成16年4月1日制定）第9条の規定に基づき、神戸大学情報基盤センターの利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用の原則)

第2条 センターの利用は、神戸大学（以下「本学」という。）における研究、教育及び事務処理上必要と認められるものに限るものとする。

(利用者の資格)

第3条 センターを利用することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学生
- (3) 前2号に掲げる者のほか情報基盤センター長（以下「センター長」という。）が特に適当と認められた者

(利用の申請)

第4条 電子計算機システムを利用しようとする者は、別表に定める区分ごとの利用申請書（以下「申請書」という。）をセンター長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 センター長は、前項の申請に係る電子計算機システムの利用を適用と認めたときは、利用を承認し、その旨を申請者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により承認された電子計算機システムの利用に係る有効期間は、当該会計年度内とする。
- 4 利用者は、申請書の記載事項について変更が生じた場合は、速やかにセンター長に届け出なければならない。

(利用者の遵守事項)

第5条 利用者は、この規程及び別に定める内規等に基づき電子計算機システムを利用しなければならない。

(報告書の提出)

第6条 センター長は、利用者に対し、電子計算機システムの利用に係る事項について、必要と認めたときは、報告を求めることができる。

(経費の負担)

第7条 利用者は、センターの利用に係る経費の一部を別表のとおり負担しなければならない。ただし、センター長が特に必要と認めるときは、利用に係る経費の負担を免除することができる。

(利用の承認の取消し等)

第8条 利用者が、この規程若しくはこの規程に基づく定め違反し、又はセンターの運営に重大な支障をもたらした場合には、センター長は、利用の承認を取り消し又は一定期間センターの利用を停止させることができる。

(書類の様式)

第9条 この規程の実施に必要な書類の様式は、センター長が定める。

(雑 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、センター長が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年1月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

別 表 (略)

10 人間発達環境学研究科教員名簿

このページはウェブでは
公開していません。

実物の『学生便覧』での
閲覧をお願いいたします。

11 神戸大学学舎配置図等

このページはウェブでは
公開していません。

実物の『学生便覧』での
閲覧をお願いいたします。

学 生 便 覧

2011（平成23）年度

神戸大学大学院人間発達環境学研究科

〒657-8501 神戸市灘区鶴甲3丁目11

電 話 （078）881-1212 大代表

印刷／製本 有限会社 岸本出版印刷

電 話 （078）681-2456
